

三芳町
第6次
総合計画

令和6年度(2024)～
令和13年度(2031)

共に創ろう
ひと・まち・みどりがつながる
ウェルビーイング
幸せのまち



MIYOSHI TOWN



三 芳 町 第 6 次 総 合 計 画

共に創ろう
ひと・まち・みどりがつながる
ウェルビーイング
幸せのまち

令和6年度(2024)～令和13年度(2031)





共に創ろう

ひと・まち・みどりがつながる

ウェルビーイング

幸せのまちをめざして

「三芳町第5次総合計画」は、平成28年度から「未来につなぐ ひと まち みどり 誇れる町」を将来像として定め、まちづくりを進めてきました。この8年間の計画期間には、新型コロナウイルス感染症拡大、激甚化した大型台風の上陸、能登半島を襲った大地震など、私たちの生命の存続と安寧が脅かされ、不確実性を増す未来への不安に包まれる未曾有の経験を経てきました。しかしながら、こうした危機にも直面しながら、未来への光を探すべく、一歩ずつ歩んできました。

振り返れば、計画が策定された当初には、厳しい財政状況を迎えていましたが、経常収支比率や財政調整基金を大きく改善させ、持続可能な町政運営の基盤を整えるとともに、長年にわたり取り組まれた3つの区画整理事業の完了、三芳スマートICのフル化供用開始、藤久保地域拠点整備の着手など、未来への投資も着実に進んできました。また、あいサポート運動から進めてきた共生社会の実現において、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として取組を広げたことや世界に目を向けるなかで地域の使命としてSDGsのまちづくりやゼロカーボンシティ宣言など、地域の特色を活かしながら、未来に誇れる町をつなぐ取組を進めてきました。そして、360年以上にわたり地域に継承されている「武蔵野の落ち葉堆肥農法」は日本農業遺産、さらには世界農業遺産に認定され、日本国内外に価値が認められ、三芳町の魅力が輝きを増しています。

さまざまな苦難を乗り越え、未来へのまちづくりの種が芽吹いてきた今、私たちがめざす到達点は、誰一人取り残さない「幸せ」の実現であると考えます。「第6次総合計画」では、「共に創ろう ひと・まち・みどりがつながる幸せ(ウェルビーイング)のまち」を将来像に決めました。住民の幸せ「ウェルビーイング」をキーワードに、住民の皆様とともに未来に向けたまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提案をいただきました住民の皆様をはじめ、慎重なご審議をいただきました総合計画審議会委員、議会議員の皆様、並びに関係各位に対しまして心から厚く御礼を申し上げますと共に、今後とも計画の実現に向け、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年(2024)4月

三芳町長 林 伊佐雄

みよしWell-beingのまちづくり宣言

誰一人取り残さない 共に生きる幸せなまち 三芳



現在の自治体を取り巻く社会情勢は、少子高齢化、人口減少などによる社会の支え手の不足が進行し、極めて厳しい状況にあります。さらには、コロナ禍によって人と人のつながりが薄れてしまうような状況もありました。こうしたなかでは、どんな人でもお互いに、敬意と想像力をもって、支え合い、力を発揮し、受け入れ、誰一人取り残さずに、まちの全てが共に生きるまちづくりを取り組んでいく必要があります。

まちに住む誰もが自分らしく生き、こころもからだも健康で元気に共生することができるまちとなることで笑顔が生まれ、安心かつ利便性の高い環境を整え、豊かな緑と産業を財産として、みんなが活躍しながら共に創りあげ、住民のWell-beingが実感できるまちづくりを推進していきます。

そして、共に創りあげた未来は今の子どもたちの時代につながり、今の子どもたちの幸せは、まちの未来の幸せにつながっていきます。まちの夢と希望のため、子どもたちにやさしいまちづくりを行っていきます。

これらを通じて、「誰一人取り残さない 共に生きる幸せなまち 三芳」の実現を目指し、「みよしWell-beingのまちづくり」を進めていくことを、ここに宣言いたします。



令和6年3月23日

Ⅰ はじめに

P07

- 1.第6次総合計画の策定にあたって 08
- 2.町の特性と策定の背景 09
- 3.今後のまちづくりの方向性 12

Ⅱ 基本構想

P13

- 1.計画の構成と期間 14
- 2.基本理念 15
- 3.将来像 16
- 4.人口ビジョン・推計人口 17
- 5.土地利用の方針 18
 - (1)土地利用基本方針
 - (2)土地利用区分
 - (3)土地利用構想図
- 6.分野別ビジョン 22

Ⅲ 基本計画

P25

- 施策体系図 26
- 重点プロジェクト 28

分野別ビジョン	みんなとつながる共生のまち	35
分野別ビジョン	誰もが自分らしく生きるまち	45
分野別ビジョン	健康で元気な笑顔があふれるまち	59
分野別ビジョン	安心して便利に暮らせるまち	75
分野別ビジョン	豊かで持続可能な産業があるまち	101
分野別ビジョン	緑と文化のなかでこころ豊かに暮らせるまち	113

Ⅳ 資料編

P127

1.用語解説	128
2.SDGsの推進	133
3.策定に向けた住民参画の実施概要・策定経過	136
(1) 策定経過	
(2) 審議会委員名簿	
(3) 審議会諮問文	
(4) 審議会答申文	
(5) 住民意識調査の結果概要	
(6) 小・中学生調査の結果概要	
(7) 事業所調査の結果概要	
(8) まちづくりワークショップ・次世代リーダーミーティングの結果概要	
(9) 団体懇談会・地区懇談会の結果概要	
4.第5次総合計画の成果	155
5.統計からみる三芳町の現状	158
(1) 人口の推移と構成	
(2) 人口動態	
(3) 就業人口・通勤通学の流動	
(4) 産業	
(5) 町財政	

I

はじめに

- 1.第6次総合計画の策定にあたって
- 2.町の特性と策定の背景
- 3.今後のまちづくりの方向性

1. 第6次総合計画の策定にあたって

「第5次総合計画」の計画期間には、甚大な被害を引き起こした地震・台風・豪雨等の自然災害が発生しました。令和6年(2024)1月に「令和6年能登半島地震」が発生し、危機管理の重要性を再認識したところです。迅速な対応ができるよう、危機事案に対する備えを強化する必要があります。また、世界的な混乱を引き起こした新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活様式にも大きな影響がありました。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「2020年東京大会」という。)等のイベントの開催方法、企業における就業スタイルの変化をはじめ、町でも事業の実施のあり方に変化がありました。コロナ禍の未曾有の経験は、リモート環境や非接触型サービスの普及等、デジタル技術を活用した生活様式、社会様式の変革を生み出しています。アフターコロナの時代ではデジタル技術を活用し、生活様式の変化に対応したまちづくりが必要となります。

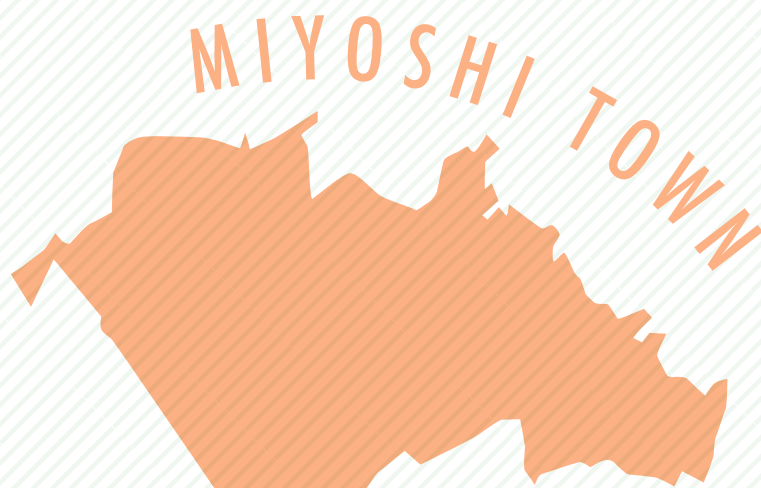
そして、世界に目を向けると温室効果ガスに起因する地球温暖化による異常気象や絶滅危惧種をはじめとする生物多様性への警鐘等、プラネタリー・バウンダリー※の危機感が高まっています。そのようななかで、世界で共有する目標として、国連で採択されたSDGs※やパリ協定※による温室効果ガスの削減、昆明・モンテリオール生物多様性枠組※等、目標年限を定めた取組が行われています。地球の住人である私たちは地域からこうした課題に取り組む使命があり、町において進めているSDGsのまちづくり、ゼロカーボンシティ、フォレストシティ構想等、未来に継承するためのまちづくりが一層重要だと考えます。

また、第5次総合計画では、人々がともに支えあい、いきがいと誇りを持ち、輝けるまちづくりとして「協働のまちづくり」の深化に取り組んできました。コロナ禍で開催された2020年東京大会は、共生社会として誰一人取り残さない社会の実現に目を向ける機会となりました。2020年東京大会の遺産(レガシー)を引き継ぎながら共生社会を実現させるためのまちづくりを進めていかなければなりません。

こうした町をとりまく社会情勢を背景に、第5次総合計画の進捗状況の検証や意識調査等から見えてくる課題を捉え、三芳町第6次総合計画(以下、「本計画」という。)を策定します。

2. 町の特徴と策定の背景

町の 特性



JAPAN

SAITAMA

町では、日本の総人口の増加にあわせて、東京通勤圏のベッドタウンとして、昭和40年代から急速に宅地開発等が進んできました。

「第5次総合計画」の計画期間内においては、藤久保第一土地区画整理事業・富士塚土地区画整理事業・北松原土地区画整理事業の3つの土地区画整理事業が完了しました。また、昼夜間人口比率*が県内市町村で1位(令和2年(2020)国勢調査)という特性からは、事業所の立地条件、雇用機会の創出、定住の促進につながる環境が備わっているといえます。

また、都市近郊にありながら、三富開拓地割遺跡を代表とする平地林と優良農地等の貴重な里山風景や、360年以上にわたり営まれていた「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が受け継がれています。この「武蔵野の落ち葉堆肥農法」は、平成29年(2017)に日本農業遺産**に、また令和5年(2023)には世界農業遺産**に認定されるなど、地域活性化につながる大きな可能性となっています。

策定の背景

① 環境問題の深刻化

環境問題が深刻化するなかで、プラネタリー・バウンダリーを超えた人類の活動により、地球環境に不可逆的な変化が生じる懸念が高まっています。こうした状況のなかで、平成27年(2015)にCOP21(国連気候変動枠組条約締結国会議)においてパリ協定が採択され、令和32年(2050)にいわゆるカーボンニュートラル*を達成すること等が合意されました。わが国においても、令和32年(2050)までのカーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーのより一層の推進、自然環境や生態系の保全、ごみ排出量の削減等が求められています。

町においては、令和4年(2022)3月に「三芳町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、安心して暮らせる地球環境を未来につなぐ取組を推進しています。

② 持続可能性確保への要請

平成27年(2015)に国連総会において全会一致で可決されたSDGsは、令和12年(2030)までに世界をより持続可能な方向に導くために国連が掲げた17の目標です。17の目標においては、地球環境の保全や紛争の解決、貧富の格差や教育の格差、人種やジェンダー*格差の解消等、世界的な課題に取り組むことで、誰一人取り残されることのない包摂的な社会の実現に向けた取組を進めることとされています。

町では持続可能なまちづくりを進めるため、令和元年(2019)11月に「みよしSDGsのまちづくり宣言」を行い、「第5次総合計画後期計画」(令和2年度(2020)から令和5年度(2023))において、すべての施策にSDGsの達成目標を示しました。また、さらなる持続可能なまちをめざして、令和5年(2023)3月に「みよしフォレストシティ構想*」を策定し、都市と農村の魅力を兼ね合わせ、町独自のコンパクトでスマートなまちづくりを推進しています。

③ グローバル化*の進展と多文化共生

国境を越えて人や物・情報の移動が加速するなかで、経済、技術、文化を含めたあらゆる分野で相互作用を及ぼすグローバル化が進展しています。

新型コロナウイルス感染症の影響や、国際的な分断や対立等の危機を乗り越え、国際的な協力のもと世界的な課題の解決へと取り組むため、2020年東京大会の経験を遺産(レガシー)として継承し、多様な文化や背景を持つ人々が協力していくことが求められます。

町では2020年東京大会を契機として取り組んだホストタウン(オランダ王国・マレーシア)との交流が活発になり、国際親善や文化交流が行われました。

また、ホームページの多言語化対応や「パートナーシップ宣誓制度」の導入(令和3年(2021)4月)等に取り組むことで、多様性を認め合い、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる共生社会の実現をめざしています。



④ 人口構造の変化・少子高齢化とデジタル田園都市国家構想*

わが国の総人口は平成20年(2008)の1億2,808万人をピークに、平成23年(2011)以降一貫して減少しており、令和12年(2030)には国民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者となる見込みとなっています。また、「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」である合計特殊出生率は令和3年(2021)において全国で1.30と人口置換水準*を大きく下回っており、平成27年(2015)以降一貫した減少傾向が続くなど、少子高齢化が進行しています。このように、社会構造が変化するなかで、国においては、令和5年(2023)を初年度とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定され、デジタルの力を活用して地域の社会課題を解決するための取組が進められています。

町の合計特殊出生率は年によって変動があるものの、概ね1.15前後で推移しており、国及び埼玉県と比較して下回っている年が多くなっています。令和5年度(2023)から産前産後の育児支援や家事援助の利用費一部補助等、妊娠出産から子育てまで切れ目ない支援を実施していますが、さらに安心して子どもを産み育てることができる環境の整備や子育て支援の充実が求められています。

⑤ ICT*(情報通信技術)等のさらなる発展

ICT(情報通信技術、以下、「ICT」という。)の発展により、従来はインターネットに接続されていなかったさまざまなものがインターネットへと接続され、その技術の活用が広がりをみせています。

ICT発展のなかでも第5世代移動通信システムである5G*の先の技術として、より大容量かつ低遅延な6G*通信の実装に向けた検討も進められています。このようなICTの発展が社会に大きな変革をもたらすなかで、技術を単に導入する(デジタル化)だけでなく、導入によりビジネス等の進め方・モデルを変革させるDX*(デジタルトランスフォーメーション)を進めることが求められています。

町においても電子黒板の整備や全児童生徒へのタブレット配布等、ICTを活用した教育の推進が図られました。そのほか、利便性向上のため、DXの推進が求められるとともに、高齢化が進む当町では、誰一人取り残さない対策の拡充等が求められています。

⑥ 持続可能な社会構築と事業継続性の確保

新型コロナウイルス感染症は、世界中で深刻な影響をもたらしました。感染症の拡大防止と経済活動の両立をめざす新しい生活様式が広がっており、テレワークや時差通勤、オンライン会議といった働き方や、通販の利用・健康意識の向上等、暮らし方の変化が生じています。

町においても新型コロナウイルス感染対策として、基本的な感染防止対策の周知徹底による発症予防、重症化予防効果を得るための迅速な予防接種体制の構築、そして感染者への支援に注力しました。また、非接触による事業等の継続も模索しつつ実施してきました。

地震や大型台風等の自然災害が激甚化するなか、大規模災害に負けない持続可能な社会の構築は優先的課題です。

持続可能な公共サービスの提供のため、事業の継続性を考慮した柔軟な対応が求められています。

3. 今後のまちづくりの方向性

価値観の多様化と ウェルビーイング※

Well-being

わが国においては人口が減少局面に突入するなかで、これまでの右肩上がりの経済成長が是とされた「物質的な豊かさ」を求める価値観から、生活の質や満足度を高めることを主眼に置いた「こころの豊かさ」を求める価値観へと変化が生じています。こうしたなかで、こころの豊かさや持続的な幸せを表す概念である「ウェルビーイング」(Well-being、以下、「ウェルビーイング」という。)の実現に向けた取組が、現代社会においてめざす方向性を示すものとして広がりを見せています。

ウェルビーイングは、世界保健機関(WHO)憲章で初めて提唱された概念で、狭義の健康に加え、幸せ、福祉といった意味を持つ、広い意味での「健康」の定義において使われている単語です。1980年代以来、心理学分野におけるウェルビーイングについての研究が進められ、「幸せ」に重きを置いて使用されることも増えてきています。このため、日本では「健康」「幸せ・幸福」「福祉」等、さまざまな訳が当てられています。

本計画では、ウェルビーイングを把握・評価するための指標として開発されたLWC指標※を活用し、意識調査(住民意識調査、事業所調査、小・中学生まちづくりアンケート)や住民参画事業(まちづくりワークショップ※・次世代リーダーミーティング等)によって、町にとっての「住民の幸せ=ウェルビーイング」を捉え、住んでいる人が町に愛着を持ち、住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

II

基本構想

- 1.計画の構成と期間
- 2.基本理念
- 3.将来像
- 4.人口ビジョン・推計人口
- 5.土地利用の方針
- 6.分野別ビジョン

1. 計画の構成と期間

基本構想

町の特性をふまえ、まちづくりの基本理念や将来像、その実現に向けた分野別ビジョン等を示します。

計画期間は、令和6年度(2024)から令和13年度(2031)までの8か年とします。

基本計画

基本構想における分野別ビジョンの実現に向けて、取り組むべき施策を示し、各施策の現状と課題を捉え、施策の推進に向けて必要な重点プロジェクトを設定し、施策間連携を図りながら取り組みます。

計画期間は、4か年を1期とし、令和6年度(2024)から令和9年度(2027)を前期、令和10年度(2028)から令和13年度(2031)を後期とします。

実施計画

基本計画に示された各施策及び重点プロジェクトに基づき、主要な事務事業を示し、事務事業の財政的な見通し、実施年度等を明らかにします。計画期間は4か年とし、毎年度ローリング方式で行政評価制度の評価結果等に基づいて見直しを行います。



2. 基本理念

住民の幸せの向上を図るため、「第5次総合計画」をふまえて、まちづくりを進める上で大切にすべき3つの基本理念を設定します。



1 共創のまちづくり

「第5次総合計画」において推進してきた「協働のまちづくり」をさらに進め、地域の課題解決のため、地域・事業所・教育機関等と連携した共創によるまちづくりを推進します。また、多様性を認め合い、誰もが健やかでいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

2 持続可能なまちづくり

環境問題が深刻化するなかで、町の平地林をはじめとする緑や継承されてきた循環型農業の伝統を活かし、地球規模の課題へと取り組みます。また、少子高齢化や人口減少を見据え、切れ目のない支援体制の充実や生活利便性の向上に取り組み、子どもから高齢者まで安心して便利に暮らし続けられるまちをめざします。

3 魅力と特性を活かすまちづくり

町の魅力である豊かな緑や地域で受け継がれてきた文化・伝統を継承し、誇りや愛着をもって暮らせるまちを受け継いでいきます。また、将来にわたって幸せに暮らせるまちを実現する視点から、特性を活かした地域産業の振興を図ります。

3. 将来像

3つの基本理念に基づき、8年後の将来あるべき姿として次のとおり将来像を設定します。

将来像



社会が急速に変化するなかで、物質的な豊かさよりも、こころの豊かさを高めていくことが重視される時代を迎えています。

まちづくりには、「ひと」が不可欠です。異なる立場や背景、個性を持つ人々がともに生きる地域社会では、支えあいながら自分らしく生き、笑顔で元気に暮らせるまちづくりを実現する必要があります。人のつながりが、新たな動きを生み、幸せの輪を広げます。

また、将来にわたって幸せに暮らせる「まち」を実現するために、特性を活かした活気ある地域産業、社会や環境の変化に対応し、デジタルの力を活用して誰一人取り残さない安全安心で利便性の高いまちをめざす必要があります。

平地林や三富新田に代表される豊かな「みどり」は、自然と都市機能が調和した未来につながる財産になります。また、歴史・文化を継承することは、先人たちの想いを次世代につなげ、「三芳らしさ」を創り出す魅力にもなります。

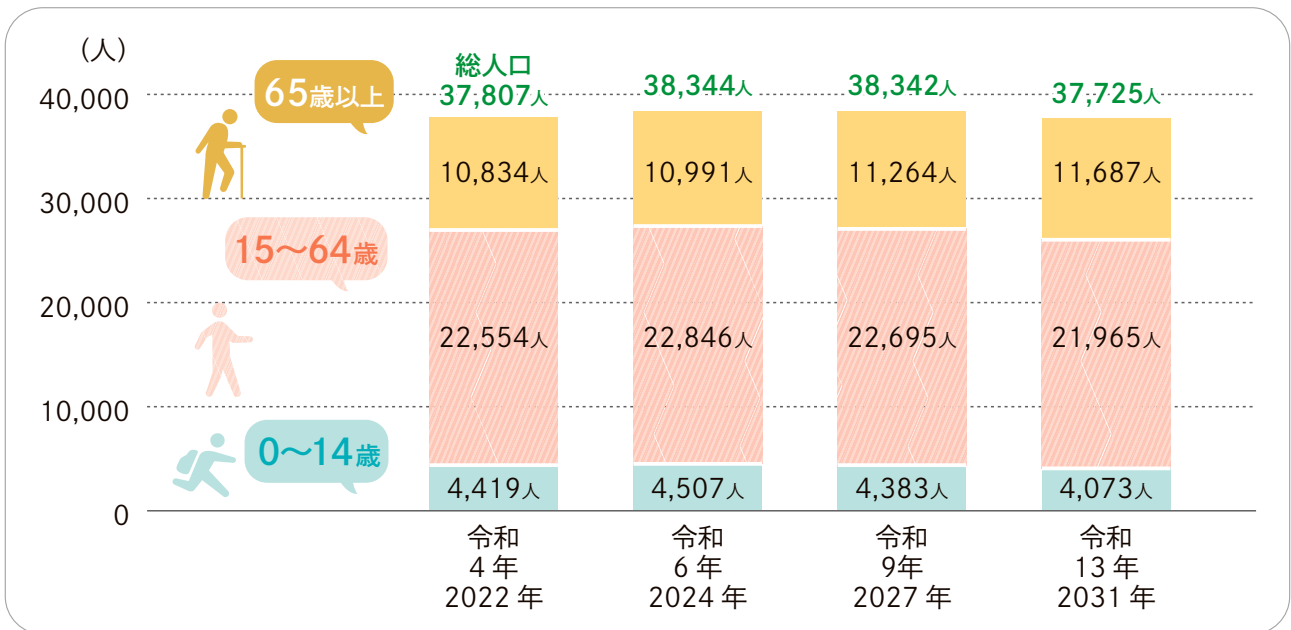
この将来像には、三芳町だからできるさまざまな「つながり」が、未来に前進させる新たな力を生み出し、町の魅力を高め、愛着心をはぐくみ、住民のウェルビーイングが実感できるまちづくりを推進していくという思いを込めています。

4. 人口ビジョン・推計人口

「三芳町人口ビジョン(改訂版)」においては、町の持続可能な発展に向けて、人口の将来展望*について令和42年(2060)に32,000人程度を想定しています。将来展望の実現に向けては、移住・定住施策を推進するとともに、人口減少社会のなかで一人ひとりが自分らしく活躍できる地域づくりを通して、持続可能で活力あるまちを実現することとしています。

本計画においては、今後の人口構成の変化を見据えた人口フレームに基づいた適切な施策の推進を図ります。なお、人口ビジョンが示す将来展望の計画期間中における人口の想定は以下のとおりです。

推計人口		令和4年(2022) 実績値	令和6年(2024) 推計値	令和9年(2027) 推計値	令和13年(2031) 推計値
年齢別人口構成	総人口(人)	37,807人	38,344人	38,342人	37,725人
	0～14歳	4,419人	4,507人	4,383人	4,073人
	構成比	11.7%	11.8%	11.4%	10.8%
	15～64歳	22,554人	22,846人	22,695人	21,965人
	構成比	59.7%	59.6%	59.2%	58.2%
	65歳以上	10,834人	10,991人	11,264人	11,687人
構成比	28.7%	28.7%	29.4%	31.0%	



5. 土地利用の方針

(1) 土地利用基本方針

1 地域拠点の整備

役場周辺では、芸術文化、スポーツ、公園等のさまざまな要素を有する総合拠点が形成されるとともに、藤久保地区では、「～集い・学び・育つ～ 輝く未来創造拠点」を基本理念とする藤久保地域拠点施設の整備を進め、今後、賑わいや交流の場の創出を図ります。また、農業遺産やガーデンツーリズム※の拠点となる農業センター、地域のコミュニティ機能や防災機能を有する地域拠点も拡充し、連携を強化していくことで、コンパクトで住みよいまちづくりを進めます。



3 都市計画

良好な都市環境整備や企業の誘致・留置のために、都市計画道路の整備、地区計画の導入及び区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）、建築形態規制（建ぺい率・容積率等）等の見直しを図ります。



2 町の2つの玄関口の活用

東武東上線鶴瀬駅及びみずほ台駅を「東の玄関口」として住民の通勤・通学、生活交流等の出入口に、東京方面の利用が可能な三芳スマートICを「西の玄関口」として、産業、観光交流等の出入口に位置づけて、2つの玄関口を活かしたまちづくりを各分野で進めます。



4 ゾーニング

住宅系、農業系、商業系、工業系、公共・交流ゾーン、みどり共生産業ゾーン、自然環境保全ゾーン、景観形成ゾーン、拠点ゾーンを位置づけ、地域の魅力を未来に継承する方向性のもと、良好な住環境、自然環境、活発な経済活動環境等の整備を進めます。

(2) 土地利用区分

▶▶ 土地利用構想図は次ページです。

住宅系（既成市街地区域）

住みよい良質な居住環境を整備し、人口減少社会に対応するための定住化を促進します。また、都市計画道路等の道路整備を進めるとともに、潤いある街並みの形成に努めます。

住宅系（将来検討区域）

法的要件等の条件が整った段階において市街地の形成を検討していくため、適切な土地利用を図ります。

農業系

地域の特性に合わせた農業生産形態を支援し、地域ブランド化を進めます。歴史的資産を継承するとともに、低未利用地や遊休地を観光利用等に活用し、集落環境の持続的発展をめざします。

商業系

日常生活サービスの充実等、住民の利便性を高めるため、消費生活を支える商業エリアの形成を促進し、経済活動の活性化を図ります。

工業系

企業の誘致・留置を積極的に図るエリアとして、土地区画整理事業による工業系土地利用の創出や工業用地の集積を進める開発誘導を図ります。また、地域の雇用を創出し、住環境との共生を考慮したエリアの形成に努めます。

公共・交流ゾーン

行政サービス、スポーツ・交流等の機能集積を活かした公共性の高い場としての環境整備を図ります。

みどり共生産業ゾーン

三芳スマートICを交通拠点とした産業誘致ゾーンとして、産業系施設の誘導を図ります。誘導にあたっては、特に沿道を中心に植樹等による緑化を推進し、景観を形成します。

自然環境保全ゾーン

自然的・歴史的価値の高い平地林の保全に努めるとともに、景観的な特徴を残しながら、住民が親しめる森林空間の形成に努め、活用を創出します。

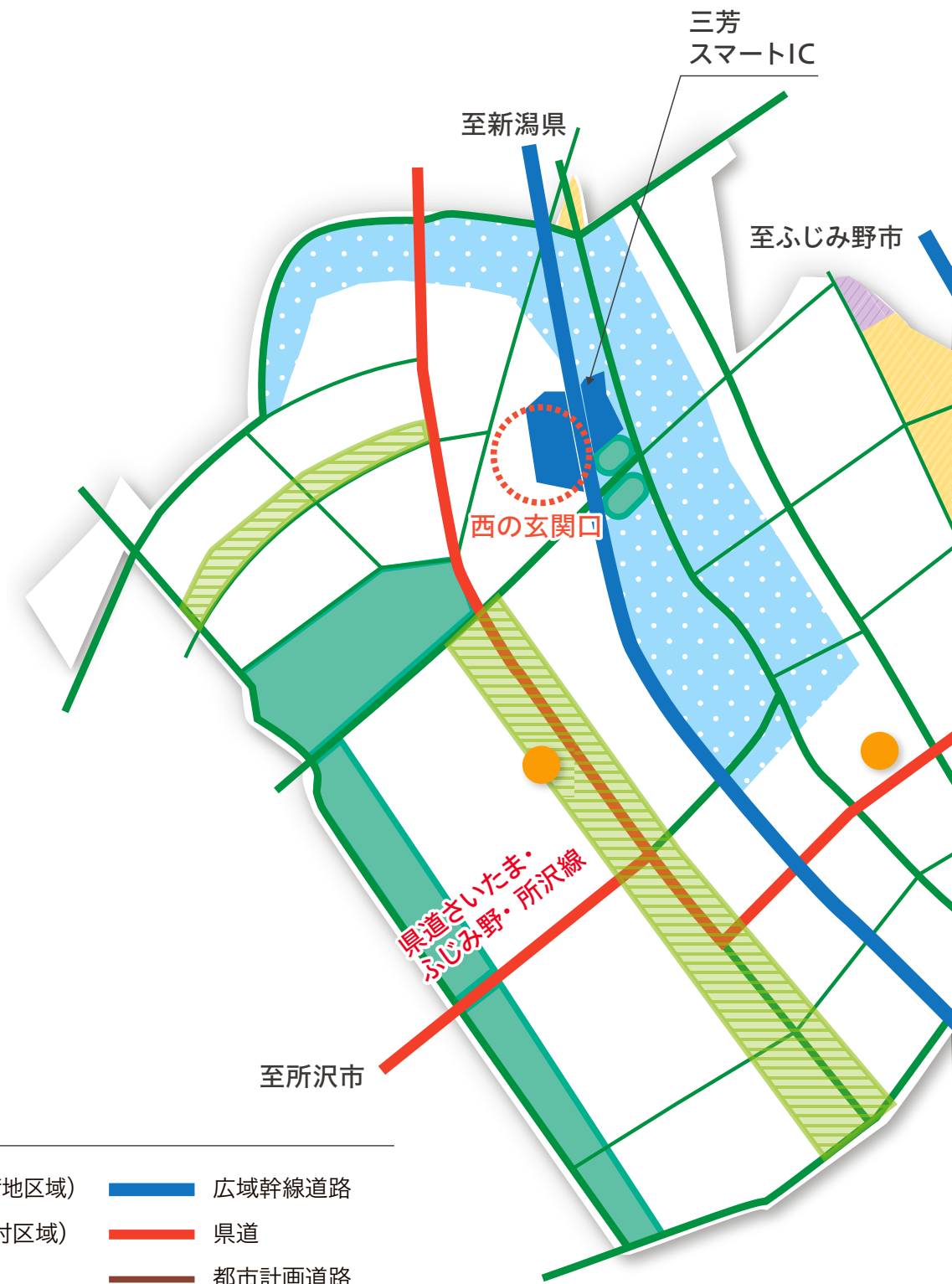
景観形成ゾーン

歴史や地域性を活かし、統一的で親しみやすい街並みの整備に努め、魅力ある地域イメージの形成を図ります。

拠点ゾーン

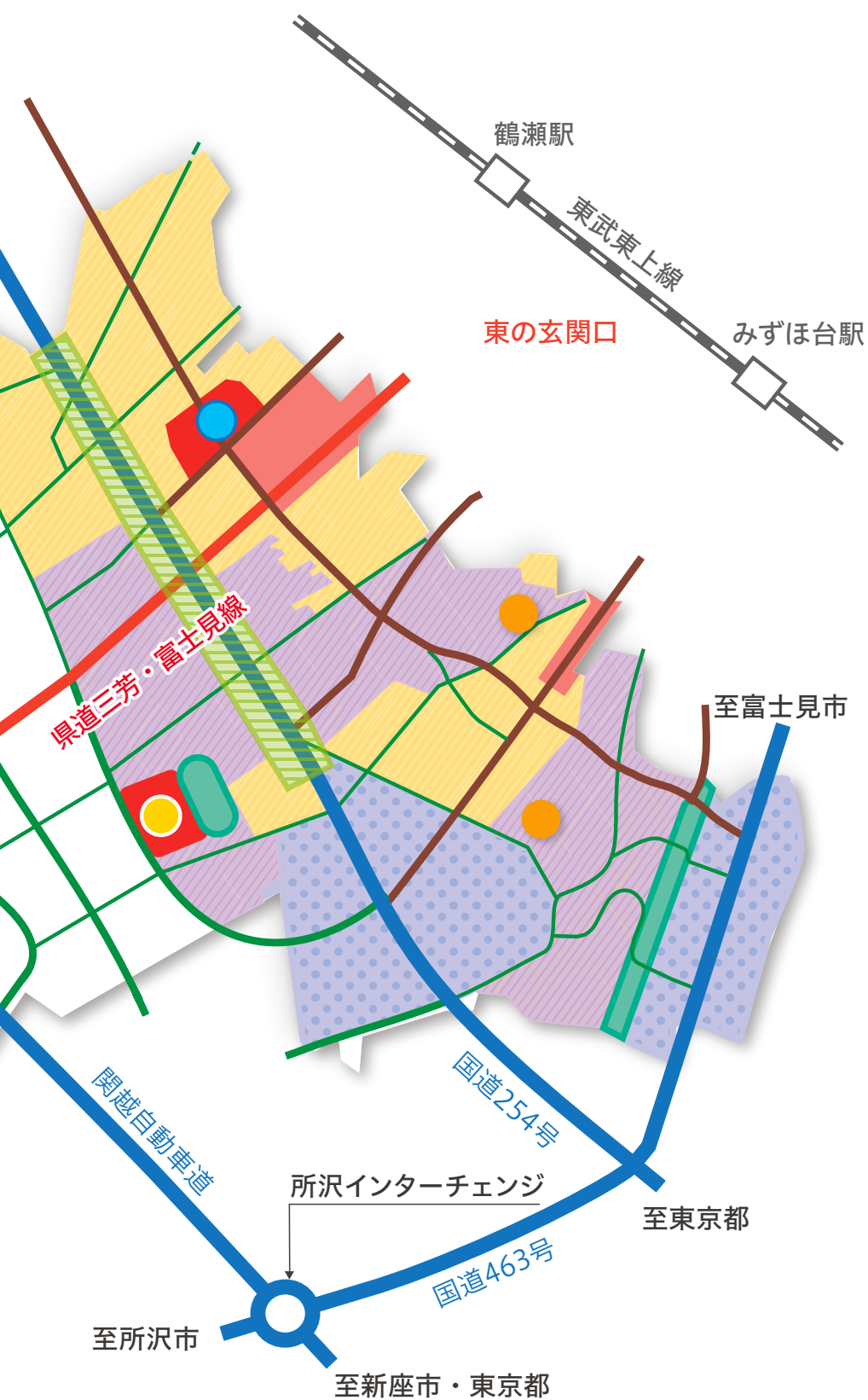
各地域に中心となる地域拠点ゾーンを定め、地域特性を活かした整備を進めるとともに、コミュニティ機能や防災機能等の拡充に努めます。また、総合拠点ゾーンでは、全町的利用施設が集中していることから、各地域拠点ゾーンとの連携を強化します。

(3) 土地利用構想図



凡例

- | | | | |
|--|--------------|--|---------------------|
| | 住宅系(既成市街地区域) | | 広域幹線道路 |
| | 住宅系(将来検討区域) | | 県道 |
| | 農業系 | | 都市計画道路 |
| | 商業系 | | 主要幹線(町道) |
| | 工業系 | | 総合拠点ゾーン |
| | 公共・交流ゾーン | | 未来創造拠点ゾーン |
| | みどり共生産業ゾーン | | 地域拠点ゾーン |
| | 自然環境保全ゾーン | | (仮称)地域活性化
発信交流拠点 |
| | 景観形成ゾーン | | |



6. 分野別ビジョン

将来像

共に創ろう ひと・まち・

本計画では、3つの基本理念に基づき設定した将来像を達成するため、LWC指標を用いた分野別ビジョンを設定し、住民のウェルビーイングの向上を図るまちをめざします。

共創の
まちづくり

みんなと
つながる
共生のまち

「第5次総合計画」において推進してきた多様な主体との協働によるまちづくりをさらに進め、地域の課題解決のため、地域・事業所・教育機関等と連携した共創によるまちづくりを推進します。また、2020年東京大会の経験を活かしながら、多様性や個性を認め合い、多くの住民がつながり支えあう共生社会の実現をめざします。

誰もが
自分らしく
生きるまち

経済が右肩上がりに成長する時代からこころの成長が重視される時代へと変化していくなかで、ライフステージ※を通して、自分らしさをはぐくみ、発揮しながら活躍できる社会づくりが重要となっています。教育及び生涯学習の推進、自己実現につながる居場所や機会の確保等を通して、誰もが自分らしく生きるまちをめざします。

魅力と
特性を活かす
まちづくり

健康で
元気な笑顔が
あふれるまち

ウェルビーイングなまちづくりの実現に向けては、一人ひとりが健康で元気に暮らせることが不可欠です。多様化する社会において、各世代・個人の特性を重視しつつ、健康の増進、福祉の充実により、子どもから高齢者まで笑顔があふれるまちをめざします。

みどりがつながる

ウェルビーイング
幸せのまち

持続可能な まちづくり

安心して 便利に 暮らせるまち

災害の激甚化への対応や、5G時代及びその先にある6G通信の提供に向けた基盤整備・デジタルデバイス※対策、情報化社会において、安心して暮らせるまちづくりに向けた課題が変化しています。また、交通空白地域解消に向けて、誰もが利用しやすい公共交通機関に対する研究を進めてきたところですが、今後においても生活利便性や住環境の向上は重要な取組となっています。こうした取組について、ソフト・ハード両面から対策を行うことで、安心して便利に暮らせるまちをめざします。

豊かで 持続可能な 産業があるまち

豊かな自然と首都近郊の利便性が調和した環境のなかで農業や観光、そして県内で昼夜間人口比率が最も高く、多くの人が働きに訪れるまちとして発展してきました。社会経済環境が急速に変化するなかで、今後とも住民の暮らしを支える産業づくりを行っていくためには、緑豊かな町の個性を守るとともに、イノベーション※の促進やスマートICのフル化をきっかけとしたさらなる企業誘致等、地域の特色を活かした産業振興の推進を図ります。

緑と文化のなかで こころ豊かに 暮らせるまち

平地林をはじめとする町の緑や歴史・文化は、先人たちがはぐくみ伝えてきたものです。これらは、住民が緑にふれる場として、また地域のつながりの場や、心のふるさとして息づいています。地球規模で環境問題が進行するなか、こうした緑や歴史・文化を次世代へと守り、発展させながら受け継いでいくことで、こころ豊かに暮らせるまちをめざします。

Ⅲ

基本計画

施策体系図

重点プロジェクト

分野別ビジョン みんなとつながる共生のまち

分野別ビジョン 誰もが自分らしく生きるまち

分野別ビジョン 健康で元気な笑顔があふれるまち

分野別ビジョン 安心して便利に暮らせるまち

分野別ビジョン 豊かで持続可能な産業があるまち

分野別ビジョン 緑と文化のなかでこころ豊かに暮らせるまち

施策体系図

基本構想

将来像

基本理念

分野別ビジョン

共に創ろうひと・まち・みどりがつながる
ウェルビーイング
幸せのまち

共創の
まちづくり

みんなとつながる
共生のまち

誰もが自分らしく
生きるまち

健康で元気な笑顔が
あふれるまち

持続可能な
まちづくり

安心して便利に
暮らせるまち

魅力と特性
を活かす
まちづくり

豊かで持続可能な
産業があるまち

緑と文化のなかで
こころ豊かに
暮らせるまち



基本計画

政策

- 政策1 共創のまちづくり
- 政策2 共生のまちづくり
- 政策3 未来を切り拓く力の育成
- 政策4 地域まるごと学びの創出
- 政策5 芸術文化・スポーツのまちづくり
- 政策6 安心して子育てできる環境づくり
- 政策7 健康長寿社会の実現
- 政策8 人にやさしい福祉のまちづくり
- 政策9 持続可能で快適に暮らせるまちづくり
- 政策10 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 政策11 人と行政が情報でつながる便利なまち
- 政策12 地域の魅力が輝くまち
- 政策13 安定的で持続可能な行財政運営
- 政策14 暮らしを支える上下水道
- 政策15 活力あふれる商工業
- 政策16 地域の特色を活かした農業の活性化
- 政策17 訪れる人が笑顔になる観光振興の推進
- 政策18 次世代につなぐ歴史・芸術文化のまちづくり
- 政策19 暮らしやすく持続可能な環境基盤づくり
- 政策20 未来につなぐ自然環境の維持

重点プロジェクト

「みよしフォレストシティ構想」プロジェクト

子どもの幸せプロジェクト

誰一人取り残さない元気応援プロジェクト

行財政基盤強化プロジェクト

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編



重点プロジェクト

計画期間における町の将来像を実現するために、特に重点的に取り組む課題に対して「重点プロジェクト」を設定し、施策間の連携を図りながら、取り組めます。

1

「みよしフォレストシティ構想」プロジェクト



町は、豊かな武蔵野の平地林に囲まれた田園風景と都市に近い立地や機能を活かしながら発展してきました。令和5年(2023)3月に策定した「みよしフォレストシティ構想」では、人々が安心して暮らし、ともに支えあい、いきがいと誇りをもち、輝くことのできる農と緑の田園都市の実現をめざします。

1-1
緑の
ネットワーク
プロジェクト

1-2
アグリ※
プロジェクト

1-3
スーパー・
シティ※
プロジェクト

関連する施策

9-1 「コンパクトでやすらぎのある都市づくりの推進」

9-3 「交通環境の充実」

15-1 「立地や特性を活かした産業振興」

16-1 「伝統農法の保全・継承」

16-2 「都市近郊農業の推進」

17-1 「観光資源のブランディング※」

20-1 「緑とふれあう環境・人づくり」

20-2 「歴史ある景観の維持・形成」

20-3 「地球温暖化対策」



2

子どもの幸せプロジェクト



I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

少子化・人口減少社会に歯止めをかけ、「三芳町で子育てをしたい」と実感してもらうためにも子どもや子育て家庭が安心して生活できるよう切れ目のない支援や、住みやすい住環境整備、魅力ある教育環境、子育てと仕事の両立を図るため地域全体で応援する環境づくりに取り組みます。

また、「こども基本法」が施行され、社会全体でこども施策を推進していくことが求められています。町では、国連で採択された「子どもの権利条約」の理念をふまえ「(仮称)子どもの権利に関する条例」を策定し、その理念の実現のためにユニセフ*が推進する「日本型子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI*)」に取り組みます。

さらに、変化の激しい社会を生きるために、誰一人取り残されず、すべての子どもの可能性を引き出し、より良い未来を築くため、夢の実現に向けて学び続ける人材を育成します。

このように、子どもの権利に関する理念の実現を町全体で取り組むとともに、町への愛着形成を図り、「三芳町らしい」教育を推進し、子どものウェルビーイングの向上を図ります。

関連する施策

3-1 「主体的に学び続ける人材の育成」

3-2 「質の高い教育環境の充実」

3-3 「誰一人取り残されない教育の推進」

3-4 「安全安心の学校教育環境と適正化」

4-1 「豊かな地域をはぐくむ、社会教育活動の推進」

4-2 「郷土学習の推進」

6-1 「子どもの権利の尊重、こどもまんなか社会の実現」

6-2 「保育環境等の充実」

6-3 「こども・子育て支援の充実」

6-4 「親と子の健康づくりの増進」

12-2 「少子化・人口減対策」

重点プロジェクト

3

誰一人取り残さない元気応援プロジェクト



町では、「いもっこ体操サポーター」や「ささえあい・みよし(生活支援体制整備推進協議体)」等、住民との協働により健康づくり・介護予防を進めてきました。

また、令和3年(2021)から開始した「第2次地域福祉計画」は、町における地域共生社会※の実現をめざすための推進計画として位置づけられ、住民による自主的な課題解決の促進に向けた支援等が盛り込まれています。

今後、高齢化率が一層高まると考えられるなかで、誰もが健康で元気に暮らすための取組として、大学等と連携しながら積極的なフレイル※予防を住民と創り上げます。

関連する施策

7-1 「疾病予防・重症化予防」

7-3 「活動的でいきがいのもてる生活支援」

7-2 「フレイル予防対策の推進」

8-1 「高齢者福祉」

4

行財政基盤強化プロジェクト



町は、安定した法人住民税や固定資産税の収入により財政力指数は県内でも高い水準を維持しています。これまで行政改革等を積極的に実施してきましたが、令和5年(2023)10月のふるさと納税制度改正の影響により、町への寄附金額の大幅な減少も見込まれます。

今後も、公共施設の老朽化への対応や住民の価値観の多様化・高度化等により、行政需要がさらに増すものと考えられ、より一層の財政基盤の強化、DX化等を図り、将来にわたり持続可能な町政運営をめざします。

関連する施策

1-1 「多様な主体等との連携による共創のまちづくり」

13-1 「職員の育成と組織力の強化」

13-2 「財政運営」

13-3 「行政運営」

政策の見方・指標の見方

分野別ビジョン扉

分野別ビジョン

みんなとつながる共生のまち



分野別ビジョン

「みんなとつながる共生のまち」を通して実現する幸せ

「第5次総合計画」において推進してきた多様な主体との協働によるまちづくりをさらに進め、地域の課題解決のため、地域・事業所・教育機関等と連携した共創によるまちづくりを推進します。また、2020年東京大会の経験を活かしながら、多様性や個性を認め合い、多くの住民がつながり支えあう共生社会の実現をめざします。

分野別ビジョン みよしウェルビーイング指標	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]	後期目標値 [令和13年度]
三芳町に愛着を感じている割合 (住民意識調査)	67.8 %	73.0 %	79.0 %
町内における役割や貢献できる 活動的な一員だと思う割合 (住民意識調査)	49.0 (偏差値)	51.0 (偏差値)	51.4 (偏差値)

分野別ビジョンの達成を図るみよしウェルビーイング指標

- 割合(%)表示は小数点以下第2位を四捨五入して掲載
- 偏差値は、LWC指標によるもの

- 「-」 現状値がないもの
- 「↗」 数値の増加をめざす場合
- 「→」 現状維持をめざす場合

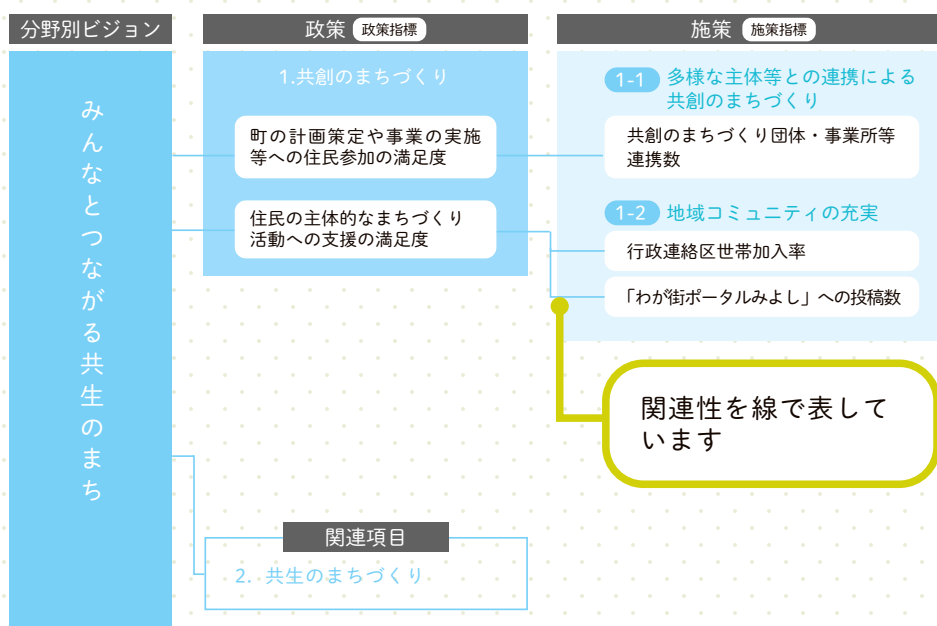
政策ページ右面

分野別ビジョンの目標を達成するためのロジックモデル*

関連するSDGs



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



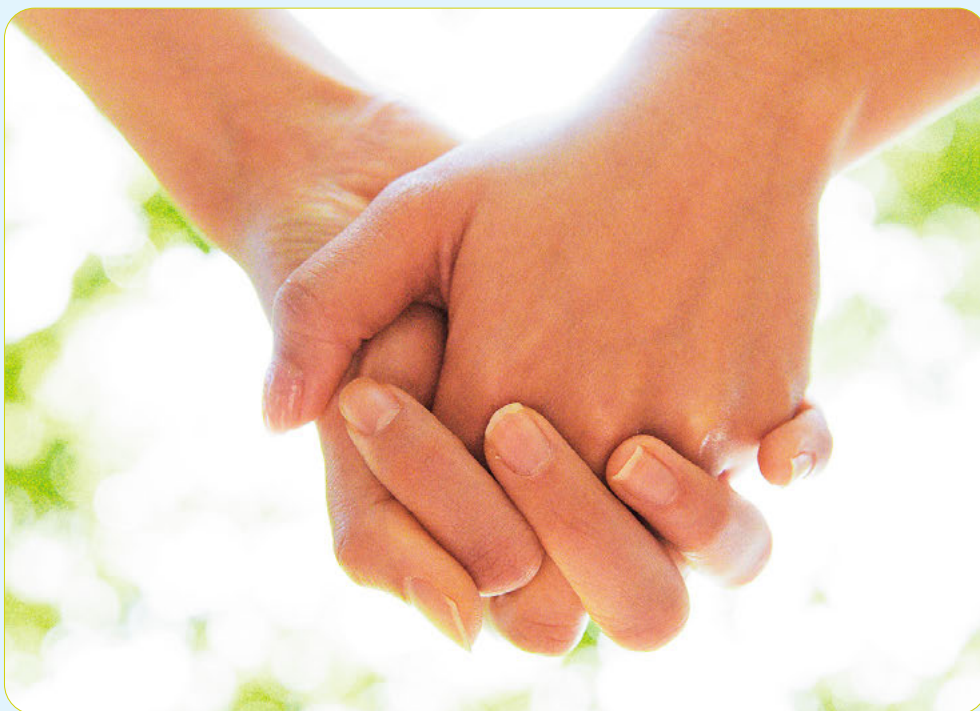
指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	町の計画策定や事業の実施等への住民参加の満足度 (住民意識調査)	14.7 %	20.0 %
	住民の主体的なまちづくり活動への支援の満足度 (住民意識調査)	13.3 %	18.0 %
施策指標	共創のまちづくり団体・事業所等連携数	-	20 団体
	行政連絡区世帯加入率	52.0 %	53.8 %
	「わが街ポータルみよし」への投稿数	41 件	900 件

● 政策指標は、施策指標を受けて、政策の目的がどの程度達成されたのかを測る指標

● 施策指標は、実施計画における事務事業の成果指標・活動指標を受けて、施策の達成度を測る指標

分業別ビジョン

みんなとつながる共生のまち



分業別ビジョン

「みんなとつながる共生のまち」を通して実現する幸せ

「第5次総合計画」において推進してきた多様な主体との協働によるまちづくりをさらに進め、地域の課題解決のため、地域・事業所・教育機関等と連携した共創によるまちづくりを推進します。また、2020年東京大会の経験を活かしながら、多様性や個性を認め合い、多くの住民がつながり支えあう共生社会の実現をめざします。

分業別ビジョン みよしウェルビーイング指標	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]	後期目標値 [令和13年度]
三芳町に愛着を感じている割合 (住民意識調査)	67.8 %	73.0 %	79.0 %
町内における役割や貢献できる 活動的な一員だと思う割合 (住民意識調査)	49.0 (偏差値)	51.0 (偏差値)	51.4 (偏差値)

目標

多様な主体と連携し、地域の課題解決策の検討を行い、実践的な取組を展開することにより、新たなまちの魅力や地域の価値をともに創り上げます。

町の現状と課題

- ① 「第5次総合計画」では、人々がともに支えあい、いきがいと誇りを持ち、輝けるまちづくりとして「協働のまちづくり」の深化に取り組んできましたが、地域活動を担う人材の高齢化や新型コロナウイルス感染症拡大といった社会的要因により、コミュニティの形成に必要な地域活動の停滞を余儀なくされました。地域課題の解決方法とまちづくりの担い手不足という課題解決に向けて、さらなる多様な主体との連携が求められています。
- ② 多様な主体が連携し、さまざまな分野でまちづくりの主体を創出するためには、自由に意見を出すことができるプラットフォームの構築が必要です。創造性豊かな政策立案や持続可能な実施体制の構築が求められています。
- ③ 町内には14の行政連絡区があり、地域コミュニティの核となって地域に根差した活動が行われています。しかしながら、行政連絡区や自治会等の地域コミュニティへの参加率が低下しており、若い世代をはじめとして、コミュニティへの参加意識が薄れています。住民が地域に愛着をもち、それぞれの地区の特性に合わせた魅力あるまちづくりを推進することが求められています。
- ④ コミュニティ活動の拠点である集会所は、多様な住民の交流や連携等、重要な役割を担っています。長く安全に活用するための適切な維持管理を進めるとともに、現状に合わせた集会所のあり方を検討する必要があります。



関連するSDGs



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	町の計画策定や事業の実施等への住民参加の満足度 (住民意識調査)	14.7 %	20.0 %
	住民の主体的なまちづくり活動への支援の満足度 (住民意識調査)	13.3 %	18.0 %
施策指標	共創のまちづくり団体・事業所等連携数	-	20 団体
	行政連絡区世帯加入率	52.0 %	53.8 %
	「わが街ポータルみよし」への投稿数	41 件	900 件

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

施策 1-1

「多様な主体等との連携による共創のまちづくり」

1-1-1 共創による持続可能なまちづくりの推進……………【政策推進室/自治安心課/各課】

産官学金労言士(師)*と連携しながらともにまちの課題解決を図り、持続可能なまちを構築するため、オープンイノベーション*を促進し、新たな価値を創造していくための基盤の構築を図り、共創によるまちづくりを推進します。

1-1-2 住民参画を促進するまちづくりの推進……………【政策推進室/秘書広報室/自治安心課】

まちづくりに取り組む団体、地域コミュニティ、事業所や大学等と連携し、まちづくりに関わってみたいという意欲を応援し、新たな担い手の発掘、住民参加の機会の拡充等、行政の各分野で入口の整備を図って、まちづくり意欲の醸成に努めます。

また、すでに活躍しているNPO*法人等が相互につながりあう機会を創出して、住民主体によるまちづくり活動を促進します。

パブリック・コメント*やまちづくり懇話会、みよしmachi JAM*や事業所訪問等、まちづくりに対する意見聴取を積極的に行い、住民の意見を町政へ反映させます。

1-1-3 多様な主体がつながる体制の構築……………【政策推進室】

住民と町のパートナーシップにより培われた協働のまちづくりを活かし、多様な主体がつながりあうまちづくりの方向性を示す「(仮称)共創のまちづくり条例」を策定します。また、多様な主体が連携し、さまざまな分野でまちづくりの主体を創出する共創プラットフォームを構築し、創造性豊かな政策立案や持続可能な実施体制のもと、共創のまちづくりを推進します。



施策 1-2

「地域コミュニティの充実」

1-2-1 多様な主体との連携によるコミュニティの活性化……【秘書広報室/自治安心課】

大学や事業所、NPO法人や行政連絡区等、多様な主体と連携した事業を推進し、地域コミュニティの活性化を図ります。また、町内事業所や住民からの情報発信ツールとして「わが街ポータルみよし※」の活用を推進し、コミュニティの活性化を図ります。

1-2-2 行政連絡区制度の充実……【秘書広報室/自治安心課】

コミュニティ活動における地域単位となる行政連絡区の円滑な事業の推進や持続を図るため、次世代の後継者が参加しやすい環境づくりに努めます。また、区長会と連携して行政連絡区活動の現状把握に努めるとともに、住民と行政が相互に発信できるような情報基盤を整え、制度の充実を図ります。また、「わが街ポータルみよし」を活用した回覧板機能について研究します。

1-2-3 コミュニティ活動拠点の適正なマネジメント……【施設マネジメント課/自治安心課】

コミュニティ活動の拠点となる集会所については、「公共施設マネジメント基本計画※」に基づき、行政連絡区の意見を聞きながら、コミュニティ活動や地域防災の実情に合わせた適正な配置を検討し、機能の集約化と更新を計画的に進めます。また、施設を長く安全に使用していくため、その機能の適切な維持管理に努めます。さらに、他の公共施設を地域コミュニティ活動の場として有効活用し、住民の多様な交流を促します。

1-2-4 コミュニティ活動による自治意識の醸成……【自治安心課】

コミュニティ活動の活性化を支援し、自治意識の醸成や行政連絡区加入率の維持向上に努めます。また、住民と行政の協働による地域交流活動の活性化、多世代や多様な分野におけるさらなる交流促進を図ります。

目標

人権意識の高揚を図るとともに、共生社会の実現をめざします。

町の現状と課題

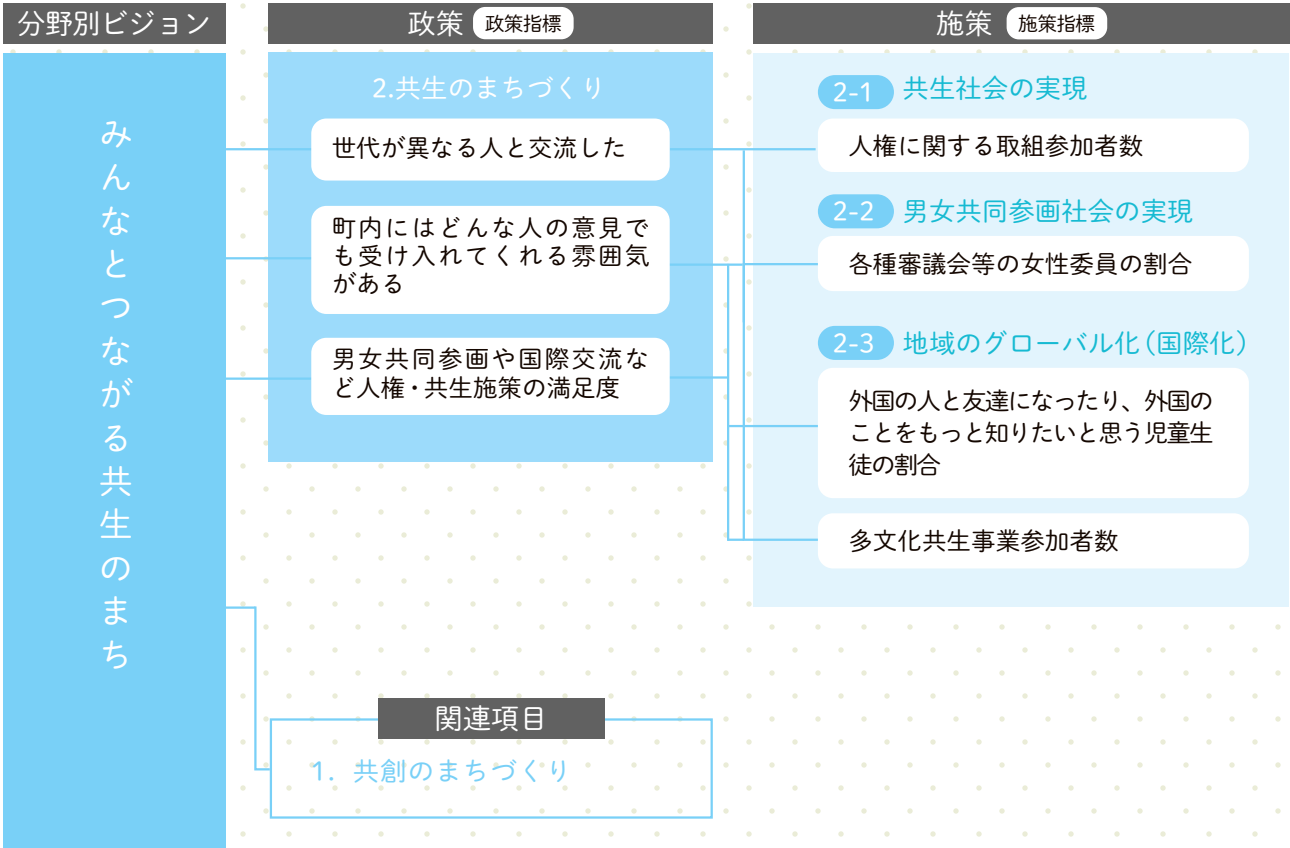
- ① 住民一人ひとりが人権について正しく理解し、お互いを尊重し合いながら共生社会の実現に向けた啓発や教育を推進してきました。今後も関係機関との連携を強化し、人権意識の高揚を図る必要があります。
- ② 誰もが気軽に芸術文化に触れる環境づくりが求められており、障がい者の個性と能力を発揮できる機会の促進を図る必要があります。
- ③ 2020年東京大会において、マレーシアの共生社会ホストタウンに認定され「誰一人取り残さない社会の実現」の認識が高まりました。その遺産(レガシー)を継続し、スポーツ分野、芸術文化分野においても、誰もが参加できる事業展開を行う必要があります。
- ④ 「みよし男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現をめざしてさまざまな取組を行ってきました。今後も男女ともに家庭生活や仕事、地域活動を両立しやすい環境整備等が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、配偶者等からの暴力(DV)の増加・深刻化の懸念等、特に女性に対して大きな影響をもたらし、男女共同参画の重要性が一層高まっています。
- ⑤ グローバル社会の進展に対応する力をはぐくむとともに、姉妹都市等を通じて教育、芸術文化、産業等の幅広い分野にわたり交流事業を実施しています。住民の国際理解や国際感覚の醸成を図るため、NPO法人や民間団体等と協力して、より一層活発な国際交流活動が行われるように、引き続き関係機関との連携を強化していくことが求められています。
- ⑥ 在住外国人にとっても安心して住み続けることができるように、NPO法人と連携して生活情報の提供や専門相談窓口の開設等の暮らしの支援を実施してきました。これからも在住外国人が求めている必要な情報にアクセスできるように、ホームページ等で今まで以上にわかりやすく提供していくことが求められています。また、多文化への理解を深めていけるよう、互いにつながりをもてる取組が必要とされています。



関連するSDGs



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	世代が異なる人と交流した（住民意識調査）	55.5（偏差値）	57.3（偏差値）
	町内には、どんな人の意見でも受け入れてくれる雰囲気がある（住民意識調査）	-	50.0（偏差値）
	男女共同参画や国際交流など人権・共生施策の満足度（住民意識調査）	13.5 %	16.0 %
施策指標	人権に関する取組参加者数	4,360 人	4,500 人
	各種審議会等の女性委員の割合	31.4 %	33.0 %
	外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知りたいと思う児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小学校 65.7 % 中学校 71.8 %	小学校 75.0 % 中学校 80.0 %
	多文化共生事業参加者数	119 人	150 人

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

施策 2-1

「共生社会の実現」

2-1-1 人権教育・啓発、LGBTQ+^{*}の理解……………【総務課/学校教育課/社会教育課】

共生社会や人権のあり方について、多様な人々の存在を理解し、認めあうところをはぐくむため、人権教育・啓発推進事業を実施し、差別やいじめをしない・させないために自ら考え行動できる人の輪を広げます。

さまざまな人権に関わる問題に対して、児童生徒一人ひとりが自分の大切さを認めるとともに、他者のこころの痛みや感情を共感的に受容する想像力や感受性、意欲を育成します。

同和問題やLGBTQ+をはじめとしたさまざまな人権問題の解消に向け、広報みよしやホームページ等にて啓発を行います。また、人権擁護委員の協力のもと、人権啓発活動を推進します。

2-1-2 ともに生き・ともに支えるまちづくり……………【福祉課】

障がいの有無にかかわらず、どんな人でもお互いに敬意と創造力を持って支えあい、力を発揮し受け入れ、誰一人取り残さずに、ともに生きるまちをめざします。また、共生社会推進懇談会、あいサポート運動^{*}や「みよしWell-beingのまちづくり宣言」をはじめとして、さまざまな特性について理解するための取組を行い、啓発を推進します。

2-1-3 多様な人々の交流……………【文化・スポーツ推進課】

スポーツや芸術文化分野において、外国人や障害のある人等と多くの住民が交流する機会を創り、ともに活動していくことでコミュニティの醸成を図ります。また、東京2025デフリンピック^{*}において、マレーシアのホストタウンとなったことを契機に、スポーツ分野に限らず芸術文化分野においても海外のアーティスト等と連携し、共生社会の実現をめざします。

2-1-4 障がいの者の芸術文化活動の推進……………【文化・スポーツ推進課/福祉課】

障がいの者が芸術文化活動に参加しやすい環境を整え、個性と能力を発揮できる機会と共生社会の促進を図ります。



施策 2-2

「男女共同参画社会の実現」

2-2-1 男女共同参画の推進……………【総務課/各課】

誰もが互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、社会のあらゆる分野の活動に参画し、誰もが個性と能力を十分に発揮できるジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。また、DV等の困難な課題を抱える女性に対する相談・自立支援体制の整備を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶のため、意識啓発や情報発信等、積極的な啓発活動を推進します。

2-2-2 誰もがいきいきと活躍できる環境づくり……………【総務課/各課】

あらゆる分野における政策・方針決定過程の場へ、女性の参画を促進します。また、働く場において、誰もが働きやすい環境整備に向けて、多様な働き方等の情報提供と啓発に努めます。

施策 2-3

「地域のグローバル化(国際化)」

2-3-1 文化交流……………【秘書広報室/文化・スポーツ推進課/学校教育課/社会教育課】

姉妹都市との交流、国際親善大使等による他国との交流を継続・発展させ、新たな交流の機会づくり等未来のグローバルリーダー*の育成を推進し、国際パートナーシップの形成をめざします。

姉妹都市やホストタウン相手国と国際的な文化交流を継続し、芸術文化団体の派遣事業やオンラインを活用した交流事業に取り組みます。

地域における多文化共生について理解を深めることを目的に、地域の人々とともに取り組む文化交流事業を推進し、誰もが住みやすい共生のまちづくりをめざします。

2-3-2 外国人生活支援(情報の多言語化・社会参加促進・生活支援)…………… 【総務課/秘書広報室/社会教育課】

在住外国人に必要な情報の多言語化を促進し、住みやすいまちづくりを進めます。

地域に住む外国にルーツ*を持つ方が地域生活になじめるように、地域の支援者とのネットワークを活用した支援事業を実施し、多様な人々の社会参加の促進と、それを支援する人々の輪を広げます。

NPO法人「ふじみの国際交流センター」との協力体制をとり、在住外国人が地域で安心して生活できることを目的に多言語による相談を実施するとともに、ホームページに多言語による生活ガイドを掲載し外国人の生活支援を図ります。

分野別ビジョン

誰もが自分らしく生きるまち



分野別ビジョン

「誰もが自分らしく生きるまち」を通して実現する幸せ

経済が右肩上がりに成長する時代からこころの成長が重視される時代へと変化していくなかで、ライフステージを通して、自分らしさをはぐくみ、発揮しながら活躍できる社会づくりが重要となっています。教育及び生涯学習の推進、自己実現につながる居場所や機会の確保等を通して、誰もが自分らしく生きるまちをめざします。

分野別ビジョン みよしウェルビーイング指標	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]	後期目標値 [令和13年度]
自分にはよいところがあると思う割合 (全国学力・学習状況調査)	児童 79.2 % 生徒 84.0 % (令和5年度)	児童 83.0 % 生徒 86.0 %	児童 86.0 % 生徒 88.0 %
自分が幸せだと思う割合 (児童生徒アンケート)	84.5 %	90.0 %	100 %
自分が幸せだと思う割合 (住民意識調査) (10点満点中6点以上)	65.5 %	80.0 %	100 %
図書館・公民館・文化会館等の学習文化施設やサービスの満足度 (住民意識調査)	35.7 %	43.0 %	50.0 %

未来を切り拓く力の育成

目標

主体的に学び続ける力・豊かな人間性・健やかな体をはぐくみ、誰一人取り残されず、すべての子どもの可能性を引き出すような、多様な学びをすすめます。

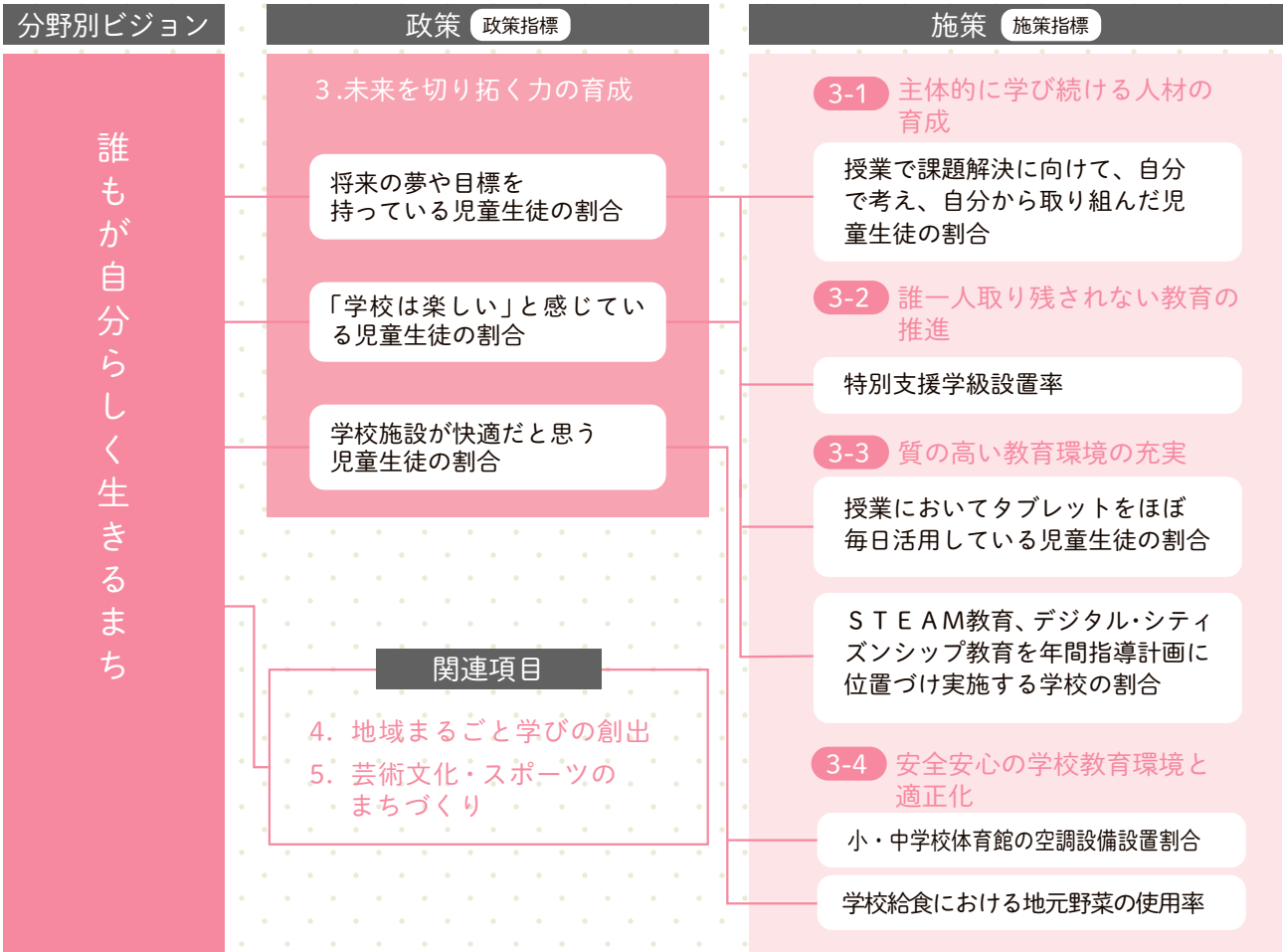
町の現状と課題

- ① 町では、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針の「教育大綱」を策定しました。また、特に学校教育に焦点化した新しい教育政策を検討するため三芳町教育政策研究所を立上げ、三芳教育のめざす方向性を示した「MOVEプラン」を策定しました。
- ② 小・中学校間の連携を図りながら地域や学校の特色を活かすとともに、児童生徒の心身の発達段階や特性を考慮した創意ある教育活動を展開しています。
- ③ 児童生徒の抱える悩みや不安を解消し、問題行動等の予防と解決を図るとともに、一人ひとりの教育ニーズの把握に努め、より望ましい成長と自己実現を支援できるよう、家庭や地域社会、関係機関と連携して、教育相談・生徒指導・進路指導・キャリア教育・就学援助の充実等に取り組んできました。今後においても、子どもが抱える課題の解決に向けて子ども一人ひとりに向き合い、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、すべての子どもの可能性を引き出す多様な状況に応じた学びを進める必要があります。また、次世代を見据えた教育政策を推進することが重要です。
- ④ 教員の指導力向上や各学校の課題解決をめざす研修計画の作成と着実な実施に努めるとともに、学習支援員、教員支援員、特別支援教育支援員等、町独自の職員を配置し、個に応じたきめ細かな指導の充実を図ってきました。子どもたちに寄り添った教育を推進するため、教職員の資質能力の向上や働き方改革を推進する必要があります。
- ⑤ GIGAスクール構想[※]により、全児童生徒に対して1人1台のタブレット端末を配布し、どんなときでも学びを止めない環境整備を行ってきました。今後も、ICTを活用し、「探究的な学習」が充実するよう推進します。
- ⑥ 学校は安心して快適な学びの場であるために、耐震化対策は平成25年度(2013)に完了し、令和元年度(2019)から校舎トイレ改修工事を実施しています。しかしながら建物の老朽化が進んでおり、将来に向けた維持管理の負担増大が課題となっています。安心して快適な教育環境を整え、中長期的な学校施設等の方針を策定する必要があります。
- ⑦ 安全安心な学校給食の提供を図るため、徹底した衛生管理に努めるとともに、地場産野菜を積極的に取り入れ、栄養バランスの取れた魅力ある献立の立案に努めてきました。また、「MIYOSHIオリンピック給食」として町と親交の深いオランダ王国やマレーシアの料理を提供し、国際交流への関心を高めてきました。これからも成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、学校給食を通じた食に関する積極的な教育を図る必要があります。

関連するSDGs



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校 78.3 % 中学校 62.1 % (令和5年度)	小学校 80.0 % 中学校 70.0 %
	「学校は楽しい」と感じている児童生徒の割合 (教育大綱アンケート)	84.0 %	87.0 %
	学校施設が快適だと思える児童生徒の割合 (教育大綱アンケート)	76.0 %	81.0 %
施策指標	授業で課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校 80.5 % 中学校 84.8 % (令和5年度)	小学校 85.0 % 中学校 90.0 %
	特別支援学級設置率	5/8 校	6/8 校
	授業においてタブレットをほぼ毎日活用している児童生徒の割合 (GIGAスクール構想に関する調査)	小学校 65.2 % 中学校 90.0 %	小学校 80.0 % 中学校 95.0 %
	STEAM教育、デジタル・シティズンシップ教育を年間指導計画に位置づけ実施する学校の割合	-	小学校 100 % 中学校 100 %
	小・中学校体育館の空調設備設置割合	0/8 校	8/8 校
	学校給食における地元野菜の使用率 (地場野菜の重量割合)	33.0 %	→

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

施策 3-1

「主体的に学び続ける人材の育成」

3-1-1 豊かなこころの教育……………【学校教育課/教育センター】

読書活動やさまざまな体験活動を実施するとともに、道徳教育・人権教育・生命を尊重する教育を充実します。また、関係機関と連携した教育相談体制の充実、組織的な生徒指導、不登校対策をより一層推進します。

3-1-2 確かな学力の向上……………【学校教育課/教育センター】

ICTを活用した「個別最適な学び」「協働的な学び」による子どもを主語にした授業を展開し、「主体的・対話的で深い学び」を実現することで、自ら課題解決に向けて取り組む子どもを育成します。また、「学びに向かう力」を高める非認知能力*と認知能力*を一体的に育成する授業を推進します。

3-1-3 グローバル化に対応できる人材の育成……………【学校教育課/教育センター】

伝統と文化を尊重し、グローバル化する社会の持続的な発展に向け、国際社会で活躍できる児童生徒を育成します。また、小・中学校における英検取得の促進や、ALTの全校配置等により、英語への興味関心を育てる場の創出、環境づくりを行います。

3-1-4 健やかな体づくり……………【学校給食センター/学校教育課】

生涯にわたり、心身ともに健康で安全な生活を主体的に実践できる子どもたちを育成するため、学校体育活動の充実による体力の向上と健康教育、食に関する指導を積極的に推進します。

施策 3-2

「誰一人取り残されない教育の推進」

3-2-1 教育機会の充実……………【学校教育課/教育センター】

専門的な知識をもつ人員の配置や環境整備を行い、相談体制の構築、個に応じた支援の充実、不登校対応、特別支援教育の充実等、個別のニーズに対応したきめ細やかな支援をめざした取組を展開し、誰一人取り残されない教育を推進します。

3-2-2 教育政策の研究・推進……………【学校教育課/教育センター】

予測困難な未来を生き、未来を創る子どもたちにとって必要な力である「学びに向かう力」を育てることをめざし、非認知能力の育成や探究的な学びの推進等の取組をまとめた「MOVEプラン」を推進します。「MOVEプラン」は、「自分とつながる」「社会とつながる」「世界とつながる」という3つのプロジェクトで構成され、子どもたち一人ひとりが自分らしく、ともによりよく生きることをめざします。



施策 3-3

「質の高い教育環境の充実」

3-3-1 教職員の資質・能力の向上……………【学校教育課】

探究的な学習を展開するとともに、STEAM教育*やデジタル・シティズンシップ教育*の充実を図ることで、次世代を見据えた教育を推進します。そのために、教員のライフステージに合わせた年次研修や学校指導訪問等、すべての教職員が指導力向上に向けた研修を受講したり、授業のなかでICTを効果的に活用したりすることで、教職員の資質・能力を高めます。

施策 3-4

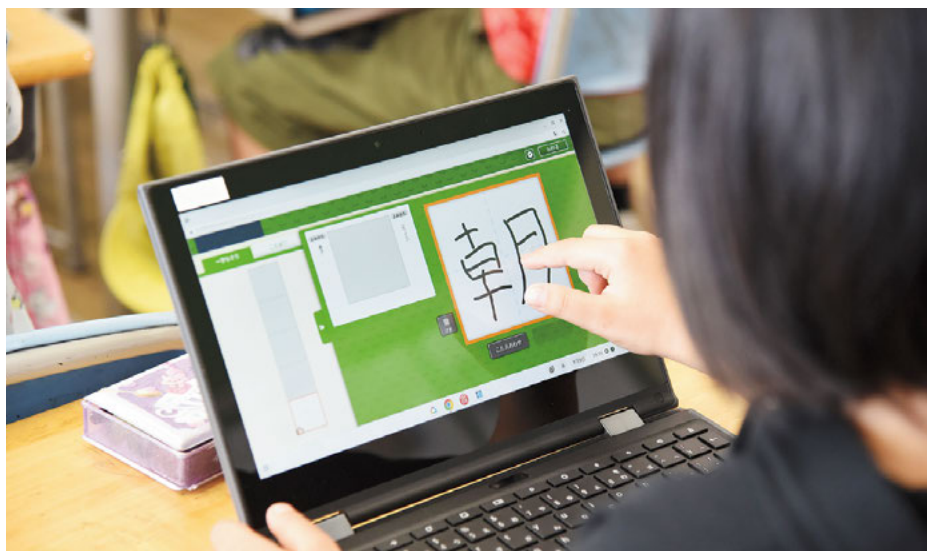
「安全安心の学校教育環境と適正化」

3-4-1 教育環境の整備……………【教育総務課/学校教育課】

老朽化が進む学校施設について、施設整備に係る維持・更新コストを総合的に抑制していくための計画的な改修、ICTを活用した教育等、新しい時代に対応するための教育環境を整備します。また、学校再編等を検討し、児童生徒がより望ましい教育環境のなかで学習に取り組めるよう整備・充実に努めます。

3-4-2 安全安心な給食の提供……………【学校給食センター】

安全安心な学校給食の提供を図るため、調理場内の衛生管理の徹底に努めるとともに、美味しい給食をめざして地場産野菜を積極的に取り入れ、栄養バランスのとれた魅力ある献立の立案に努めます。



地域まるごと学びの創出

目標

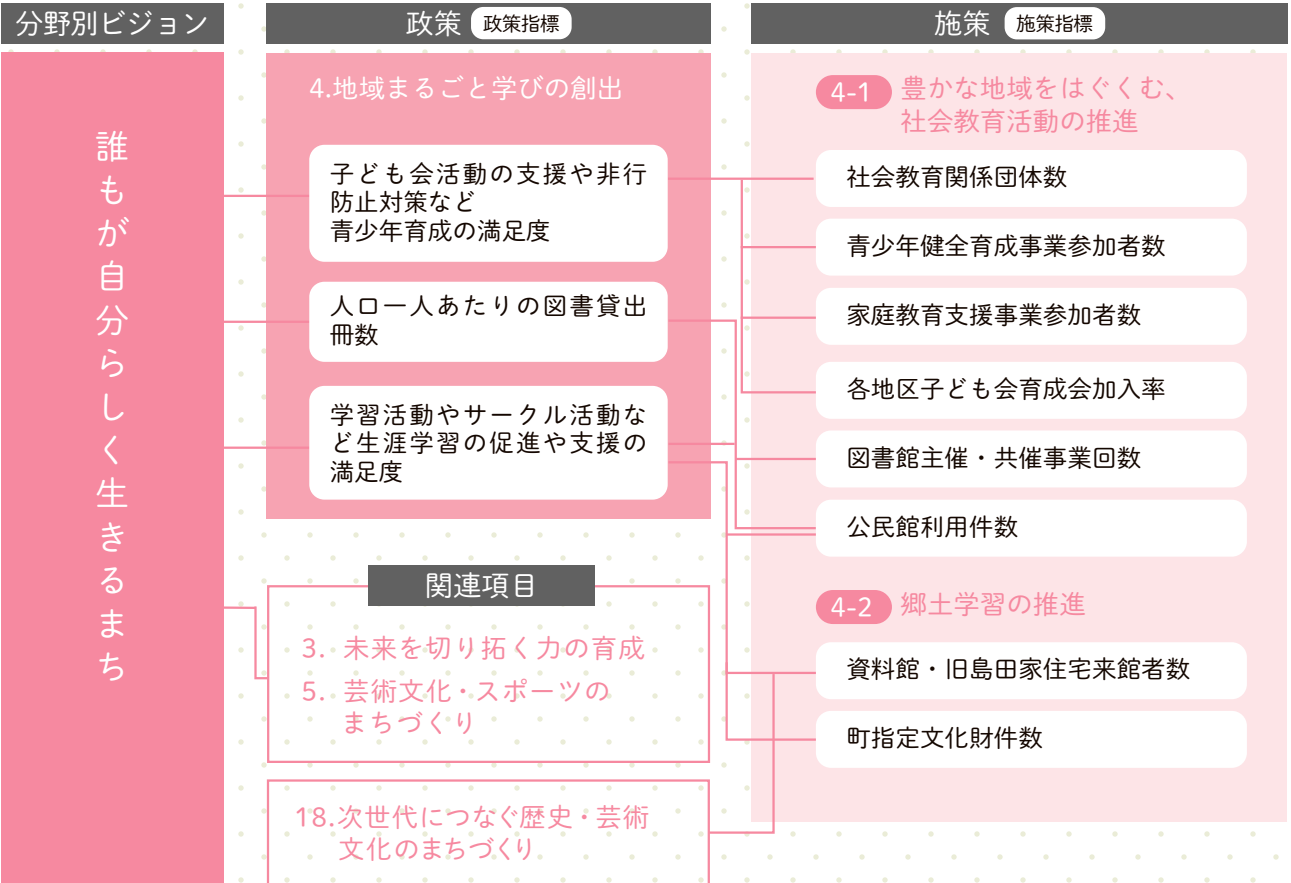
一人ひとりが自ら学び、いきがいや自己実現等につながる生涯を通じた学習ができる環境づくりを進めます。また、生涯学習・社会教育活動を通じて郷土への愛着をはぐくみ、家庭や地域でともに学び支えあう社会の実現をめざします。

町の現状と課題

- ① 公民館、図書館、歴史民俗資料館等の社会教育機関や、体育館、文化会館、集会所等で積極的な学習や文化活動が進められています。情報化社会の進展により、住民の学習・文化活動のニーズは多様化しています。
- ② 地域の公民館として、住民主体の公民館活動を推進していくため、地域、学校、団体等との連携を図ることが重要となっています。
- ③ 図書館は、中央図書館・竹間沢分館の2館と、配本所1か所で図書館サービスを行っています。住民の豊かな読書生活と生涯にわたる学習を保障するために図書館資料を充実させ、資料提供・予約・レファレンスサービス*の向上に努めてきました。また、読書や学習の意欲を喚起する講座やおはなし会も積極的に実施してきました。こうした取組により、人口1人あたりの年間図書貸出冊数は、平成12年度(2000)から連続で県内1位であり、子どもの読書推進で2度の文部科学大臣賞を受賞するなど高評価を受けています。オンリーワンの図書館をめざし新たな図書館活動の活性化が求められています。
- ④ 子どもから高齢者まで一人ひとりが自ら学び、いきがいや自己実現等につながる生涯を通じて学習ができる環境づくりが重要となります。集団学習による社会教育活動を通じて、家庭や地域でともに学び、つながりあい、支えあうまちづくりを推進していく必要があります。
- ⑤ 町には、竹間沢車人形、竹間沢里神楽、各地区のお囃子といった伝統芸能や、県内最古の石器が出土している藤久保東遺跡をはじめとする埋蔵文化財包蔵地等、町の誇りの源となるさまざまな文化財が受け継がれています。歴史民俗資料館では、文化財を収集・保管、調査・研究を行い、その成果をわかりやすく展示・公開しています。
- ⑥ 地域の歴史や文化に触れる機会や興味関心、新たな気づきを得るきっかけとするため、歴史民俗資料館における教育普及活動の充実を図ることが求められています。



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	子ども会活動の支援や非行防止対策など青少年育成の満足度（住民意識調査）	14.4 % ▶▶▶	18.0 %
	人口一人あたりの図書貸出冊数（図書館要覧）	9.32 冊 ▶▶▶	11.86 冊
	学習活動やサークル活動など生涯学習の促進や支援の満足度（住民意識調査）	16.4 % ▶▶▶	21.0 %
施策指標	社会教育関係団体数	275 団体 ▶▶▶	300 団体
	青少年健全育成事業参加者数	8,500 人 ▶▶▶	9,000 人
	家庭教育支援事業参加者数	532 人 ▶▶▶	1,400 人
	各地区子ども会育成会加入率	77.0% ▶▶▶	80.0 %
	図書館主催・共催事業回数	289 回 ▶▶▶	300 回
	公民館利用件数（統計みよし）	7,121 件 ▶▶▶	8,300 件
	資料館・旧島田家住宅来館者数	7,928 人 ▶▶▶	10,300 人
	町指定文化財件数（累計）	32 件 ▶▶▶	33 件

施策 4-1

「豊かな地域をはぐくむ、社会教育活動の推進」

4-1-1 地域活動の担い手育成……………【社会教育課】

住民個々の生涯学習活動や、公民館等での集団学習による社会教育活動等、多様な学習・文化活動を拡充し、地域の団体・個人・事業者等の力を活用した地域間交流、地域課題解決のための社会教育活動や他者との関わり合いから生まれるいきがい・やりがいを感じられる社会教育活動を推進します。

4-1-2 青少年健全育成活動の推進……………【社会教育課】

行政連絡区・子ども会育成会・PTA・青少年相談員・ジュニアボランティアリーダー、事業者等、地域の多様な主体と子どもたちが、体験活動を通じて相互に関係を深め合う場として、「子どもフェスティバル」等の共創による青少年健全育成事業を実施することで、ふるさと三芳の意識向上を図ります。

4-1-3 青少年非行防止活動の推進……………【社会教育課】

子ども110番の家・非行防止パトロール・インターネット、SNS*等の安全な利用の啓発等の子どもの見守り事業について、地域の団体・個人・事業者等による青少年健全育成組織と連携して実施し、子どもたちが安心して暮らせるよう、地域ぐるみで子どもの見守り環境の整備を進めます。

4-1-4 家庭教育の推進……………【社会教育課】

家庭が子どもにとって、やすらぎの場所・楽しい場所、親子がともに育ちあう「共育の場」となるよう、家庭・学校・地域と連携した、「家庭教育宣言」の趣旨に基づいた家庭教育事業の推進や支援を実施します。

4-1-5 よみ愛・読書のまちの推進……………【図書館】

家読(うちどく)*・読み聞かせ・読書会・ビブリオバトル*の活発化、「よみ愛・読書ふるさと絵本」の活用等、生涯にわたるさまざまなライフステージで、読書の喜びが共有できる「よみ愛・読書」のまちづくりの推進に努めます。

4-1-6 公民館活動の推進……………【公民館】

社会教育活動実践の場として、学習講座、芸術イベント、交流事業等を開催し、住民の学びたい・知りたいという願いに対応しながら、地域の公民館として文化団体や地域活動団体を支援・育成し、地域に根差した事業を連携して行います。また、利用者が安全安心に活動できるよう施設の維持管理に努めます。

4-1-7 新しい知・文化の地域創造づくり……………【公民館/図書館】

令和8年(2026)に藤久保地域拠点施設が完成し、図書館活動及び公民館活動をさらに充実させます。拠点は、これまで以上に利用者や新たに参画する団体・個人、民間事業者等の活動が交差するプラットフォームとして、文化創造や住民の交流を推進します。



施策 4-2

「郷土学習の推進」

4-2-1 文化財の保護・保存 【文化財保護課】

文化財保護審議委員会の開催、町指定文化財の管理、一般文化財の調査・保存・普及等を実施します。文化財保存・保全事業として、埋蔵文化財の記録保存をはじめ、歴史民俗資料館において文化財の調査・保存・修復・公開を行うとともに、文化財解説板の設置や広報みよし・ホームページ等を通じ広く情報発信を行います。

4-2-2 資料館活動の充実 【文化財保護課】

町の歴史・文化を物語る基礎資料の収集・保存等、歴史や文化を紹介する施設として、歴史民俗資料館、旧池上家住宅、旧島田家住宅の維持管理や公開に努めます。また、特別展・企画展・季節の歳時記展示、土曜体験教室、歴史講座等の事業、郷土芸能のつどいや古民家を活用したイベントを実施するとともに、小・中学校の社会科見学受け入れや体験学習等の出前を行い、地域の歴史や文化の情報発信を図ります。



芸術文化・スポーツの まちづくり

目標

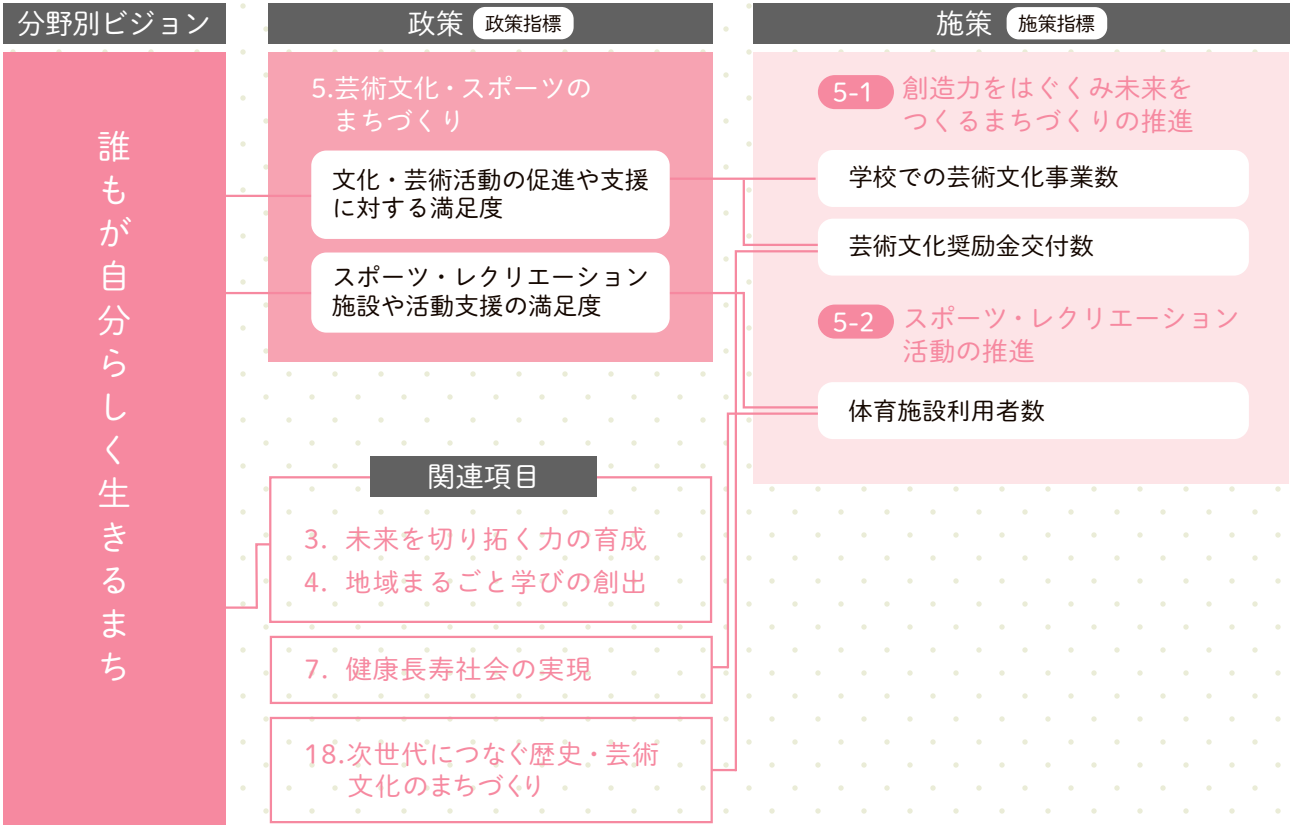
芸術文化を活用した総合的な施策を推進していくことで、誰もがいきいきと幸せに暮らせる芸術文化の薫る豊かなまちを実現します。また、誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進と、競技スポーツに対する意識の高揚を図ります。

町の現状と課題

- ① 「芸術文化のまちづくり条例」や「芸術文化推進基本計画」を策定し、芸術文化のまちづくりを進めています。個性豊かな「三芳町らしい文化創造都市の実現」と住民がいきいきと暮らせるまちづくりをめざして住民の芸術文化活動をさらに推進することが必要です。
- ② 芸術文化のまちづくりを継続していくためには、地域住民等が芸術文化活動を主体的に行い、いきがいを感じていくことが必要であるため、芸術文化に関係するさまざまな分野が連携し、芸術文化を支える組織づくりが必要です。
- ③ 高齢化が進むなか、健康づくりや体力の向上及び住民同士の交流を図るため、多様な事業を行い、スポーツ・レクリエーション活動への支援も行ってきました。これからも、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、各種団体との連携を図りながら、ニュースポーツ[※]等の体験会や周知活動を行うことが必要です。
- ④ 子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の住民が競技スポーツ分野で活躍しています。さらに競技スポーツで活躍する選手を育成する機会を創出し、夢に向かってチャレンジすることでいきがいを体感した住民の創造的活動やまちづくり活動への参画を進めることが必要です。
- ⑤ 2020年東京大会においては、オランダ王国とマレーシアのホストタウンとして、住民・事業所・教育機関等と連携してスポーツを通じた交流活動が行われました。その遺産(レガシー)を受け、飯能市とマレーシアのホッケーチームであるホッカデミーとの「ホッケーチームによる交流に関する協定」を結び、交流活動を実施してきました。さらなる人材育成や文化交流の発展が期待されるところです。



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	文化・芸術活動の促進や支援に対する満足度 (住民意識調査)	21.3% ▶▶▶	25.0%
	スポーツ・レクリエーション施設や活動支援の満足度 (住民意識調査)	23.1% ▶▶▶	29.0%
施策指標	学校での芸術文化事業数	3件 ▶▶▶	12件
	芸術文化奨励金交付数 (累計)	1件 ▶▶▶	24件
	体育施設利用者数	254,243人 ▶▶▶	260,000人

施策 5-1

「創造力をはぐくみ未来をつくるまちづくりの推進」

5-1-1 子どもたちが芸術文化に親しむ機会の拡充……………【文化・スポーツ推進課】

子どもたちの豊かな創造力やコミュニケーション能力をさらに高めるため、質の高い舞台芸術や作品を鑑賞する機会を拡充するため小・中学校教職員との連携により、意欲的かつ継続的に芸術文化活動に参加できる環境の充実を図ります。

5-1-2 芸術文化活動を支援する取組の充実……………【文化・スポーツ推進課】

芸術文化推進の担い手を育成するため、若手アーティストに向けた、育成型事業の充実を図ります。
また、住民が主人公となる芸術文化活動を支援する「芸術文化支援事業」やコンクール等の成績優秀者等に対する「芸術文化奨励金交付制度」の周知を図ります。

5-1-3 みよし芸術祭の継続的な実施……………【文化・スポーツ推進課】

令和5年度(2023)から開始したみよし芸術祭を充実させ、住民に愛着を持ってもらうため、文化協会をはじめとした、さまざまな芸術文化に関連する団体や芸術文化活動に賛同する事業所との連携により、みよし芸術祭を支える組織づくりを進めます。



施策 5-2

「スポーツ・レクリエーション活動の推進」

5-2-1 生涯にわたるさまざまなスポーツ活動の推進……………【文化・スポーツ推進課】

多様化するスポーツ・レクリエーション活動に対し、スポーツ協会や指定管理者等と連携した事業展開により、各種スポーツの推進を図ります。また、スポーツ推進委員と連携し、誰もが気軽に参加できるニュースポーツ体験会や周知活動を拡充することで、健康年齢や体力の向上を図り、いきがいづくりを推進します。

5-2-2 スポーツチャレンジへの応援……………【文化・スポーツ推進課】

競技スポーツ分野においては、スポーツ大会等出場選手奨励金を創設し応援してきましたが、さらに競技スポーツ分野を活性化するため、主体的にスポーツ競技大会等を実施するスポーツ団体等に対して支援を行うとともに、住民ニーズにあった大会や教室等の実施を推進します。

5-2-3 スポーツ・レクリエーション施設の整備充実……………【文化・スポーツ推進課】

住民のスポーツ・レクリエーション活動のためのスポーツ施設の整備に努め、誰もが安心して気軽に利用できる環境を整えます。

5-2-4 スポーツを通じた交流の推進……………【文化・スポーツ推進課】

2020年東京大会を契機として取り組んだホストタウン(オランダ王国・マレーシア)や関係自治体との交流を発展させます。また、東京2025デフリンピックホストタウンを契機として、デフスポーツ※やパラスポーツ※の体験会を行い、選手と住民の交流の機会をつくります。

分業別ビジョン

健康で元気な笑顔があふれるまち



分業別ビジョン

「健康で元気な笑顔があふれるまち」を通して実現する幸せ

ウェルビーイングなまちづくりの実現に向けては、一人ひとりが健康で元気に暮らせることが不可欠です。多様化する社会において、各世代・個人の特性を重視しつつ、健康の増進、福祉の充実により、子どもから高齢者まで笑顔があふれるまちをめざします。

分業別ビジョン みよしウェルビーイング指標	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]	後期目標値 [令和13年度]
身体的に健康な状態(住民意識調査)	55.9 (偏差値)	57.5 (偏差値)	59.1 (偏差値)
精神的に健康な状態(住民意識調査)	56.9 (偏差値)	57.6 (偏差値)	58.3 (偏差値)
社会的に健康な状態(住民意識調査)	55.4 (偏差値)	56.7 (偏差値)	58.0 (偏差値)

安心して子育てできる 環境づくり

目標

安心して子を産むことができ、
こどもが健やかにはぐくまれるまちをめざします。

町の現状と課題

- ① 町の合計特殊出生率は年によって変動があるものの、1.15前後で推移しており、国及び県と比較して下回っています。令和3年度(2021)より産後ケア事業のすべての提供型を整備、令和5年度(2023)からは産前産後の育児支援・家事援助の利用費の一部補助の実施等、妊娠・出産及び育児に関する心理的・身体的な負担への支援に努めてきました。さらに、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を充実するための体制づくりや子育て支援の推進が求められています。
- ② 核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化等により、子ども・子育てをめぐる環境は厳しく、子育てに不安や負担を感じる家庭は少なくありません。そのため、地域全体が子育てに関心を持ち、地域ぐるみで子育てに取り組んでいくことが求められています。
- ③ 国では、令和5年(2023)4月にこども家庭庁を設置し、「日本国憲法」、「児童の権利に関する条約」(以下、「子どもの権利条約」という。)にのっとった、「こども基本法」を施行しました。この法律ではすべてのこどもが、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的としています。町でも、今後この法律の趣旨に基づき、「子どもの権利条約」の理念を取り入れた施策や事業を全庁的に展開することが求められています。
- ④ 児童虐待防止のため関係機関と連携し、支援をうけやすい体制づくりに努めてきました。今後は子どもの権利を尊重し保護するため児童相談の充実を図り、児童虐待の未然防止や、早期発見と早期対応の体制を強化していく必要があります。
- ⑤ すべてのこどもたちが健やかに成長できるよう、家庭に対する支援が必要となっています。そのなかで、子育てと生計を一人で維持しているひとり親世帯に対しては、支援の充実が求められています。



- ⑥ 町内には、保育所5か所、幼稚園2か所、幼保連携型認定こども園が1か所、小規模保育事業所が3か所あります。その他に子育て支援事業を行う地域子育て支援センターが4か所や児童発達支援センターである「みどり学園」があります。保育所については、今後、入所する児童の保育だけでなく、子育てに関する支援サービスの地域拠点としてその機能を充実させていくことが課題となっています。また、地域の需要を把握し、適正な定員を計画的に確保することも必要です。さらに、保育を必要とする家庭の保護者の就労状況の多様化に対応するべく、休日保育や一時保育、病児・病後児保育、緊急保育等に取り組むことが求められています。
- ⑦ 放課後児童クラブ(学童保育室)は小学校の敷地内に7か所あり、放課後留守家庭の児童の健全育成を目的に、小学校6年生までを対象に保育ニーズに応じてきました。今後は保育環境の改善のため、改修や新設等の適正な整備を行うとともに、充実した放課後生活を送ることができるよう専門の支援員を適切に配置し、保育の質の向上を図ることが必要です。また、保護者の就労形態の多様化に柔軟に対応するなど、利用者のニーズに応じた環境整備が求められています。
- ⑧ 児童館は、学童期だけでなく、子育て世代の親同士の交流や情報交換が積極的に行われる場となるよう親子遊びの場にもなっています。しかしながら、施設の老朽化に伴い、そのあり方を検討する時期となっています。
- ⑨ 「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の充実のため、さまざまな施策を総合的・計画的に推進してきました。今後も、地域の実情に応じた教育・保育の提供及び子ども・子育て支援の取組のさらなる推進が必要です。



政策

6

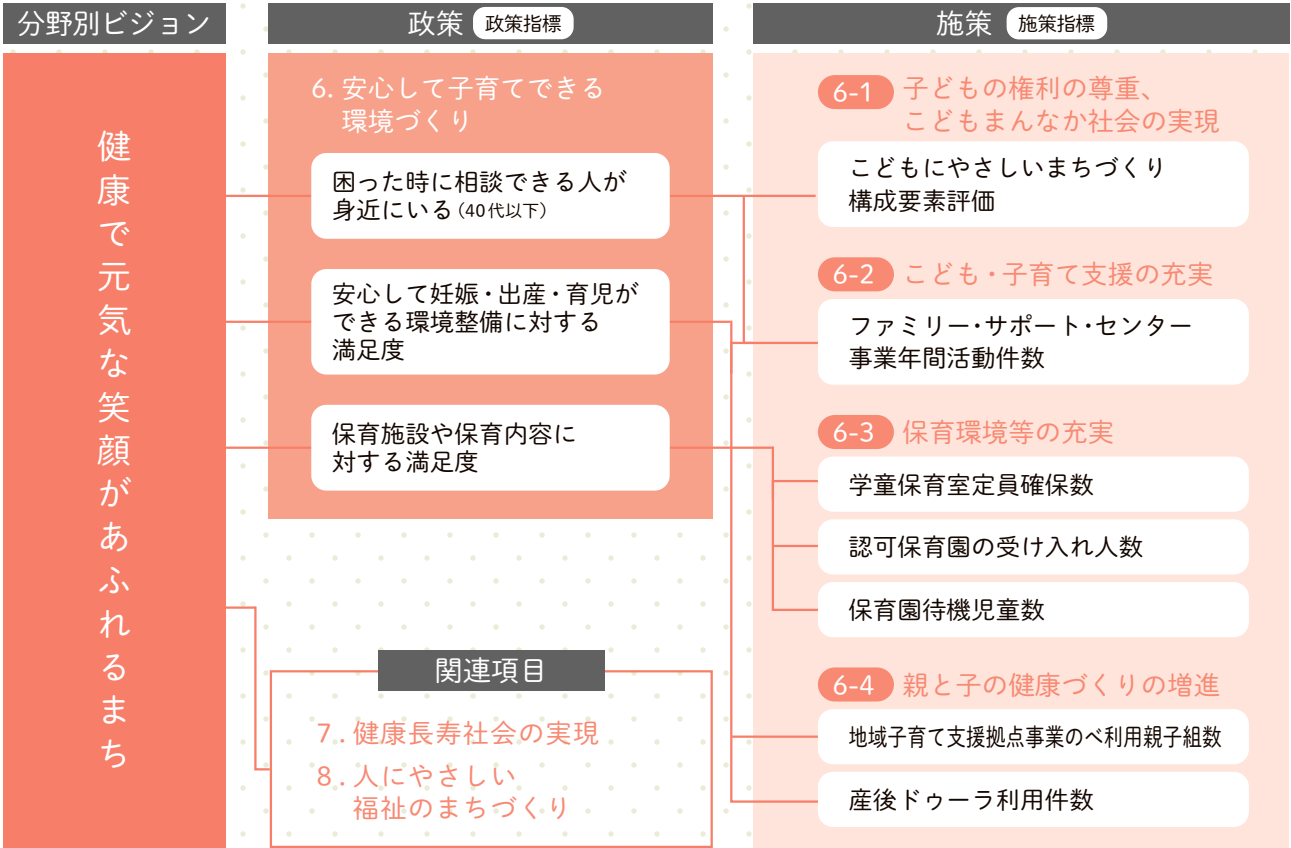
安心して子育てできる 環境づくり



関連するSDGs



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	困った時に相談できる人が身近にいる (40代以下・住民意識調査)	55.9 (偏差値) >>>	57.2 (偏差値)
	安心して妊娠・出産・育児ができる 環境整備に対する満足度 (住民意識調査)	22.0 % >>>	28.0 %
	保育施設や保育内容に対する満足度 (住民意識調査)	23.0 % >>>	28.0 %
施策指標	こどもにやさしいまちづくり構成要素評価 (5段階)	- >>>	4.0
	ファミリー・サポート・センター事業 年間活動件数	752 件 >>>	1,760 件
	学童保育室定員確保数	331 人 >>>	360 人
	認可保育園の受け入れ人数	647 人 >>>	→
	保育園待機児童数	4 人 >>>	0 人
	地域子育て支援拠点事業のべ利用親子組数 (累計)	4,326 組 >>>	5,500 組
	産後ドゥーラ利用件数	- >>>	336 件

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

施策 6-1

「子どもの権利の尊重、こどもまんなか社会の実現」

6-1-1 子どもの権利の尊重……………【こども支援課】

「子どもの権利条約」に基づいて、差別の禁止、子どもの最善の利益、生命生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重等、子どもにとって大切な権利を保障し、その主体である子どもが家庭や地域の一員として自分らしく安心して暮らすことができるように「(仮称)子どもの権利に関する条例」の制定に取り組み、子どもの権利を尊重する地域社会の実現をめざします。

また、この条例に基づく各種施策を全庁的に推進するために「(仮称)こども政策推進本部」を設置し、ユニセフの「日本型子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」に取り組みます。

6-1-2 こどもまんなか社会の実現……………【こども支援課】

子どもの権利と合わせて、「こども基本法」に規定する「こども大綱」を勘案した「(仮称)三芳町こども計画」を策定し「こどもまんなか社会」の実現を図ります。

施策 6-2

「こども・子育て支援の充実」

6-2-1 児童相談事業の充実……………【こども支援課】

こども家庭センターを設置し、「こども大綱」に基づく「(仮称)三芳町こども計画」及び「(仮称)子どもの権利に関する条例」を策定し子育て支援、児童相談事業、こどもの貧困等支援の推進に努めます。

6-2-2 ひとり親家庭等の支援の充実……………【こども支援課】

ひとり親家庭等に対し、ひとり親医療及びこども医療の無償化等の経済的支援や、関係機関等と連携し就労を支援します。

6-2-3 地域における子育て支援の充実……………【こども支援課】

子育てしやすい環境、子ども連れでも楽しめる居場所づくりに取り組むため、児童館事業や子育て支援センター事業を推進し、あわせてファミリー・サポート・センター事業のように地域が協力して子育て家庭を支援できる事業の充実を図ります。

また、みどり学園では児童福祉法に基づく「児童発達支援センター」事業を実施し、子どもの発育・発達相談等を行い、障がい児支援の充実を図ります。



施策 6-3

「保育環境等の充実」

6-3-1 保育施設等の充実……………【こども支援課】

地域における保育需要を把握し、適正な定員を計画的に確保するため、入所・入室児童に見合った適切な保育所及び放課後児童クラブ(学童保育室)の整備に努めます。また、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、児童館の環境整備のため、藤久保地域拠点施設整備等事業に係る取組を着実に進めます。

6-3-2 保育サービスの充実……………【こども支援課】

保育所に入所する児童の保護者だけでなく、子育てに対して不安をもつ地域の保護者に対する相談窓口としての機能の充実等、保育所多機能化の推進を図ります。また、保育の必要性のある家庭の要望や実態を把握しつつ、多様な保育サービスの充実を図るとともに、保育の質の向上に努めます。

施策 6-4

「親と子の健康づくりの増進」

6-4-1 母子保健施策の推進……………【こども支援課】

妊娠・出産・子育て(育児)期に、充実した毎日を過ごすため、切れ目のない母子保健サービスの提供や、こどもが主体的にからだやこころの健康をはぐくむ取組により、すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現をめざします。

6-4-2 産前産後サービスの充実……………【こども支援課】

切れ目のない母子保健サービスを提供する上で、特に産前産後の時期を心身ともに健やかに過ごすために、親の負担を軽減するための支援として、産後ドゥーラをはじめとした、育児支援・家事援助サービス事業や出産後の母子に対して、心身のケア等を行う「産後ケア事業」の充実を図ります。

健康長寿社会の実現

目標

生涯にわたり健やかで、充実して暮らすことができる、活力ある地域社会の実現をめざします。

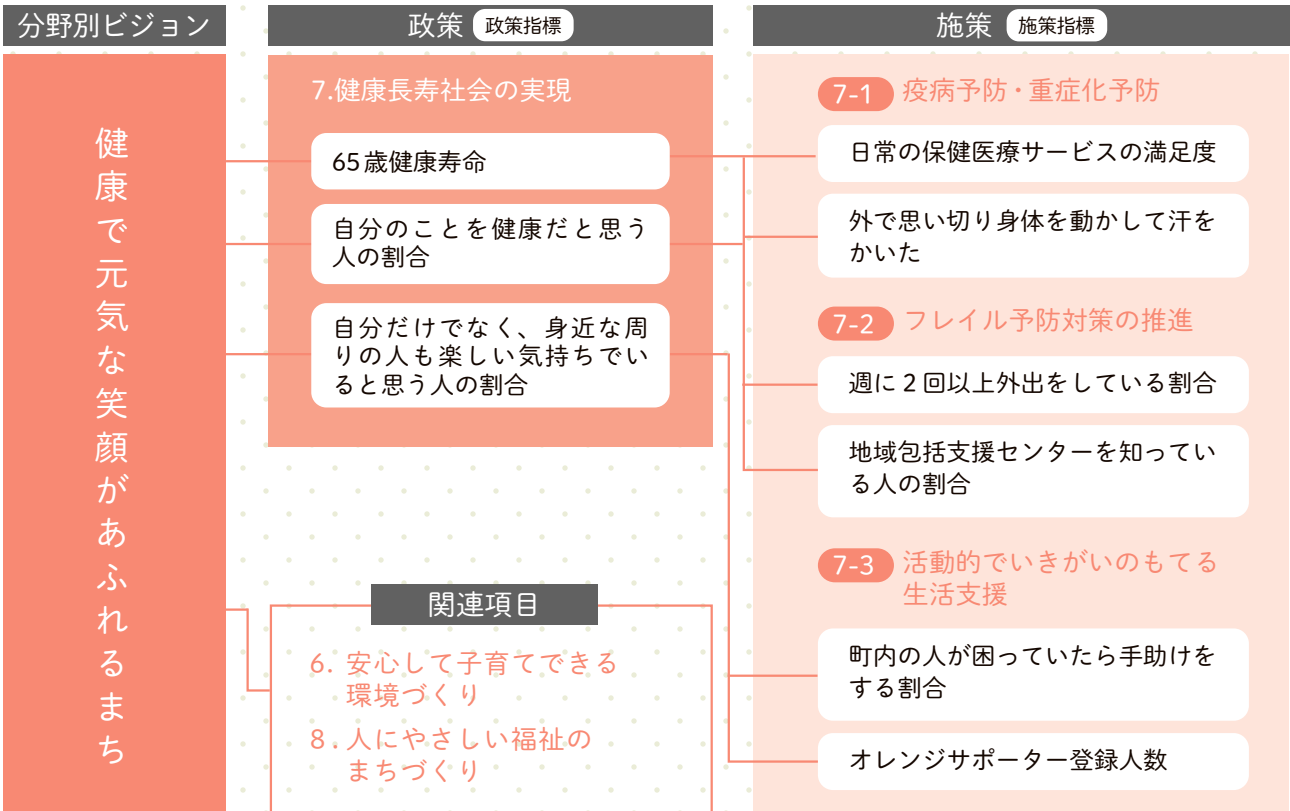
町の現状と課題

- ① 健康づくりの推進として、各種健診体制の整備、健康相談・健康教育の実施、疾病の発生予防と重症化予防対策の強化により、健康寿命の延伸に向けた取組を行ってきました。その一方で、生活習慣病の有病者数は増加が見込まれており、引き続き健康寿命の延伸に向けた取組が必要です。
- ② 感染症は、ひとたび発生し拡大すると個人の健康のみならず町全体に深刻な影響を及ぼします。新型コロナウイルス感染症感染拡大の経験を活かし、必要かつ十分なりスク管理に努めるとともに、予防接種体制の確保、地域医療体制の強化が求められます。
- ③ 町の高齢化率は令和5年(2023)10月1日現在28.7%、約3.5人に1人が65歳以上の高齢者であり、令和7年(2025)には、75歳以上の占める割合は65歳以上の高齢者の60%を超える推計となっています。今後、支援を必要とする高齢者、高齢者世帯が増加していくなかで、高齢者が地域でいきいきと活動するため、相談支援体制の強化やフレイル予防をはじめとした介護予防の取組が必要となってきます。
- ④ 国民健康保険では、「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、令和9年度(2027)の県内保険税水準の準統一と、その後の完全統一に向けた取組を着実に実施し、医療費適正化のさらなる推進と効率的な事務運営を図ることが求められています。保健事業では、標準化や共同化の流れのなかでも「データヘルス計画」に基づき、町の課題に配慮した取組を継続していく必要があります。
- ⑤ 町と埼玉県後期高齢者医療広域連合とが協働して、高齢者の健康づくりや介護予防等の事業と連携しながら、高齢者の特性をふまえた保健事業を進めています。町の課題に配慮しつつ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施によるフレイル対策に引き続き取り組む必要があります。
- ⑥ 住民の健康課題が多様化するなかで、一人ひとりの特性をより重視しつつ、それぞれにあう最適な支援を実施し、「誰一人取り残さない健康づくり」の推進が必要とされています。

関連するSDGs



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	65歳健康寿命 (健康づくり推進計画)	男性 17.63年 女性 19.55年	↗
	自分のことを健康だと思ふ人の割合 (健康に関する意識調査)	79.2% (令和5年度)	83.0%
	自分だけでなく、身近な周りの人も楽しい気持ちでいると思ふ人の割合 (住民意識調査)	52.2 (偏差値)	53.3 (偏差値)
施策指標	日常の保健医療サービスの満足度 (住民意識調査)	26.4%	32.0%
	外で思い切り身体を動かして汗をかいた (住民意識調査)	54.0 (偏差値)	55.4 (偏差値)
	週に2回以上外出をしている割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	85.1%	90.0%
	地域包括支援センターを知っている人の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	29.8%	50.0%
	町内の人が困っていたら手助けをする割合 (住民意識調査)	56.0 (偏差値)	57.0 (偏差値)
	オレンジサポーター登録人数 (累計)	39人	90人

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

施策 7-1

「疾病予防・重症化予防」

7-1-1 生活習慣病対策の推進……………【健康増進課】

生活の質の向上を実現するためには、住民自らが健康状態に気づき、健康の維持・増進に向け主体的に関与することが求められています。このことから、がんや循環器疾患等、各種健（検）診の受診促進に努めるなど、一次予防に重点を置いた対策を引き続き推進します。

7-1-2 感染症対策の推進……………【健康増進課】

新型コロナウイルス感染症感染拡大の経験を活かし多くの人を感染症から守るため、発症及び蔓延を防止するための正しい知識の普及と予防接種の接種機会の安定的な確保に努めます。

7-1-3 疾病予防と健康維持・増進……………【住民課】

国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の健康維持・増進のため、「データヘルス計画」に基づいた地域の健康課題解決に向けた取組を推進するとともに、医療費適正化を図ります。また、特定健康診査等の受診率向上や人間ドック検査料補助を実施し、病気の早期発見や疾病予防に取り組みます。

施策 7-2

「フレイル予防対策の推進」

7-2-1 高齢者のフレイル予防対策……………【健康増進課】

フレイルは、加齢によって心身の活力が低下した状態であり、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態でもあります。フレイルの予防に必要な、適切な運動、栄養、社会参加の充実をめざし、大学等の協力を得ながら推進します。

7-2-2 地域支援事業の推進……………【健康増進課】

高齢者が住み慣れた地域でできる限り健康で自立した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターや認知症サポートセンター等による相談体制を強化し、地域の実情に応じた介護予防や生活支援事業の実施をめざします。

施策 7-3

「活動的でいきがいのもてる生活支援」

7-3-1 地域の人々との交流や社会参加の促進……………【健康増進課】

高齢者にとっても、人や社会との関わりがもたらすいきがいは大きく、社会参加や交流を通じて、自分自身の価値を再確認することができます。高齢者がこれまで得た技術や経験を活かし、いきがいや役割を持ち助け合いながら暮らしていける地域社会の実現をめざします。

7-3-2 ささえあい活動の創出……………【健康増進課】

多様化する高齢者のニーズに対応できる生活支援サービスの担い手養成やサービス提供体制の構築をめざします。また高齢者への生活支援サービスを提供するだけでなく、元気な高齢者が生活支援サービスの担い手として活躍できる仕組みの構築をめざし、地域の支えあい体制を推進します。



人にやさしい福祉の まちづくり

目標

人と人がつながることで、地域で支えあい孤独を感じず、一人ひとりが自分らしくいきいきと生活し続けるまちをめざします。

町の現状と課題

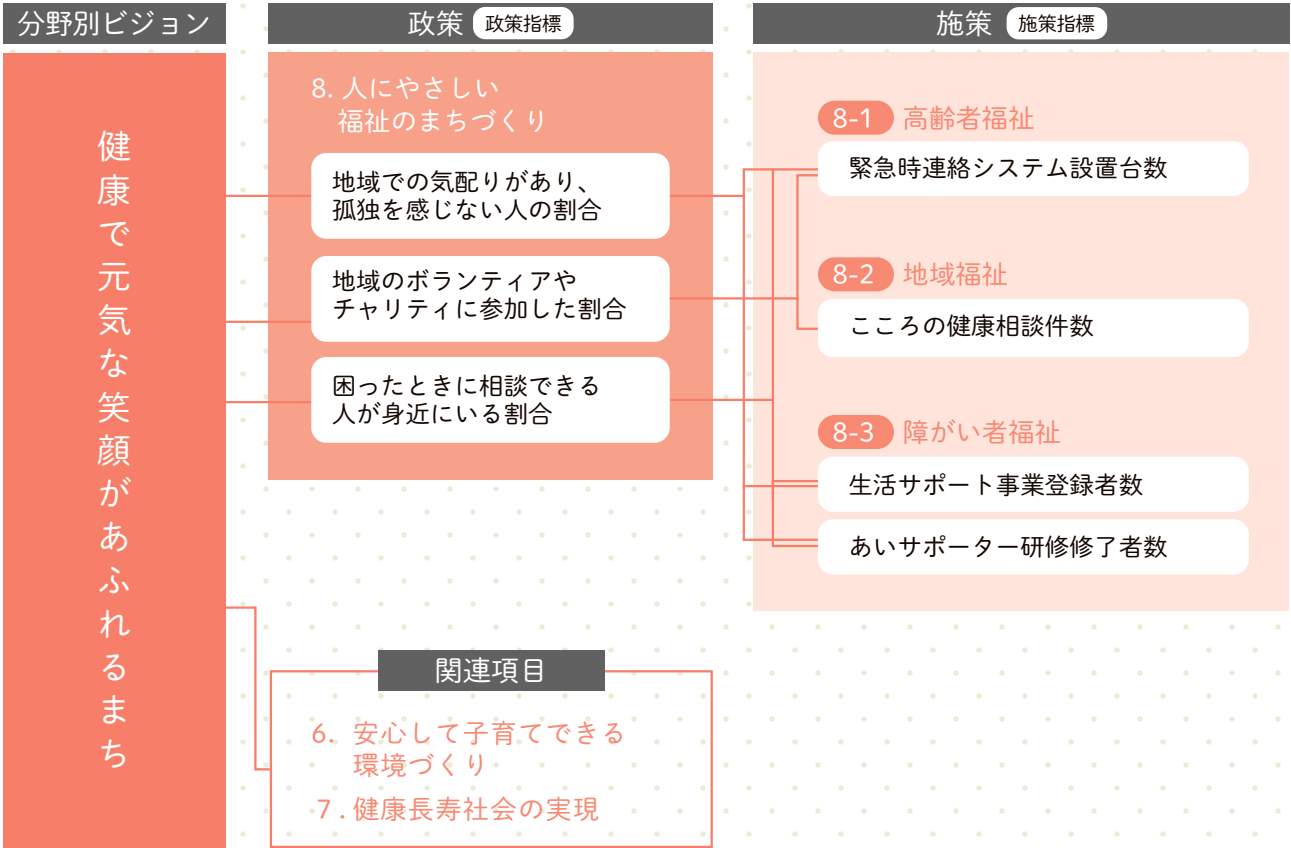
- ① ますます進行する高齢化に対して、高齢者が生活しやすいまちづくりを推進してきました。令和8年(2026)に供用開始する藤久保地域拠点施設において、高齢者が自由に集まり交流することができるふれあいセンターとしての環境整備を行っていく必要があります。
- ② 生活困窮者については、相談内容を通じて関係機関と連携を図りながら、生活の自立に向けた適切な支援の充実が望まれます。また、複雑化する相談に対応するための体制づくりと、関係機関との連携を図り、早期に課題解決に取り組む必要があります。
- ③ 障がい理解の促進のため「あいサポート運動」を展開し、共生社会の実現に取り組んできたところです。また、「手話言語条例」を制定し、住民が気軽に手話に触れる機会をつくる活動を行っています。
- ④ 障がい者相談支援センター、障がい者就労支援センターの設置等を通じて障がい福祉サービスの利用促進や障がい者の自立に向けた就労支援を行ってきました。今後は、「障害者差別解消法※」が施行されたことを受け、法で定める合理的配慮への町として必要な取組を行うとともに、関係機関や事業所等とも連携し、障がい者への差別解消に向けた取組を行う必要があります。
- ⑤ 多様化・複雑化するさまざまな悩みを持つ住民に対して、こころの健康相談等の情報・相談を広く周知し、悩みの解決に向けた取組を行う必要があります。



関連するSDGs



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	地域での気配りがあり、孤独を感じない人の割合 (地域福祉計画)	48.8 %	50.0 %
	地域のボランティアやチャリティに参加した割合 (住民意識調査)	49.1 (偏差値)	50.0 (偏差値)
	困ったときに相談できる人が身近にいる割合 (住民意識調査)	55.7 (偏差値)	57.1 (偏差値)
施策指標	緊急時連絡システム設置台数	392 台	400 台
	こころの健康相談件数	2,610 件	3,000 件
	生活サポート事業登録者数	68 人	85 人
	あいサポーター研修修了者数 (累計)	2,052 人	2,500 人

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

施策 8-1

「高齢者福祉」

8-1-1 高齢者にやさしいまちづくりの推進……………【福祉課】

高齢者の健康づくりや介護予防に向けて、いつまでも健康でいきがいを持ち、安全安心に活動や活躍ができるよう、各団体と連携し、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

8-1-2 高齢者の社会参加の推進……………【福祉課】

住み慣れた地域で、永年培った経験や知識を活かしながら、社会に貢献し続けることができるように、ボランティア活動やシルバー人材センター等、高齢者の社会参加につながる取組を推進します。

8-1-3 見守り体制の充実……………【福祉課】

緊急時連絡システムの設置や配食サービス事業による見守り体制等、高齢者の安否確認ができるよう民間事業者との連携強化に努めます。

施策 8-2

「地域福祉」

8-2-1 権利擁護の推進……………【福祉課】

誰もが生涯にわたり自分らしく安心して暮らしていけるように、「成年後見制度」の普及啓発を図り、「成年後見制度」の利用について促進します。また、虐待の早期発見、早期対応に向けて普及啓発に努めます。

8-2-2 地域づくり活動の充実……………【福祉課】

社会福祉協議会やNPO法人と協力・連携し、多くの人々のボランティア活動や小地域福祉活動等への参加を促進します。

8-2-3 情報・相談の充実……………【福祉課】

多様化・複雑化する相談に対応するため、すべての地域住民を対象とする包括的支援を行う重層的支援体制整備の構築を検討します。また、こころの健康づくり、自殺予防等への取組やこころの健康相談を広く周知し、こころの悩みを持つ人が早期に課題の解決に取り組めるよう支援を行います。



施策 8-3

「障がい者福祉」

8-3-1 社会参加・自立支援の推進……………【福祉課】

町内の太陽の家（障がい者福祉施設）に設置した、就労継続支援B型事業所*と障がい者就労支援センターにおいて、就労訓練から就職の支援、職場定着支援等の就労支援を行い、障がい者の自立支援に資するサービス提供を効果的に行います。

8-3-2 障がい者理解の促進……………【福祉課】

平成26年度（2014）から始まった「あいサポート運動」や「手話言語条例」が10年を迎え、今後も障がいの有無にかかわらず誰もが参加しやすい共生社会の実現をめざし、手話通訳者派遣、手話講習会等の実施や点訳の普及等、障がい者への情報保障の充実に努めます。

8-3-3 生活支援サービスと保健・医療体制の充実……………【福祉課】

多様な生活ニーズに対応すべく、生活支援サービスの質の向上を図ります。特に在宅生活において、常に医療が必要な医療的ケアへのニーズに対応するサービス提供体制の整備を検討します。また、グループホームや通所施設等の生活基盤の整備に努めます。

8-3-4 安全安心な生活環境の整備……………【福祉課】

安全を確保し、安心した生活を送ることができるように関係各課との連携のもと、建物、道路や情報等のバリアフリー*化を推進します。また、「災害時要援護者避難支援プラン」の登録促進と作成に取り組みます。

8-3-5 地域生活支援拠点等整備の推進……………【福祉課】

障がい者の高齢化・重度化や親亡き後の生活も見据えつつ、障がい児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における居住支援のあり方について検討します。

安心して便利に暮らせるまち



分野別ビジョン

「安心して便利に暮らせるまち」を通して実現する幸せ

災害の激甚化への対応や、5G時代及びその先にある6G通信の提供に向けた基盤整備・デジタルデバイド対策、情報化社会において、安心して暮らせるまちづくりに向けた課題が変化しています。

また、交通空白地域解消に向けて、誰もが利用しやすい公共交通機関に対する研究を進めてきたところですが、今後においても生活利便性や住環境の向上は重要な取組となっています。こうした取組について、ソフト・ハード両面から対策を行うことで、安心して便利に暮らせるまちをめざします。

分野別ビジョン みよしウェルビーイング指標

現状値
[令和4年度]

前期目標値
[令和9年度]

後期目標値
[令和13年度]

町が住みやすいと思う住民の割合
(住民意識調査)

82.1 % ▶▶ 85.0 % ▶▶ 92.0 %

持続可能で快適に暮らせる まちづくり

目標

コンパクトでやすらぎのある都市づくりを推進し、誰もが安全安心に通行できる道路環境の整備と交通環境の充実を図ります。

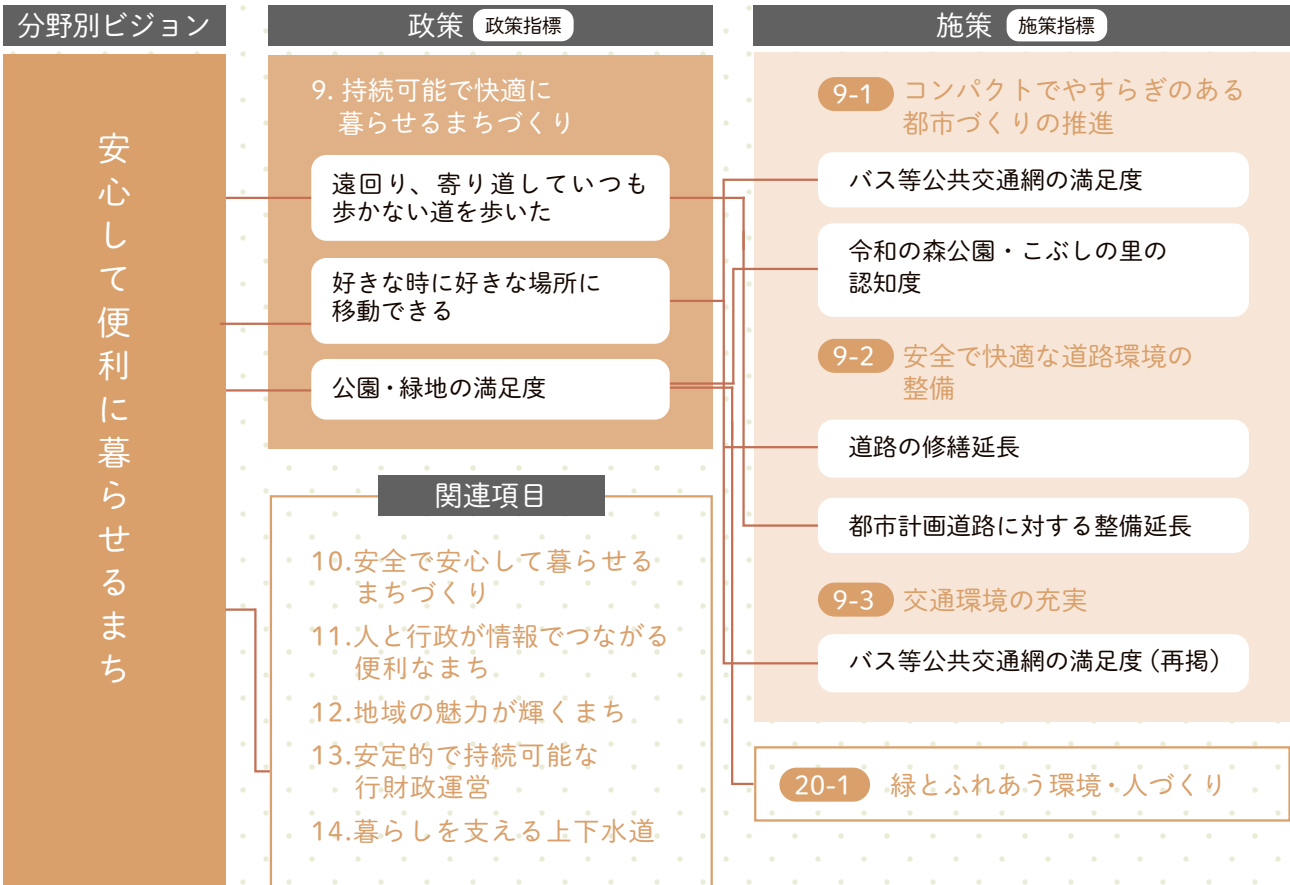
町の現状と課題

- ① 藤久保第一土地区画整理事業・富士塚土地区画整理事業・北松原土地区画整理事業の3つの土地区画整理事業が完了しました。今後は、人口減少に対応した持続可能なスマートでコンパクトなまちづくりを推進し、快適な住環境の創出に努める必要があります。
- ② 総合運動公園を中心とした令和の森公園は、平地林を身近に感じる新たな憩いの場となっています。緑の保全や生態系・景観に配慮した魅力ある公園を継続して整備し、コミュニティの場を創出する必要があります。
- ③ 都市計画道路は、昭和46年(1971)以降に計画決定された現在7路線(7,950m)のうち3,520mが整備されています。地権者等の理解や協力を得ながら計画を進め、交差点及び歩道未整備区間の改良等を進める必要があります。また、その他町内道路については、地域の安全性向上のため、道路拡幅や歩道の確保、交差点の改良等が求められています。今後一層の快適な道路環境の維持と保全に努める必要があります。
- ④ 全26橋の橋梁を有しており、昭和45年(1970)から昭和60年(1985)までの16年間に集中して整備されていることから、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な修繕を実施する必要があります。
- ⑤ 町における公共交通環境の充実のため、新たな交通体系のあり方の検討や実証実験を行い、既存バス路線の再編や公共交通補助事業等により、移動支援を行ってきました。「地域公共交通計画」の策定を通じて、地域の特性を把握し、新たな公共交通システム等の構築が求められています。
- ⑥ スマートICは、令和6年(2024)3月にフルインター化したところです。供用開始後における町内幹線道路の交通量を把握し、さらなる交通対策が求められています。

関連するSDGs



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	遠回り、寄り道していつも歩かない道を歩いた (住民意識調査)	53.7 (偏差値) >>>	54.9 (偏差値)
	好きな時に好きな場所に移動できる (住民意識調査)	48.9 (偏差値) >>>	50.0 (偏差値)
	公園・緑地の満足度 (住民意識調査)	41.7 % >>>	51.0 %
施策指標	バス等公共交通網の満足度 (住民意識調査)	18.0 % >>>	20.0 % 以上
	令和の森公園・こぶしの里の認知度 (住民意識調査)	- >>>	50.0 %
	道路の修繕延長 (累計) (舗装の個別施設計画)	- >>>	3,925 m (令和6年度～9年度)
	都市計画道路に対する整備延長 (累計)	3,520 m >>>	3,840 m

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

施策 9-1

「コンパクトでやすらぎのある都市づくりの推進」

9-1-1 立地適正化計画による持続可能な住環境の創出……………【都市計画課】

立地適正化計画のまちづくりの方針に基づき、拠点の整備等による都市機能の維持及び居住の誘導を図り、人口減少に対応する持続可能で快適な住環境の創出に努めます。

また、藤久保地域拠点施設の整備による行政施設の複合化をはじめ、医療、子育てや商業等の日常生活サービスの持続的な提供により、都市機能の誘導を図ります。

9-1-2 藤久保地域拠点施設の整備……………【施設マネジメント課】

藤久保地域拠点施設の整備にあたっては、環境負荷、バリアフリーやユニバーサルデザイン*等に配慮し、すべての利用者が安全安心に利用でき、長く住民に愛され、賑わいや交流が生まれる町のランドマーク*となるよう、「集い・学び・育つ 輝く未来創造拠点」の実現に向けて整備を進めます。

9-1-3 都市公園の維持管理……………【都市計画課】

公園が、身近な交流の場や災害時の避難場所等の多面的な機能を発揮することで、住民が憩い、ゆとりと豊かさを実感できるオープンスペースとして有効活用されるための調査・研究を進め、快適に利用できるように園内の樹木や施設、遊具等維持管理に努めます。

また、散策できる緑の空間として位置づけをしている令和の森公園やこぶしの里については、貴重な自然環境に配慮し、生態系等の維持が図れるよう整備します。

9-1-4 「スーパー・シティ構想」の推進……………【政策推進室】

歴史・文化・自然・産業等を活かし、地域資源と拠点をつなぐ交通網の形成やゼロカーボン関連技術の活用、災害時ネットワークの構築等、持続可能なまちづくりを実現するためスマートでコンパクトなまちづくりを推進します。

9-1-5 わかりやすく訪ねやすいまちづくり……………【政策推進室】

住民生活の利便性等の観点から、行政連絡区・学区の再編とあわせて、住居表示の調査・研究を行います。

施策 9-2

「安全で快適な道路環境の整備」

9-2-1 国道・県道の整備促進……………【道路交通課】

交通渋滞を解消するため、交通量の多い交差点や歩道未整備区間の改良等、国道や県道の整備を促進します。また、核都市広域幹線道路の実現を関係機関と検討します。



9-2-2 都市計画道路の整備……………【都市計画課/道路交通課】

人々の交流や活動を支える都市の骨格となる都市計画道路については、開発等の機会や社会情勢の変化をとらえ、未整備区間の整備を隣接する自治体との連携を図りながら効率的に進めます。

また、着実な道路延伸を図るため整備推進範囲をあらかじめ見極め、道路用地取得並びに道路築造を進めます。特に、藤久保地域拠点施設の完成を見据え、アクセス道路となる竹間沢・大井・勝瀬通り線については、整備を早急に進めます。

9-2-3 幹線道路の整備……………【道路交通課】

主要幹線道路について、排水構造物や歩道未整備区間を順次整備し、安全で快適な道路環境を築きます。また、道路拡幅整備へ向けた用地取得の準備を進め、計画的に整備を進めます。

9-2-4 生活道路の維持補修……………【道路交通課】

住民の日常生活に密接した生活道路について、経年劣化した舗装の補修や道路構造物の修繕により、身近な不具合を解消することで、安全性と快適性を実感できるよう道路環境の向上をめざします。

9-2-5 快適な道路環境の維持・保全……………【道路交通課】

歩車道の分離を推進し、路面の段差解消や急勾配歩道の改善、自転車走行指導帯の整備等により、誰もが安心して快適に通行できる歩行者空間の確保をめざします。また、道路機能を維持するため、定期的な道路施設清掃、街路樹剪定や除草作業等を実施し、交通安全対策と道路の景観保全を図ります。

9-2-6 道路・橋梁の長寿命化……………【道路交通課】

路面性状調査結果を反映させた「舗装の個別施設計画」に基づき、交通量や舗装破損原因を考慮した対策工法を検討し、計画的かつ効率的な道路修繕を実施します。また、橋梁については「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検結果による予防保全型の管理を実施することで、橋梁の長寿命化及び維持管理コストの縮減を図ります。

施策 9-3

「交通環境の充実」

9-3-1 公共交通の充実……………【政策推進室】

「地域公共交通計画」の策定を通じて地域の特性を把握し、既存バスの利用促進とともに新たな公共交通システム・路線の見直しや補助事業の構築に取り組み、住民の移動利便性の向上を図ります。また、東武東上線については、近隣市と連携し、安全対策、バリアフリー化や周辺まちづくりの活性化等について働きかけを行います。

9-3-2 スマートICフル化供用開始後の交通対策……………【道路交通課】

スマートICフル化へ向け進めてきた交差点改良を中心としたアクセス道路等の安全対策が、適切に効果を発揮しているかを調査し、交通誘導の有効性と渋滞緩和について評価します。また、供用開始後における町内幹線道路の交通量を把握し、さらなる交通環境の向上をめざした道路整備へとつなげます。

安全で安心して暮らせる まちづくり

目標

日常生活における移動時や自然災害等からの安全確保に向け、交通安全・防災・国民保護に対する意識向上を図るためのソフト面、施設・資機材の整備等を行うハード面の双方を推進し、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

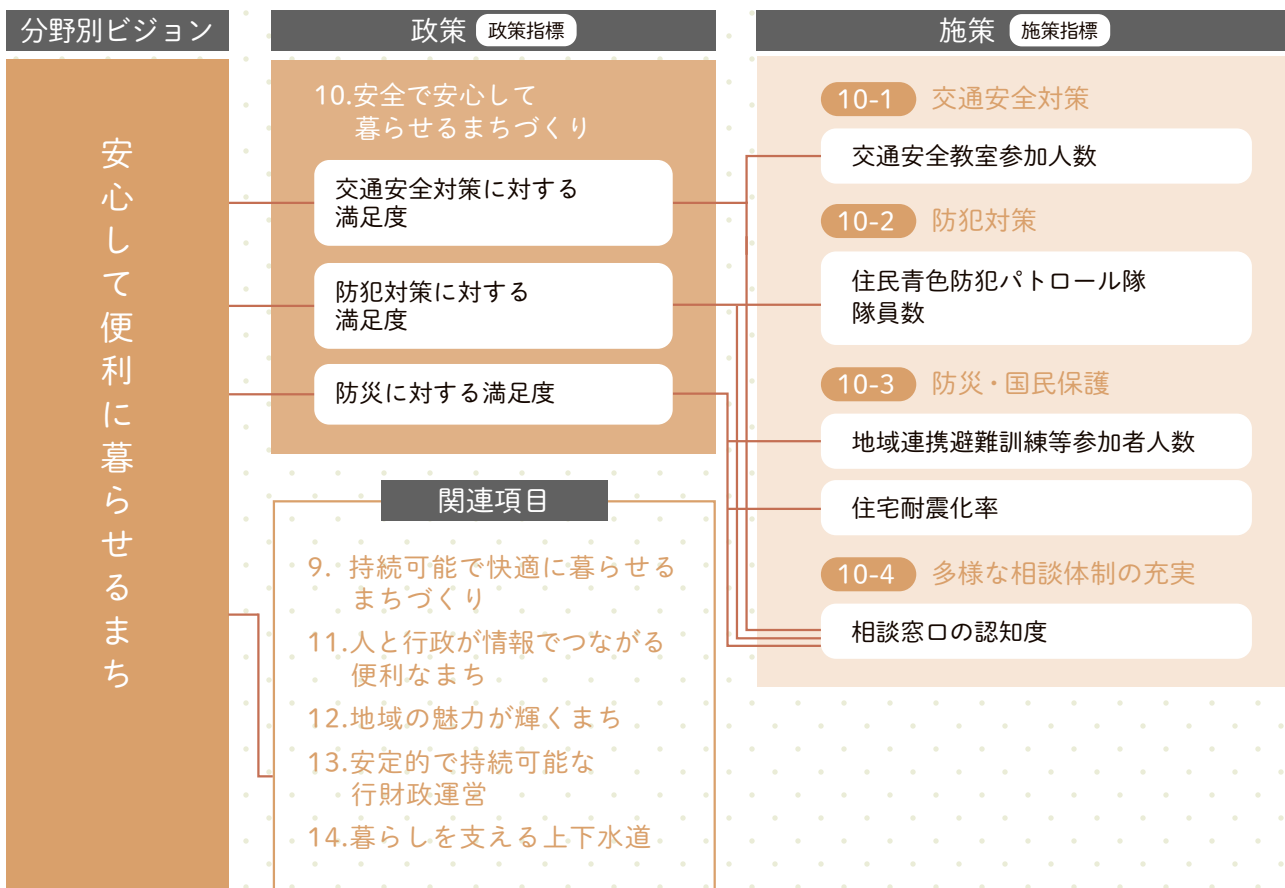
町の現状と課題

- ① 交通安全推進団体や警察との協力により、交通安全教室の開催を実施し、啓発や教育活動を進めてきました。今後とも、年齢別・主体別の啓発活動等を進め、多様化する傾向にある自転車等関連事故の抑制対策が必要となっています。
- ② 通学路の安全確保のため、学校・PTA・地域・警察と連携を図りながら、登下校時の立哨指導に取り組む必要があります。
- ③ 行政連絡区や防犯推進委員等の防犯リーダーの育成を図るとともに、自主防犯団体へのパトロール用品の配布や啓発看板等の設置、青色防犯パトロールの運行等、地域と協働で防犯体制を進めてきました。住民生活の安全の確保に向けて、今後も住民自身の防犯意識向上を図る必要があります。
- ④ 地域と協働で「地域防災初期行動マニュアル」を策定し、平成31年度(2019)には、「地域防災計画」を一部改訂しました。また、自主防災組織や消防団等も地域防災の核として着実に力をつけています。災害に強い地域をつくるために、引き続き、地域連携避難訓練等を通じて、自助・共助・公助が最大の効果を発揮できるよう防災ネットワークを強化する必要があります。
- ⑤ 国民保護については、国の緊急情報を迅速に町内放送できるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT※)の保守に努めるとともに、災害時にも活用可能なEm-Net(エムネット)※における通信訓練や安否情報システムの活用訓練を実施してきました。引き続き、国・県と連携しつつ、国民保護関連の各種システムの保守と情報収集・伝達訓練等を進める必要があります。
- ⑥ 複雑化する消費者問題に適切に対応するため、関係機関と連携した相談体制の充実を図ってきました。また、住民が抱える不安や悩みを解消できるよう、誰もが相談しやすい支援体制を構築してきました。引き続き、安心して生活が送れるよう、各種相談体制の充実を図っていく必要があります。

関連するSDGs



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	交通安全対策に対する満足度（住民意識調査）	32.4 % ▶▶▶	37.0 %
	防犯対策に対する満足度（住民意識調査）	24.3 % ▶▶▶	31.0 %
	防災に対する満足度（住民意識調査）	33.9 % ▶▶▶	38.0 %
施策指標	交通安全教室参加人数（単年度）	2,599 人 ▶▶▶	2,700 人
	住民青色防犯パトロール隊 隊員数（単年度）	196 人 ▶▶▶	250 人
	地域連携避難訓練等参加者人数（単年度）	728 人 ▶▶▶ (令和5年度)	800 人
	住宅耐震化率	92.2 % ▶▶▶	100 %
	相談窓口の認知度（住民意識調査）	- ▶▶▶	50.0 %

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

施策 10-1

「交通安全対策」

10-1-1 安全安心な交通環境の整備……………【道路交通課】

安全安心な交通環境の実現を図るため、交通量、道路幅員等の道路状況に応じた適切な交通安全施設の整備を推進します。また、交通管理者と連携した安全対策を推進するとともに、必要に応じ交通規制や信号機の新設等を関係機関へ要請します。

10-1-2 交通安全教育・啓発の推進……………【自治安心課】

交通事故を抑制するため、交通指導員、交通安全推進団体、東入間地区交通安全対策協議会や警察と連携し、対象に応じた体験型や実践型の交通安全教育や啓発活動を推進します。また、「自転車安全利用五則」等の広報・啓発を行うとともに、平成28年(2016)に制定した「自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、小学生、高齢者等を対象とした自転車安全教室や自転車利用者を対象とした街頭啓発活動を推進します。

10-1-3 交通指導員の適正配置と通学路の安全確保……………【自治安心課】

交通指導員の研修の充実と適正な配置に努めます。また、小・中学校の通学路において、学校・PTA・地域との連携を図りながら、子どもを見守るきめ細かな立哨指導を実施するとともに、関係各課や警察と連携して通学路の安全確保を図ります。



施策 10-2

「防犯対策」

10-2-1 防犯灯の整備……………【道路交通課】

安全安心で暮らしやすい地域環境実現のため、防犯灯の適切な維持管理と拡充を進めます。

10-2-2 住民と連携した防犯体制の推進……………【自治安心課】

「防犯のまちづくり推進条例」に基づき、地域防犯リーダーの育成を図るとともに、見せる防犯活動を中心とした青色防犯パトロール隊や地区の自主防犯活動を支援します。また、住民の防犯意識の高揚に努め、住民自身による予防を促進し、「防犯カメラの設置と利用に関するガイドライン」に基づいた、防犯カメラの効果的な設置を進め、安全安心で犯罪が起こりにくいまちづくりを推進します。さらに、犯罪被害者に対する支援制度や専門機関の周知に努めます。

10-2-3 関係機関が連携した防犯対策と空家対策の推進……………【自治安心課】

住民生活の安全を確保するため、東入間防犯・暴力排除推進協議会及び防犯関係の団体・機関、警察と連携して犯罪情報を共有するとともに、重大事案の発生情報を多様な伝達手段を活用してタイムリーに発信し、注意喚起を行います。

また、空家等については、法令及び「空家等対策計画」に基づき関係各課が連携して対応するとともに、地域の協力を得て実態把握を行い、適正管理を促します。

施策 10-3

「防災・国民保護」

10-3-1 災害に強い地域づくり……………【自治安心課】

「地域防災計画」に基づき、地域の減災に努めます。

防災講座等の実施により住民の防災意識向上を図ります。また、地域の防災力向上に向けて、地区の防災活動等の取組を支援し、自助・共助・公助が最大の効果を発揮できるよう、避難所連絡会議の定着化を図るとともに、地域連携避難訓練等を実施します。加えて、災害時要援護者避難支援プラン推進会議を中心として、要援護者支援の仕組みの充実を図ります。

10-3-2 災害時の庁内体制強化……………【自治安心課】

緊急時に即応可能な庁内体制づくり、消防組合等の公的機関との連携強化を行います。また、風雪水害時の出動体制や避難勧告等の基準を明確にし、関係団体・機関との協力体制を含めた迅速な対応が可能な仕組みを整備します。

10-3-3 防災拠点及び備蓄資機材の整備……………【自治安心課】

指定避難所等防災拠点施設の安全性や生活環境を確保し、避難者の多様性に配慮した避難所備蓄の拡充と適正管理を進めます。

10-3-4 広域連携・受け入れ体制の確立……………【自治安心課】

大規模災害により町の防災体制だけで対応しきれない状況に備え、県との連携を強化するとともに、他市町村、自衛隊等防災関係機関、民間事業所や災害ボランティア等からの外部支援を受け入れやすい体制を整備します。遠隔自治体、公共的団体や事業所等との応援協定の締結・平時の交流等を通じて、応援・受援体制の構築を進めます。

10-3-5 迅速な情報発信による国民保護……………【自治安心課】

武力攻撃事態等の国からの緊急情報を直接住民に伝達するJ-ALERTのほか、Em-Net等の適正管理及び統一訓練への参加を行い、迅速な情報発信が行えるよう努めます。



施策 10-4

「多様な相談体制の充実」

10-4-1 各種相談・支援 【総務課/都市計画課】

住民が抱える不安や悩みを解消できるよう、多様化する相談内容への対応や誰もが相談しやすい相談・支援体制の充実を図ります。

10-4-2 消費生活相談及び消費者教育 【観光産業課】

多様化・複雑化した消費者問題に適切に対応するため、関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。また、消費者問題の身近な窓口としての消費生活センターをさらに積極的にPRし、消費者教育の充実を図ります。

人と行政が情報でつながる 便利なまち

目標

社会情勢の変化に適切に対応し、住民サービスの利便性向上を図り、住民目線に立った新たな行政スタイルの形成をめざします。

町の現状と課題

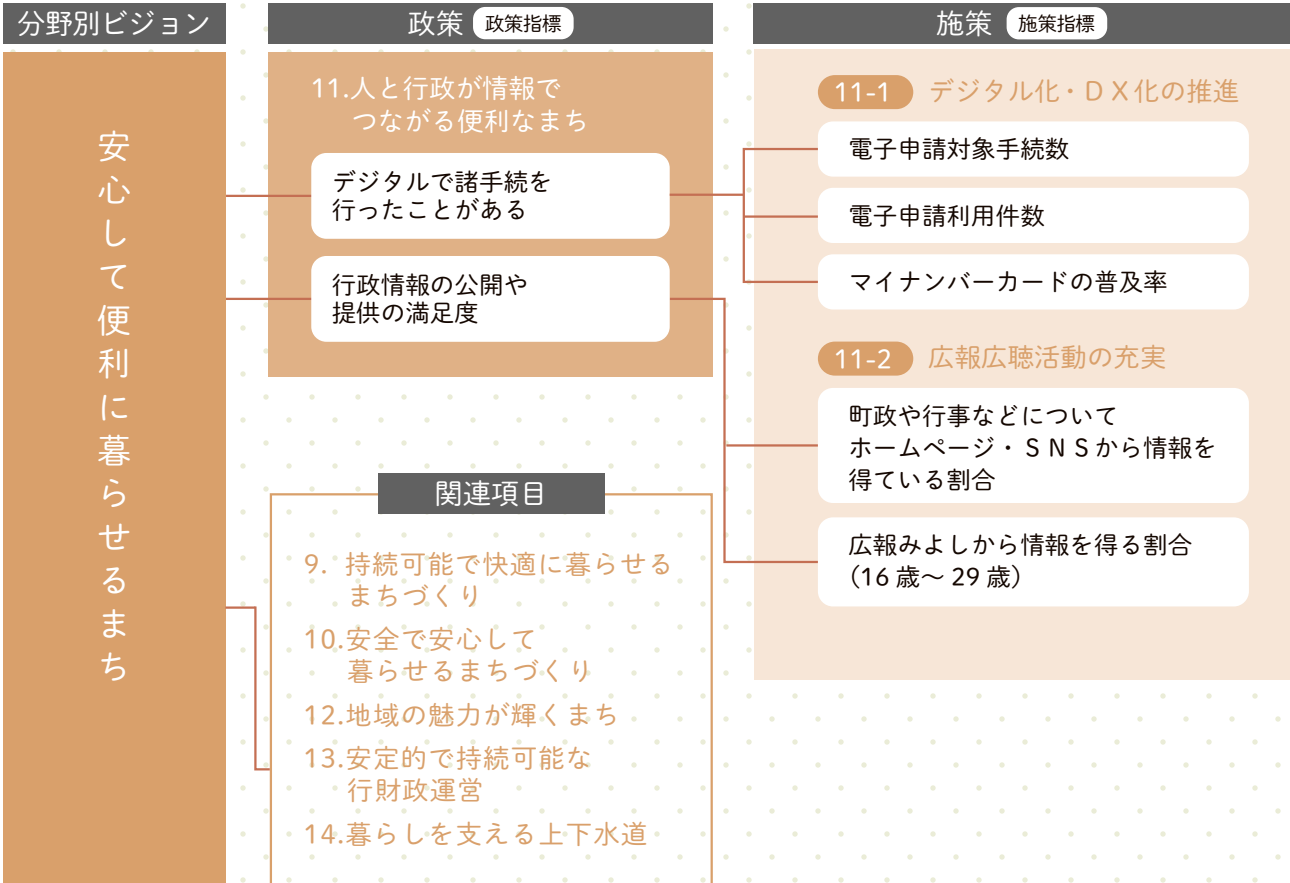
- ① マイナンバーカードの普及を進めるとともに、行政手続のオンライン化等、その利便性を実感できるようなサービス展開を図ってきたところです。今後もマイナンバーカードの利活用や窓口業務のDX化等、誰一人取り残さないよう、さらなるDXの推進を図る必要があります。
- ② 町の広報紙である「広報みよし」は、企画やデザイン等を工夫し、町政への関心を高め、幅広い世代に読んでもらえるよう充実を図っています。また、ICTを活用した情報発信を推進してきました。今後さらに、迅速かつ正確な情報提供が求められています。
- ③ 朗読ボランティアや点字ボランティアの協力により、「声の広報みよし」や「点字広報みよし」を配布しています。引き続き、すべての住民に必要な情報が届くよう、積極的な情報発信を行う必要があります。
- ④ 住民や町内事業所の意見等を広く町政に活かすため、町長への手紙・メールや事業所訪問等の取組を積極的に行い、広聴活動を行ってきました。高度化するニーズを捉えるためにも重要な機会として、引き続き拡充する必要があります。



関連するSDGs



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	デジタルで諸手続を行ったことがある (住民意識調査)	50.5 (偏差値) >>>	52.6 (偏差値)
	行政情報の公開や提供の満足度 (住民意識調査)	23.4 % >>>	28.0 %
施策指標	電子申請対象手続数	58 手続 >>>	150 手続
	電子申請利用件数	3,401 件 >>>	6,000 件
	マイナンバーカードの普及率	63.9 % >>>	100 %
	町政や行事などについてホームページ・SNSから情報を得ている割合 (住民意識調査)	27.2 % >>>	34.0 %
	広報みよしから情報を得る割合 (16歳～29歳) (住民意識調査)	68.4 % >>>	77.0 %

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

施策 11-1

「デジタル化・DX化の推進」

11-1-1 マイナンバーカードの普及・利活用……【政策推進室/財政デジタル推進課/住民課】

マイナンバーカードの普及を進めるとともに、その利便性を実感できるような住民一人ひとりのニーズにあったサービスの提供を行い、マイナンバーカードのさらなる活用をめざします。

11-1-2 スマートなまちづくり……【財政デジタル推進課/各課】

「スーパー・シティ構想」の実現のため、行政手続のオンライン化や窓口業務のDX化を推進し、住民生活における利便性向上をめざします。また、誰一人取り残さないように、デジタルデバイドの解消や情報の多角的な発信強化と周知等を推進します。

施策 11-2

「広報広聴活動の充実」

I はじめに
II 基本構想
III 基本計画
IV 資料編

11-2-1 スピーディーで正確な情報発信……………【秘書広報室】

広報みよし・ホームページ・SNS・わが街ポータルみよし等、さまざまな媒体を活用し、スピーディーで正確な情報をわかりやすい内容で発信します。

また、情報の多言語化、点字や音声データを活用し、さまざまな状況にある人たちに対応した情報発信に努めます。

なお、住民等の情報収集源として軸を担う「広報みよし」については、情報の充実・見やすさ等をさらに強化し、あらゆる世代からも親しまれる紙面づくりに努めます。

11-2-2 広聴活動の充実……………【政策推進室/秘書広報室】

多様化・高度化するニーズを捉え、住民や町内事業所の意見や要望を積極的に町政へ活かすため、町長への手紙・メールや事業所訪問等の取組のさらなる充実を図ります。また、町長と住民が直接語りあうまちづくり懇話会やみよしmachi JAMのほか、住民アンケート、ワークショップ等多様な住民との対話の場をつくり、住民ニーズの把握に努めます。



目標

町外からも注目される地域資源や暮らしやすいまちづくりにより、住民が誇りを実感し、町に愛着を持ち、住み続けたいと思う魅力あるまちをめざします。

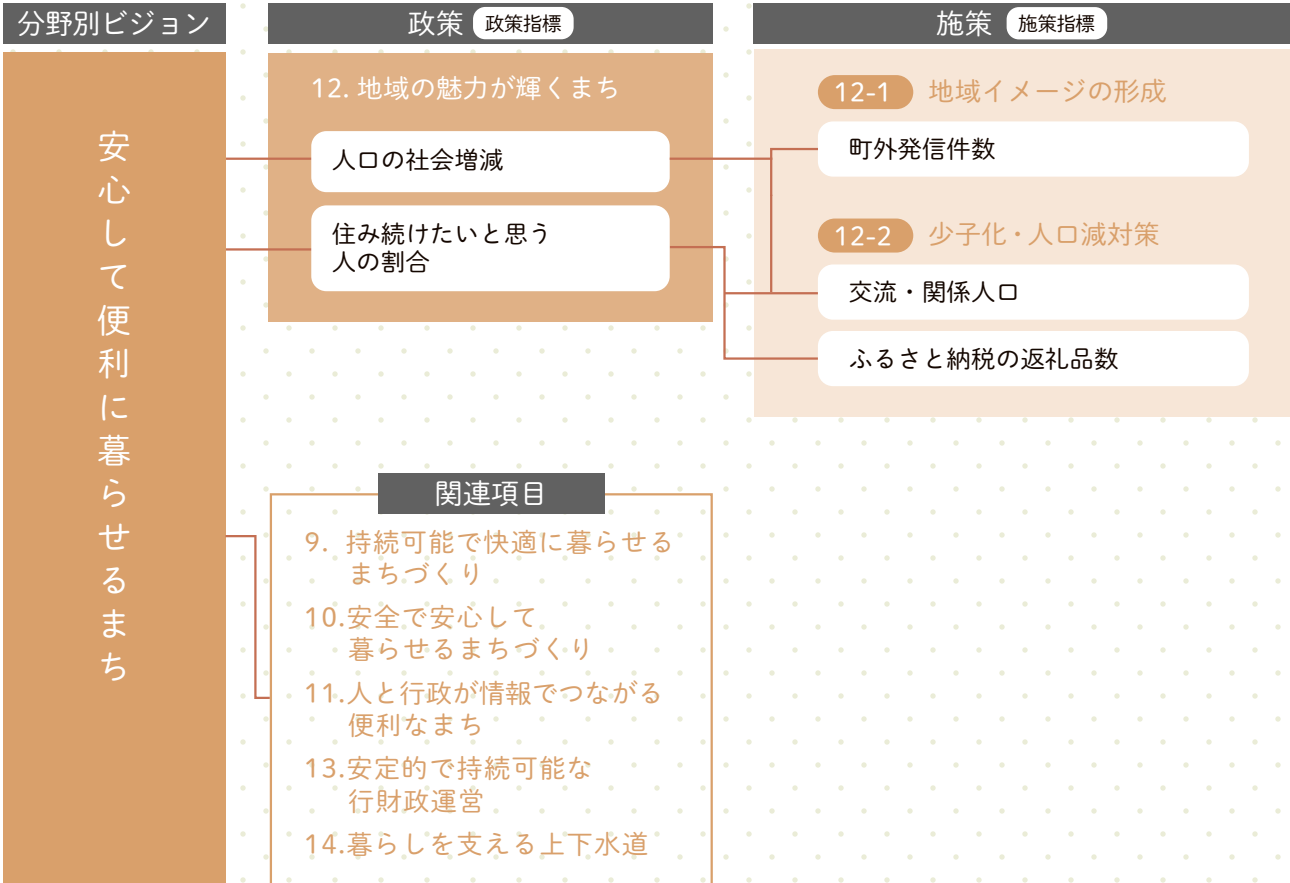
町の現状と課題

- ① 急激な少子高齢化や人口減少社会のなかで「選ばれるまち」になるため、広報みよしやホームページ等を通じて積極的に情報発信を行ってきました。全国広報コンクールに参加し、内閣総理大臣賞を受賞するなど高い評価を受け、町内外から注目されています。
- ② 町のマスコットキャラクター「みらいくん・のぞみちゃん」は、親しみやすい町のイメージづくりとして、今後も活用を図っていく必要があります。
- ③ ロケーションサービスとして庁舎周辺の公共施設を利用した撮影協力・支援により、町のイメージアップが図られてきました。
- ④ シティプロモーションを行うことで、町への愛着形成を図り、定住人口の維持や移住人口、交流人口※・関係人口※の増加につなげる取組が必要とされています。
- ⑤ 町の人口動態について出生・死亡からなる自然動態は、自然減が続いています。一方で転入・転出からなる社会動態は、平成26年(2014)以降では社会増を継続しています。「コロナ時代の移住先ランキング※」において県内1位にランクインするなど、住みやすさ、自然環境等の魅力が一定の評価を受けています。

関連するSDGs



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	人口の社会増減（4か年） （統計みよし 各年12月末現在）	328人 （令和元年～4年）	1,450人 （令和6年～9年）
	住み続けたいと思う人の割合（住民意識調査）	84.0%	90.0%
施策指標	町外発信件数（累計）（テレビ・新聞等）	119件 （令和元年度～4年度）	150件 （令和6年度～9年度）
	交流・関係人口	3.8万人	18万人 （民間施設含む）
	ふるさと納税の返礼品数	193点 （令和5年度）	250点

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

施策 12-1

「地域イメージの形成」

12-1-1 シティプロモーションの推進……………【秘書広報室/観光産業課】

広報みよし・ホームページやSNS等さまざまな媒体を活用し、さらに「ふるさと大使」や町のマスコットキャラクター「みらいくん・のぞみちゃん」の活動を通じて、町内外に町の魅力を発信します。

また、多様な主体と連携することにより、町の魅力を高め、町に対する誇りの醸成や総合的な町の価値の向上をめざします。

12-1-2 ロケーションサービス事業……………【観光産業課】

東京から30km圏内という立地の良さから、庁舎等公共施設を利用したテレビドラマや映画等の撮影に使用されています。今後も庁舎等公共施設をロケーションとして使用することにより、町の魅力を積極的にアピールし、イメージアップにつなげます。



施策 12-2

「少子化・人口減対策」

12-2-1 地方創生総合戦略の推進……………【政策推進室】

令和5年度(2023)を初年度とする国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」と連携し、新たな創生総合戦略に基づき、デジタルの力を活用しながら地域の社会課題解決や地域の創生を戦略的に進めます。

12-2-2 町の魅力・特性を活かした移住・定住の推進……………【各課】

町の活力を維持しながら持続的な発展を図るため、魅力ある地域づくりによる転入促進・転出抑制を通じた生産年齢人口の確保や、移住・定住の取組を推進します。

12-2-3 交流人口・関係人口の創出……………【各課】

持続的な地域の発展を図るため、定住人口にとられない幅広い視点で町との関わりをもつ人材を発掘し、地域との関係性を深めます。また、イベントやふるさと納税制度等、地域の特性を活かし、交流人口や関係人口の増大を図ります。



安定的で持続可能な 行財政運営

目標

質の高い行政運営を行うため職員の能力向上・人材育成を図るとともに、安定的で持続可能な財政運営を維持するため、計画的・効率的な行財政運営を推進します。

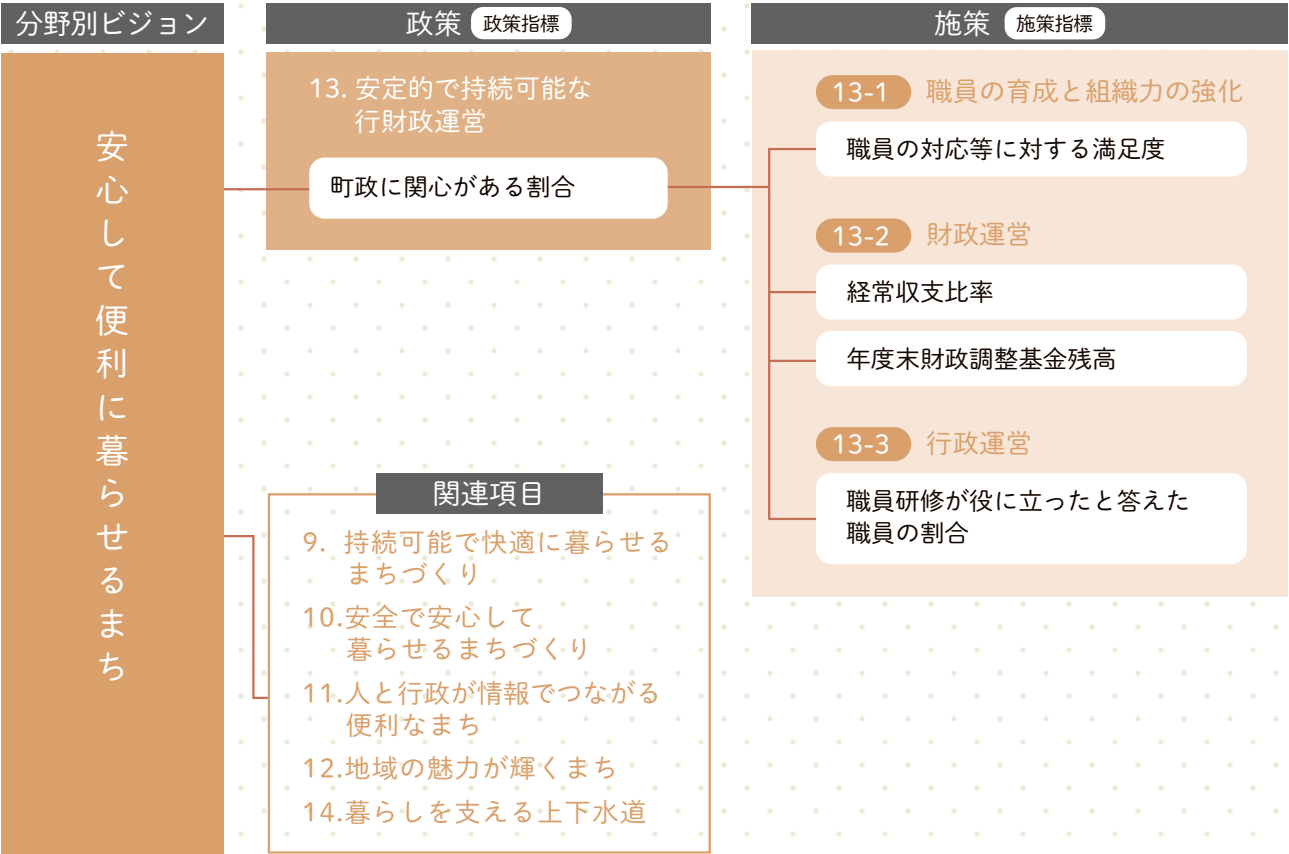
町の現状と課題

- ① 「第6次定員適正化計画」により、行政事務執行上必要と考えられる適正な職員数を目標とし、計画的な職員採用を行い、定員管理の適正化に努めています。しかしながら、住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化するなかで、限られた人員において効果的かつ柔軟に対応できる職員の能力開発と適正な人員配置、人事評価制度による能力・実績に基づく指導等、職員の資質向上を図る必要があります。
- ② 公共施設については、同時期に急速に建設されてきた背景があり、その老朽化を同時に迎えることから、更新時期が集中することで財政負担が短期的に増大することとなります。「公共施設マネジメント基本計画」に基づき、更新時期を分散させ、施設の複合化や統合等、実行性の高い施設更新サイクルを実現させる必要があります。
- ③ 「行政評価制度」の運用や行政改革を推進し、行政のスリム化に努めてきました。今後も持続的な町政運営を行っていくため、今まで以上に財政改革を進め健全な財政運営を行う必要があります。
- ④ 住民の町政への参加を促進することを目的として、「情報公開制度」を導入し、開かれた町政を進めてきました。また、各行政システムの安定稼働と情報セキュリティ対策、安全なインターネット環境の維持管理等については、今後一層の安全確保に努める必要があります。また、行政事務の見える化、業務プロセスの見直しを行い、最適なデジタルツール等を導入し、庁内DXのさらなる推進を図る必要があります。





みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	町政に関心がある割合 (住民意識調査)	43.1 %	47.0 %
施策指標	職員の対応等に対する満足度 (住民意識調査)	43.7 %	49.0 %
	経常収支比率	85.5 %	91.0 %
	年度末財政調整基金残高	標準財政規模の 19.78 %	標準財政規模の 15.0 %以上
	職員研修が役に立ったと答えた職員の割合 (職員アンケート)	-	90.0 %

施策 13-1

「職員の育成と組織力の強化」

13-1-1 人材の確保と組織活性化……………【総務課】

優秀な人材や専門技術を有する人材の確保、柔軟な組織体制に対応すべく多様な任用、働きやすい職場環境等、組織の体質強化を図り活性化に努めます。

13-1-2 人材育成の推進……………【総務課】

柔軟かつ弾力的な行政体制に対応すべく、研修の充実により職員の資質向上を図ります。また、人材育成を効果的に推進するための人事管理制度を構築し、住民のウェルビーイング向上に貢献できる人材の育成に努めます。

施策 13-2

「財政運営」

13-2-1 将来を見据えた健全な財政運営……………【財政デジタル推進課】

将来負担を念頭に、費用対効果・重要度・緊急度等を勘案し、限られた財源の効率的かつ効果的な運営を推進します。また、持続可能な財政運営のため、新たな歳入の創出、財政のスリム化に努めます。

13-2-2 「公共施設マネジメント基本計画」の推進……………【施設マネジメント課】

「公共施設マネジメント基本計画」に基づき、総合的で計画的な維持管理・運営を進め、公共サービスを維持します。「第1期アクションプラン*（2019-2028）」の中間見直しを図り、「第2期アクションプラン」を策定します。また、計画的な工事修繕に取り組むとともに、各施設における適正化方策の検証を進めます。

13-2-3 ふるさと納税による地域特産品PR……………【政策推進室】

農業者や事業者との連携を深めながら地域特性を活かした返礼品の拡大に努め、町の魅力や特産品等をPRし、地域の活性化を図るとともに、新たな歳入の創出を図ります。



施策 13-3

「行政運営」

I はじめに
II 基本構想
III 基本計画
IV 資料編

13-3-1 政策形成能力の向上……………【政策推進室】

政策研究所等を活用し、職員が将来的なまちづくりや現状の課題に対して、さまざまな角度から調査・研究し、政策立案することで政策形成能力の向上を図ります。

13-3-2 庁内DXの推進……………【財政デジタル推進課】

行政事務における文書等のさらなる電子化、ペーパーレス化をめざします。また、業務プロセスの見直しを図り、デジタルツールを活用した全庁的なDXを推進します。

13-3-3 情報セキュリティ対策……………【財政デジタル推進課】

個人情報や機密情報の漏えい等、情報セキュリティインシデント※を防止するため、情報セキュリティ対策のさらなる強化に努めます。

目標

上下水道事業における安全、安心、持続性の確保を行います。

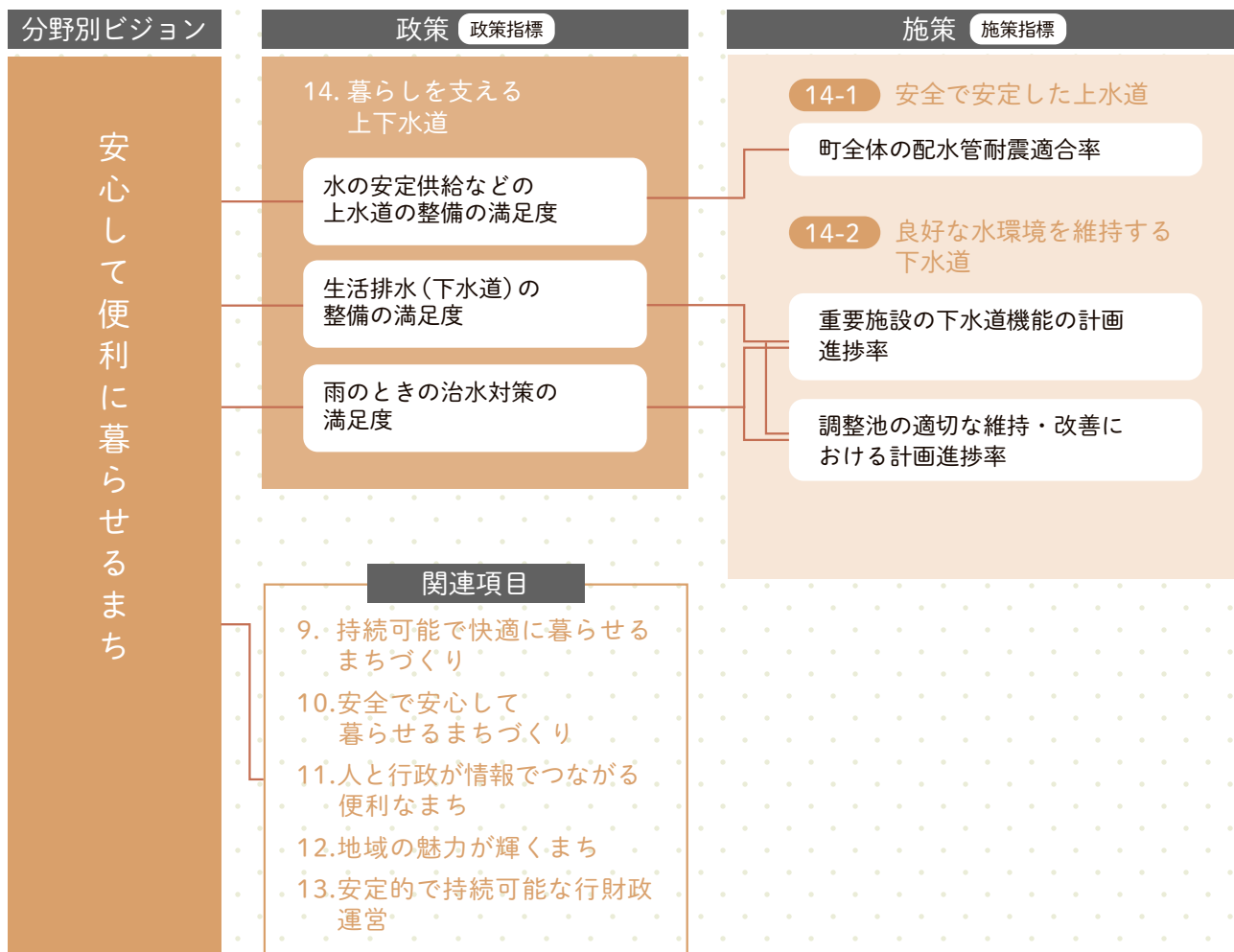
町の現状と課題

- ① 町の水道事業は、昭和43年(1968)3月に事業の認可を受け、昭和44年(1969)6月に水道事業を開始しました。その後、昭和49年(1974)より埼玉県営水道(大久保浄水場)から受水を開始し、4期にわたる拡張事業を経て、現在にいたっています。水道施設は老朽化が進むなかで安全で安定した給水を堅持するために、今後も浄水場施設、取水井や配水管等を計画的に整備する必要があります。
- ② 町の水道水は、地下水が約3割で、県水が約7割を占めています。県では、荒川上流部や利根川上流部にダム整備を行い、水源確保に努めています。また、町では渇水時や災害時の自己水源の確保が求められることから地下水を水源として利用しています。
- ③ 災害時においても飲料水の迅速な確保が図られるよう、耐震化等の災害対策の推進や災害に強い水道供給システムの構築を行っています。
- ④ 町の下水道事業は、昭和50年(1975)に「荒川右岸流域下水道計画」として公共下水道整備事業を開始し、平成元年(1989)には特定環境保全公共下水道事業を開始するなど、計画的に事業を進めてきました。
- ⑤ 近年の異常気象による局地的豪雨の発生が増加しており、雨水流出の抑制を図るため、浸透施設や貯留施設の整備等、調整機能を充実させる必要があります。
- ⑥ 災害時においても下水道機能確保のため、下水道の耐震化を計画的に推進していくことが求められています。
- ⑦ 上下水道の経営健全化については、近年では給水人口の減少により上下水道事業の収益が低下しており、今後も老朽施設の更新・耐震化によりコストの増加が見込まれることから、事業の効率化を図るとともに、適切な料金収入の確保に努める必要があります。

関連するSDGs



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	水の安定供給などの上水道の整備の満足度 (住民意識調査)	62.9 %	65.0 %
	生活排水 (下水道) の整備の満足度 (住民意識調査)	58.8 %	62.0 %
	雨のときの治水対策の満足度 (住民意識調査)	39.1 %	45.0 %
施策指標	町全体の配水管耐震適合率	37.5 %	40.0 %
	重要施設の下水道機能の計画進捗率	-	50.0 %
	調整池の適切な維持・改善における計画進捗率	-	50.0 %

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

施策 14-1

「安全で安定した上水道」

14-1-1 水道供給施設の計画的な維持管理・更新……………【上下水道課】

安全な水道水を安定して供給するために、浄水場施設、取水井等の更新を進めるとともに、耐震管への布設替を経済性に考慮して効率的に進めることで、災害に強い水道管を整備します。

14-1-2 安全・安心・安定給水の確保……………【上下水道課】

水道の衛生管理として、水質検査を定期的に行い、安全・安心な飲料水の供給を行います。渇水時や災害時の自己水源の確保を求められていることから、地下水を飲料水とし地下水3割、県水7割を維持します。

14-1-3 水道経営の健全化……………【上下水道課】

安定的な経営を継続するため、事業の効率化を図るとともに、適切な料金収入の確保に努め、水道経営の健全化を図ります。

施策 14-2

「良好な水環境を維持する下水道」

14-2-1 公共下水道施設の整備……………【上下水道課】

下水道機能の確保のため、整備計画に基づき中継ポンプ場及び下水道管の点検・調査を実施し、健全性を把握した上で改築・改修を行うことで、老朽化への対策を効率的に進めます。

14-2-2 雨水処理対策の充実……………【上下水道課】

雨水貯留施設の整備、維持管理、雨水管の整備や開発行為に対する雨水流出抑制の指導等を行い、雨水を雨水管や水路に直接放流するのではなく、可能な限り地下に浸透させる流出抑制を進めます。

14-2-3 下水道経営の健全化……………【上下水道課】

将来にわたって安定的に公共下水道事業を継続するため、事業の効率化を図り、適切な使用料収入の確保に努め、下水道経営の健全化を図ります。

豊かで持続可能な産業があるまち



分業別ビジョン

「豊かで持続可能な産業があるまち」を通して実現する幸せ

豊かな自然と首都近郊の利便性が調和した環境のなかで農業や観光、そして県内で昼夜間人口比率が最も高く、多くの人が働きに訪れるまちとして発展してきました。社会経済環境が急速に変化するなかで、今後とも住民の暮らしを支える産業づくりを行っていくためには、緑豊かな町の個性を守るとともに、イノベーションの促進やスマートICTのフル化をきっかけとしたさらなる企業誘致等、地域の特色を活かした産業振興の推進を図ります。

分業別ビジョン みよしウェルビーイング指標	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]	後期目標値 [令和13年度]
農業振興の満足度（住民意識調査）	19.7% ▶▶	23.0% ▶▶	27.0%
工業振興の満足度（住民意識調査）	11.3% ▶▶	17.0% ▶▶	22.0%
町内産業が活性化していると思う人の割合 （住民意識調査）	- ▶▶	30.0% ▶▶	↗
観光振興の満足度（住民意識調査）	17.1% ▶▶	25.0% ▶▶	33.0%

目標

事業所の経営支援に取り組み、新たな産業の誘致・創出の両面から地域経済の賑わいづくりを推進します。

町の現状と課題

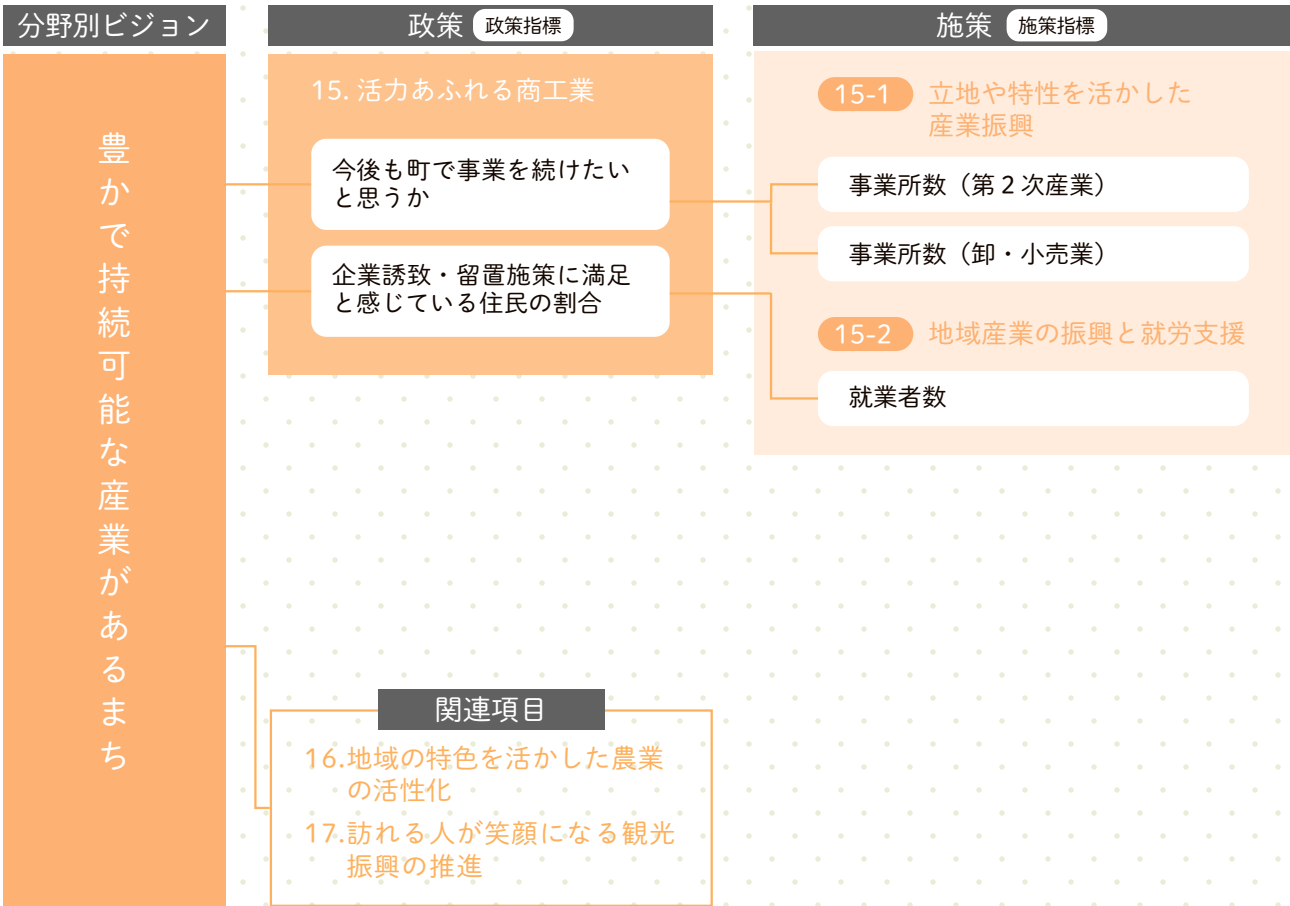
- ① 関越自動車道等、恵まれた交通立地条件を背景に、物流関連を中心とした事業所が多く立地しています。近年では、インターネットを利用した通信販売（以下、「EC事業」という。）の拡大に伴い、物流拠点の需要が拡大しています。
- ② 平成29年度（2017）には、都市計画の見直し（容積率の緩和）により、既存事業所の施設更新を促し、事業所の生産性の向上を図りました。市街化区域では、すでに土地利用が進んでいることから、新たな企業の進出のために産業ゾーンや工業系の土地利用区域を設けること、また、企業誘致に必要な基盤整備を行うこと等が求められています。
- ③ 武蔵野台地に位置し、地盤が強固で、大きな河川もなく、災害リスクの低い立地環境のため、業務継続性が高い地域です。また、都市近郊であるため雇用の確保が期待される地域でもあります。
- ④ スマートICのフル化に伴い、新たな事業展開や交流の促進が期待されます。
- ⑤ EC事業の拡大や量販店の進出等により、個人商店の客離れが加速し、商店街の空洞化が進行しています。商工会や商店街と連携し、経営の改善や安定化、新たな事業展開への支援が求められています。



関連するSDGs



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	今後も町で事業を続けたいと思うか（事業所調査）	81.5 %	83.0 %
	企業誘致・留置施策に満足と感じている住民の割合（住民意識調査）	10.6 %	17.0 %
施策指標	事業所数（第2次産業）（埼玉県統計年鑑）	518 事業所 （令和3年）	→
	事業所数（卸・小売業）（埼玉県統計年鑑）	315 事業所 （令和3年）	340 事業所
	就業者数（国勢調査）	17,494 人 （令和2年）	18,450 人

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

施策 15-1

「立地や特性を活かした産業振興」

15-1-1 (仮称) 地域活性化発信交流拠点整備の推進 …………… 【道路交通課】

平成30年度(2018)に策定した「(仮称)三芳バザール賑わい公園基本構想」を具体化し、地域活性化発信交流拠点の整備を進めます。

拠点は、町のイメージ向上をめざす情報発信機能や、地域の多業種が連携した活力創生につながる商業機能を併せ持つものとして整備を図ります。

15-1-2 企業誘致・留置対策 …………… 【道路交通課】

スマートICのフル化によるアクセス性向上、事業継続性の高さや従業員の確保のしやすさ等、立地の優位性をアピールし、優良事業所の誘致や既存事業所の留置を図ります。

15-1-3 産業基盤の整備 …………… 【都市計画課】

スマートICのフル化を契機として、産業用地の創出を通して新規優良事業所の誘致を図ることで、地域産業の活性化と雇用を促進します。

産業用地の確保にあたっては、町の地理的特性を活かしたスマートIC周辺や土地区画整理事業による竹間沢通西地区の新たな産業用地の創出に向けた取組を進めます。





施策 15-2

「地域産業の振興と就労支援」

15-2-1 商工業活性化の推進……………【観光産業課】

中小企業等の経営基盤の強化や経営の安定化に向け、商工会等関係団体と連携し、各種資金融資制度や国・県等の各種制度の有効活用を促進することで、商工業の健全な発展を図ります。

また、商工会、商店会と連携のもと、商店街活性化に向けた取組の促進に努めます。

15-2-2 雇用・勤労者の支援……………【観光産業課】

公共職業安定所や関係機関、事業所と連携して求人情報等の情報提供体制の充実を図り、さまざまな世代の就労支援に努めます。

また、各種セミナーを実施し、勤労者や経営者の就労意識の醸成を図るとともに、制度融資の周知や住宅支援制度の活用促進を図り、勤労者の自立に向けた支援に取り組みます。



地域の特色を活かした 農業の活性化

目標

地域の特性・利点を活かした高品質な農産物等の生産振興を推進するとともに、農地の集約・集積化を図り、持続的な農業の維持・発展を推進します。

町の現状と課題

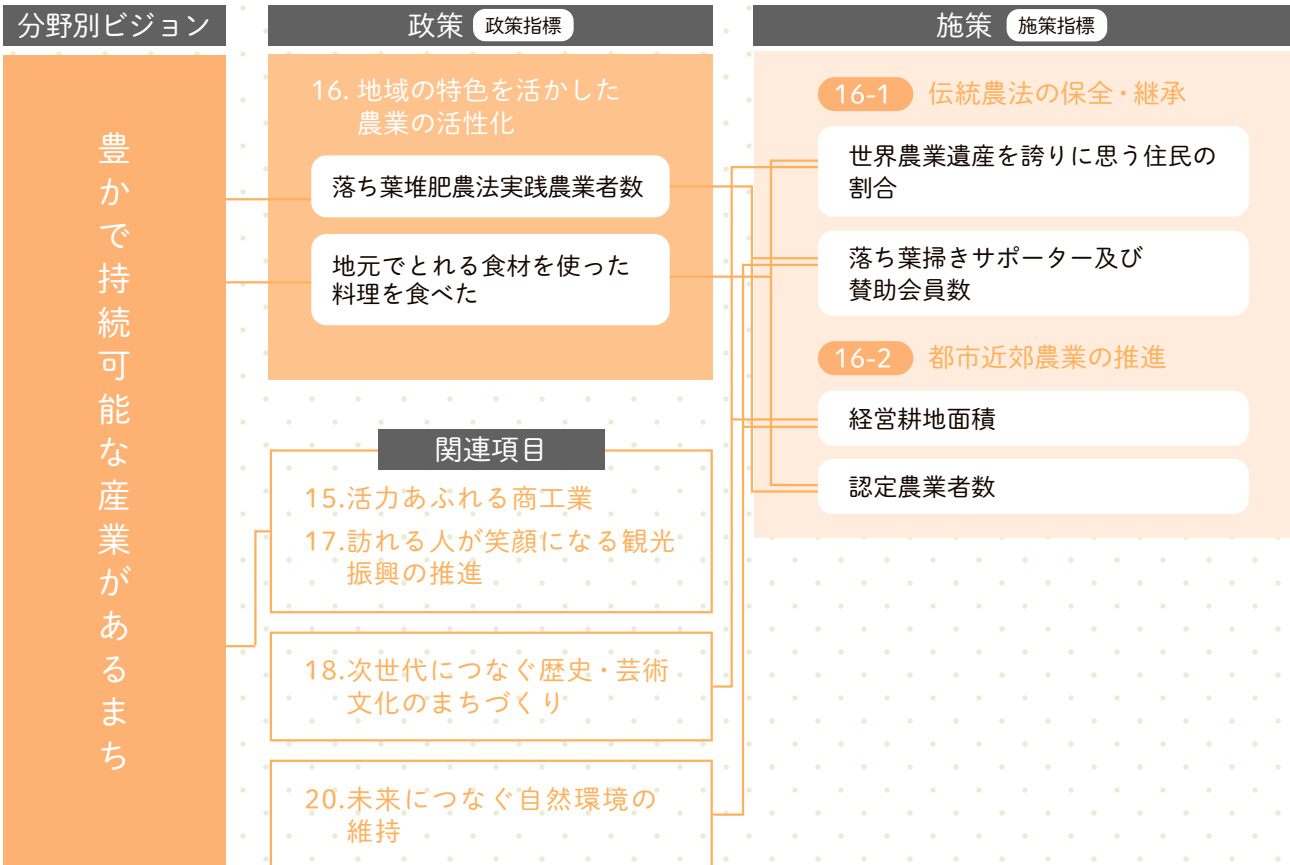
- ① 町の農業は、都心から30km圏内にある畑作中心の都市近郊農業として、生産農家の努力により県内有数の農業生産額を上げています。町の主要作物は、ほうれんそう・いも類・さといもが上位となっており、特に、いも類は県内自治体中2位の出荷額となっています。
- ② 高品質な葉物・根菜類や茶・そば等、流通市場における「みよし野菜」の評価は高く、立地条件の良さから多様な販売・流通の経路が確保されています。
- ③ 360年以上にわたって続けられてきた伝統農法「武蔵野の落ち葉堆肥農法」は、平成29年(2017)3月に日本農業遺産、令和5年(2023)7月に世界農業遺産に認定され、これを機にさらなる都市近郊農業としての農産物等の高付加価値化が期待されるところです。
- ④ 「武蔵野の落ち葉堆肥農法」を支える平地林の適正な維持管理を進めるための支援や、相続税対策として売却せざるを得ない問題に対しては、国・県に訴え続ける必要があります。
- ⑤ 現在、後継者率は53.7%で県内第2位と比較的高い水準(2020年農林業センサス)にあります。が、優良な農地を守り、安定した農業を維持するため、さらなる後継者と新規就農者の育成・支援、魅力ある地域農業を発信する必要があります。



関連するSDGs



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	落ち葉堆肥農法実践農業者数	36人 ▶▶▶	40人
	地元でとれる食材を使った料理を食べた (住民意識調査)	62.5 (偏差値) ▶▶▶	63.2 (偏差値)
施策指標	世界農業遺産を誇りに思う住民の割合	- ▶▶▶	50.0%
	落ち葉掃きサポーター及び賛助会員数	144人 ▶▶▶	190人
	経営耕地面積 (農林業センサス)	384 ha ▶▶▶	↗
	認定農業者数	135人 ▶▶▶	↗

Ⅰ はじめに

Ⅱ 基本構想

Ⅲ 基本計画

Ⅳ 資料編

施策 16-1

「伝統農法の保全・継承」

16-1-1 農業遺産の推進……………【観光産業課】

「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が世界農業遺産に認定されたことを契機として、自然環境にも配慮した優れた農法を世界に発信します。

また、観光・教育・環境等の面からさまざまな取組を行うことで、魅力ある地域産業の振興とその持続的な活用を推進するとともに、農用林として活用できるように平地林の育成と伝統農法を未来につなげます。

16-1-2 農業遺産の発信・保全……………【観光産業課】

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会を通して、発信・保全事業を推進するとともに、構成市町等とのさらなる連携を図り、各種イベント等におけるPR事業を推進します。

また、先進地である国内外の認定地域と交流を通じた情報収集を図り、武蔵野の落ち葉堆肥農法における維持保全活動につなげます。





施策 16-2

「都市近郊農業の推進」

16-2-1 農産物の普及拡大……………【観光産業課】

都市近郊という有利な立地条件を活かした高品質なみよし野菜の生産振興・普及拡大に取り組みます。また、農作物への鳥獣被害を防止するため、関係機関と連携しながら調査・研究し、被害防止対策に取り組みます。

16-2-2 後継者・担い手の育成……………【観光産業課】

次世代農業者や多様な担い手となる後継者や新規就農者に対し、支援を展開します。

16-2-3 農業改善事業の推進……………【観光産業課】

農産物の安定的な生産のために、農業の近代化（機械化）や施設整備等の効率的かつ効果的な農業生産基盤整備を図ります。

16-2-4 環境保全型農業の推進……………【観光産業課】

減農薬・減化学肥料による農業を推進し、伝統的な「武蔵野の落ち葉堆肥農法」の拡大を図ります。

16-2-5 農業・農村の多面的機能による農業振興……………【観光産業課】

農業の多面的機能を向上させるため、地域住民と地域活動組織による農地の維持や景観、自然環境の保全に向けた取組を支援します。

16-2-6 農地の集積・集約化……………【観光産業課】

農業者の意向を把握しながら「地域計画」を策定し、農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関と連携を図りながら、農地の集積・集約化を進め、遊休農地対策を推進します。

訪れる人が笑顔になる 観光振興の推進

目標

地域資源のブランド化・魅力向上と効果的な情報発信によって、観光振興を推進し、交流人口の拡大を促進します。

町の現状と課題

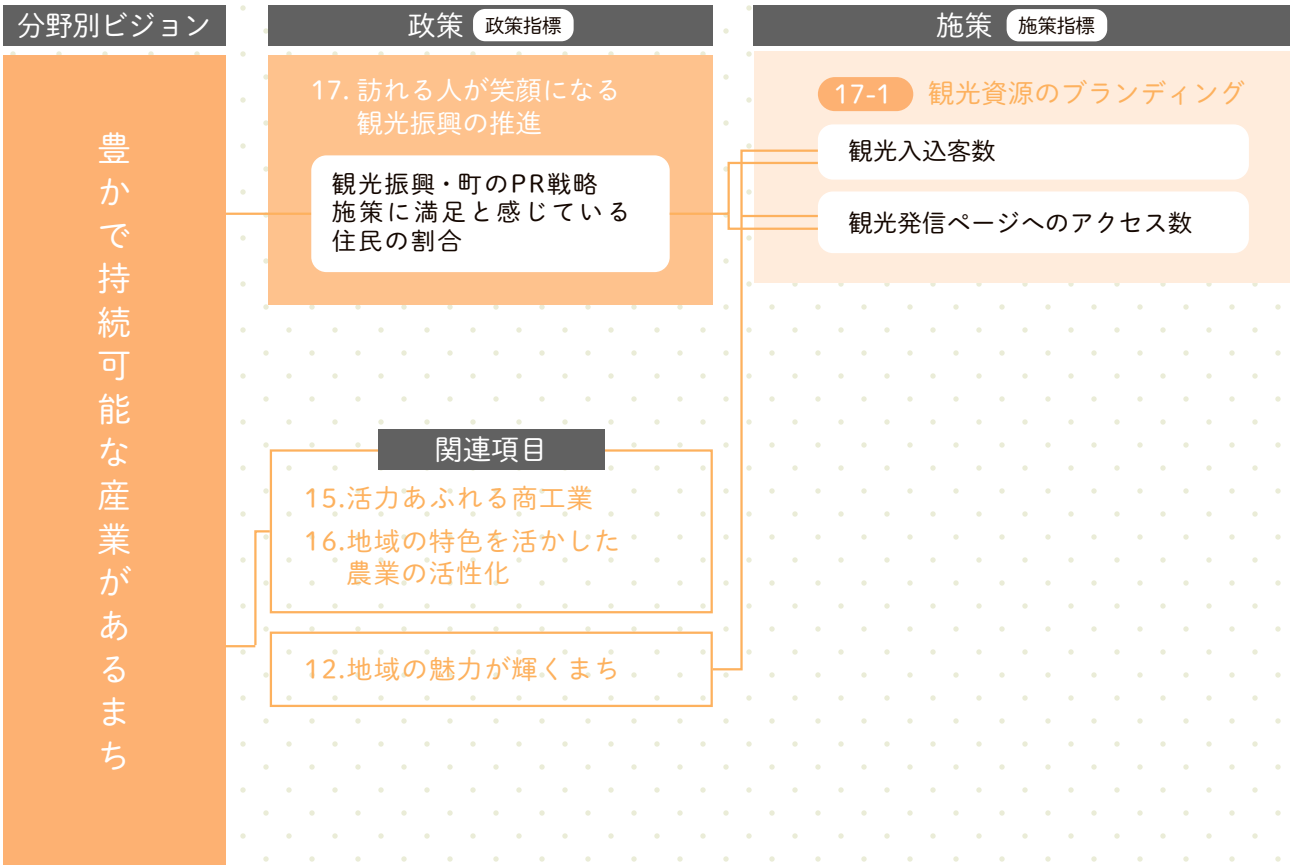
- ① 「世界農業遺産」「ガーデンツーリズム」といった地域資源のブランド化により町の魅力向上を図るため、産業祭、世界一のいも掘りまつりや体験落ち葉掃き等の体験交流型の観光を通して、町の魅力を広く発信し、近隣住民・都市住民との交流を促進しています。また、SNSや民間の情報サイト等を活用した情報発信を積極的に行い、町の観光資源の認知度向上を図っています。
- ② 町内には、三富開拓地割遺跡・富の川越いも・狭山茶・そばをはじめとする観光資源が点在しています。しかしながら、面的な広がりが限られ、各種イベントを通じての発信や、観光資源を結ぶような地域の滞留時間を延ばす取組が必要となっています。
- ③ 観光客数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年(2020)に激減しています。令和3年(2021)については、観光スポットでは令和元年(2019)以前の半分程度の水準まで回復しています。



関連するSDGs



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期末目標値 [令和9年度]
政策指標	観光振興・町のPR戦略施策に満足と感じている住民の割合（住民意識調査）	17.1 %	25.0 %
施策指標	観光入込客数	10,202 人	150,000 人
	観光発信ページへのアクセス数	11,663 件	140,000 件

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

施策 17-1

「観光資源のブランディング」

17-1-1 ガーデンツーリズムの推進……………【観光産業課】

庭園や公園等が連携し、地域の魅力向上を図る「ガーデンツーリズム登録制度」の探訪部門で、町独自のマイクロツーリズムとして里山の風景を観光資源とする「みよし野ガーデン里山探訪」が登録されたことを契機として、ツアー等を実施し、町の3つのガーデンツーリズム(オープンフォレスト、オープンファーム、オープンガーデン)を推進します。

17-1-2 観光資源の効果的な活用……………【観光産業課】

世界農業遺産・ガーデンツーリズム・三富開拓地割遺跡・富の川越いも・そばといった地域資源を観光資源につなげ、産業祭・世界一のいも掘りまつり・体験落ち葉掃き等の各種イベントの開催を通して地域で活動している団体との連携を図ります。SNSや民間の情報サイト等を活用した情報発信を積極的に行い、体験交流型の観光を通して、町の観光資源の認知度向上と訪れる人が笑顔になる魅力ある観光振興を推進するとともに、観光分野における多様な参画を目的とした組織づくりを調査・研究します。

17-1-3 観光拠点の連携……………【観光産業課】

「いも街道」中心部に位置する旧島田家住宅、世界農業遺産の学習の場として整備した農業センター、「ガーデンツーリズム登録制度」の探訪部門に登録された「みよし野ガーデン里山探訪」、上富地区に設置された「農業遺産を巡る3つの散歩道」等、それぞれの観光地点を連携させ、面的な広がりをもたせるとともに、年間を通じた各種イベント、収穫体験、歴史散策するにあたっての利便性の向上と観光客の増加を図ります。

17-1-4 「みよし野菜」のブランド化の推進……………【観光産業課】

「みよし野菜」の知名度向上、地産地消の推進、一般消費者への消費拡大を図るためイベント等を実施し、都市近郊農業としての利点を活かした地域農業のPRを行い農産物の高付加価値化を図ります。また、生産者等による農産物の加工・販売・流通への展開や事業所、団体等や生産者等との連携による新商品の開発や加工等、6次産業化を推進するとともに、町ならではの観光や体験等をプラスした取組を支援します。

分野別ビジョン

緑と文化のなかで こころ豊かに暮らせるまち



分野別ビジョン

「緑と文化のなかでこころ豊かに暮らせるまち」を通して実現する幸せ

平地林をはじめとする町の緑や歴史・文化は、先人たちがはぐくみ伝えてきたものです。これらは、住民が緑にふれる場として、また地域のつながりの場や、心のふるさととして息づいています。地球規模で環境問題が進行するなか、こうした緑や歴史・文化を次世代へと守り、発展させながら受け継いでいくことで、こころ豊かに暮らせるまちをめざします。

分野別ビジョン みよしウェルビーイング指標

現状値
[令和4年度]

前期目標値
[令和9年度]

後期目標値
[令和13年度]

将来生まれてくる世代のために、良い環境や文化を残したいと思うか(住民意識調査)

58.1
(偏差値)

58.9
(偏差値)

59.6
(偏差値)

目標

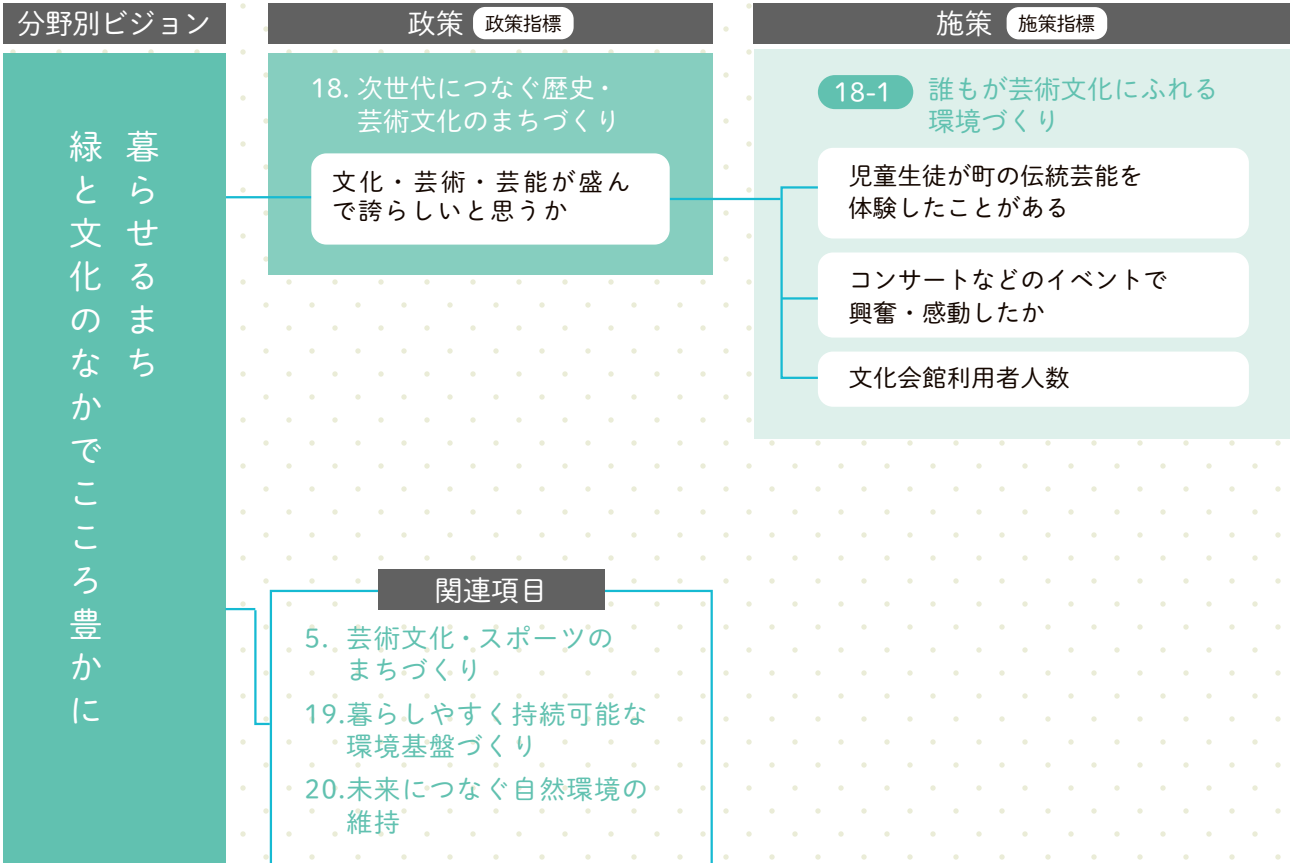
多くの住民が芸術文化や伝統芸能にふれることができるよう、さまざまな場所で、芸術文化活動を展開するための基盤整備を推進します。

町の現状と課題

- ① 芸術文化の推進としては、令和4年度(2022)を初年度とする「芸術文化推進基本計画(第1次)」を策定し、芸術文化にふれながら町に誇りと愛着をもって暮らせるまちづくりを推進してきました。公民館や集会所、図書館等においては、住民主体の音楽やダンス、美術、書道、茶道、生け花、手工芸といった多様な文化活動が行われています。
- ② 住民意識調査によると「コンサート、クラブ、演劇、美術館等のイベントで興奮・感動した」経験がこの1年で1~2回以上あった割合は19.4%にとどまっています。
- ③ 町には、竹間沢車人形、竹間沢里神楽、各地区の囃子といった伝統芸能が受け継がれており、郷土芸能の保護・育成等に取り組んでいます。町有施設に限らず、商業施設等さまざまな場所で芸術文化活動を提供することにより、より多くの住民が歴史・文化を体感できるよう、鑑賞・体験の機会づくりに取り組んでいくことが求められています。



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期末目標値 [令和9年度]
政策指標	文化・芸術・芸能が盛んで誇らしいと思うか (住民意識調査)	51.3 (偏差値) >>>	52.3 (偏差値)
施策指標	児童生徒が町の伝統芸能を体験したことがある (郷土芸能体験参加者のべ人数)	- >>>	1,500 人
	コンサートなどのイベントで興奮・感動したか (住民意識調査)	49.6 (偏差値) >>>	50.0 (偏差値)
	文化会館利用者人数 (統計みよし)	43,457 人 >>>	65,000 人

施策 18-1

「誰もが芸術文化にふれる環境づくり」

18-1-1 芸術文化との出会いの場の拡充……………【文化・スポーツ推進課】

優れた舞台芸術やアート作品、プロのアーティストが町内各施設で演奏する場の拡充とともに、住民の誰もが気軽に芸術文化を鑑賞できる場を充実します。さまざまなジャンルのワークショップや公民館等で活動する芸術文化団体による体験会を推進し、住民が芸術文化に参加しやすい機会を創出します。

また、芸術文化ポータルサイト等を活用し、町の多種多様な芸術文化活動に関する情報発信を充実します。

18-1-2 芸術文化による地域活性化と
親しみのある文化拠点づくり……………【文化・スポーツ推進課】

公民館や集会所等で活動する多くの文化団体やサークル等で実施されている地域の文化活動を活かした交流事業等の芸術文化事業に対して助言や支援を行い、芸術文化の観点からも町のコミュニティの活性化を図ります。また、文化施設の適切な維持・管理を図るとともに、人と人が寄り合える空間として、誰もが親しみやすく活動しやすい文化拠点の充実を図ります。

18-1-3 伝統芸能の継承及び活動機会の拡充……………【文化・スポーツ推進課/文化財保護課】

竹間沢車人形・竹間沢里神楽・各地区の囃子連といった郷土芸能保存団体との連携を深めつつ、子どもたちの成果発表の場として「みよしまつり」や「郷土芸能のつどい」を設定し、学校と連携し、体験教室への参加者数の増加を図るなど伝統芸能の後継者の育成・支援に努めます。また、貴重な伝統芸能の活動機会を拡充します。



I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編



暮らしやすく持続可能な 環境基盤づくり

目標

フードロス*をはじめとしたごみの減量や不法投棄対策を推進することで、環境負荷の軽減を図ります。

町の現状と課題

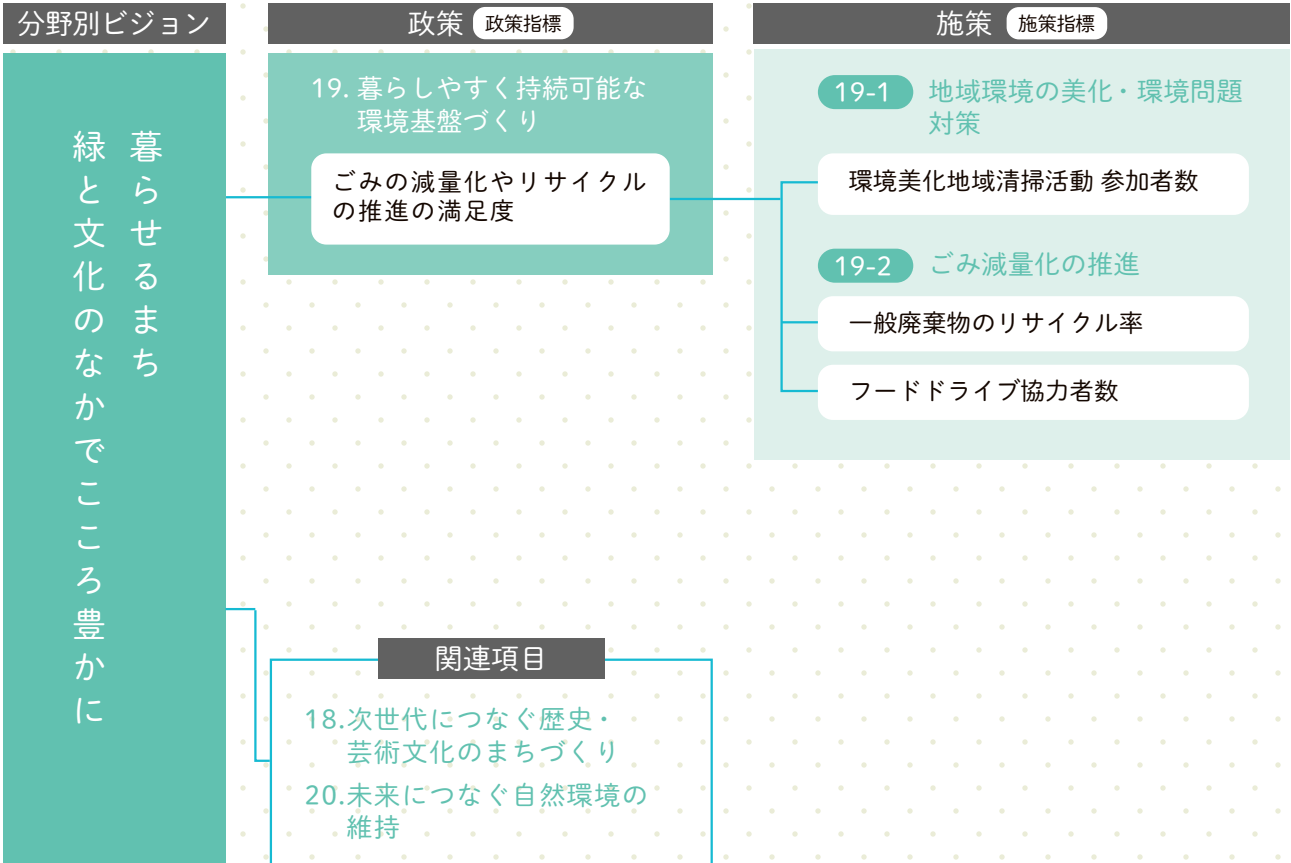
- ① フードロス削減策のひとつとして、県が実施するフードドライブ*キャンペーンに参加し、住民や事業所等からの食品提供を受けています。協力者数を増やすためにフードドライブの認知度を高めるとともに、さまざまな実施主体を通じ気軽に参加できる仕組みづくりが課題となっています。
- ② 廃棄物搬入許可事業所のごみを定期的に検査し、分別の徹底とリサイクル指導をすることで、循環型社会形成とごみの減量を図っています。
- ③ 不法投棄をされにくい環境づくりを進めるため対策を講じてきました。不法投棄禁止看板の提供や撤去費用補助を行っていますが、さらなる監視強化等の不法投棄を抑制する対策が必要となっています。
- ④ 環境美化においては、町内一斉でのごみゼロ運動から地域清掃活動へ移行して数年が経ち、地域活動として根付いています。また、まちかど花いっぱい運動についても各団体により継続されており、町に花があふれることにより地域の景観づくりを図っています。



関連するSDGs



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	ごみの減量化やリサイクルの推進の満足度 (住民意識調査)	41.0 % ▶▶▶	45.0 %
	施策指標		
	環境美化地域清掃活動 参加者数	1,205 人 ▶▶▶	1,500 人
	一般廃棄物のリサイクル率	21.7 % ▶▶▶	25.0 %
	フードドライブ協力者数	84 人 ▶▶▶	100 人

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

施策 19-1

「地域環境の美化・環境問題対策」

19-1-1 環境美化意識の推進……………【環境課】

「三芳町をきれいにする条例」に基づき、自主的に行われている環境美化地域清掃活動への支援を継続し、住民や地域等と安全で快適な暮らしやすい環境を創るとともに、活動を通じ環境問題に対する認識を深め、住民の環境美化意識の高揚を図ります。

19-1-2 不法投棄対策の推進……………【環境課】

ごみの不法投棄を禁止する看板を設置するなどの対策を引き続き講じます。

また、関係機関と連携したパトロールの実施を継続するとともに、ごみの不法投棄を抑制するための環境づくりを進めます。

19-1-3 公害等の環境問題への対応……………【環境課】

住民が安心して暮らせるよう、大気、水質、土壌、騒音等の環境調査を定期的かつ継続的に実施し、町内の環境状態を的確に把握します。なお、調査結果については、広く公表します。



施策 19-2

「ごみ減量化の推進」

19-2-1 ごみ減量への意識啓発の推進……………【環境課】

小学生への環境学習や住民向けの出前講座等を通じ、限りある資源の大切さについて意識啓発を図り、資源の再利用やリサイクルを推進します。

また、フードドライブ活動を通じ、一般家庭から発生するフードロスの削減を図ります。

19-2-2 資源リサイクルの推進……………【環境課】

限られた資源を効率的かつ効果的にリサイクルできるよう、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき計画的なごみの分別収集処理を推進します。また、住民が身近な機会でも資源リサイクルについて考えるきっかけづくりとして、資源リサイクルに取り組む事業所等と連携し、啓発を図ります。



未来につなぐ自然環境の維持

目標

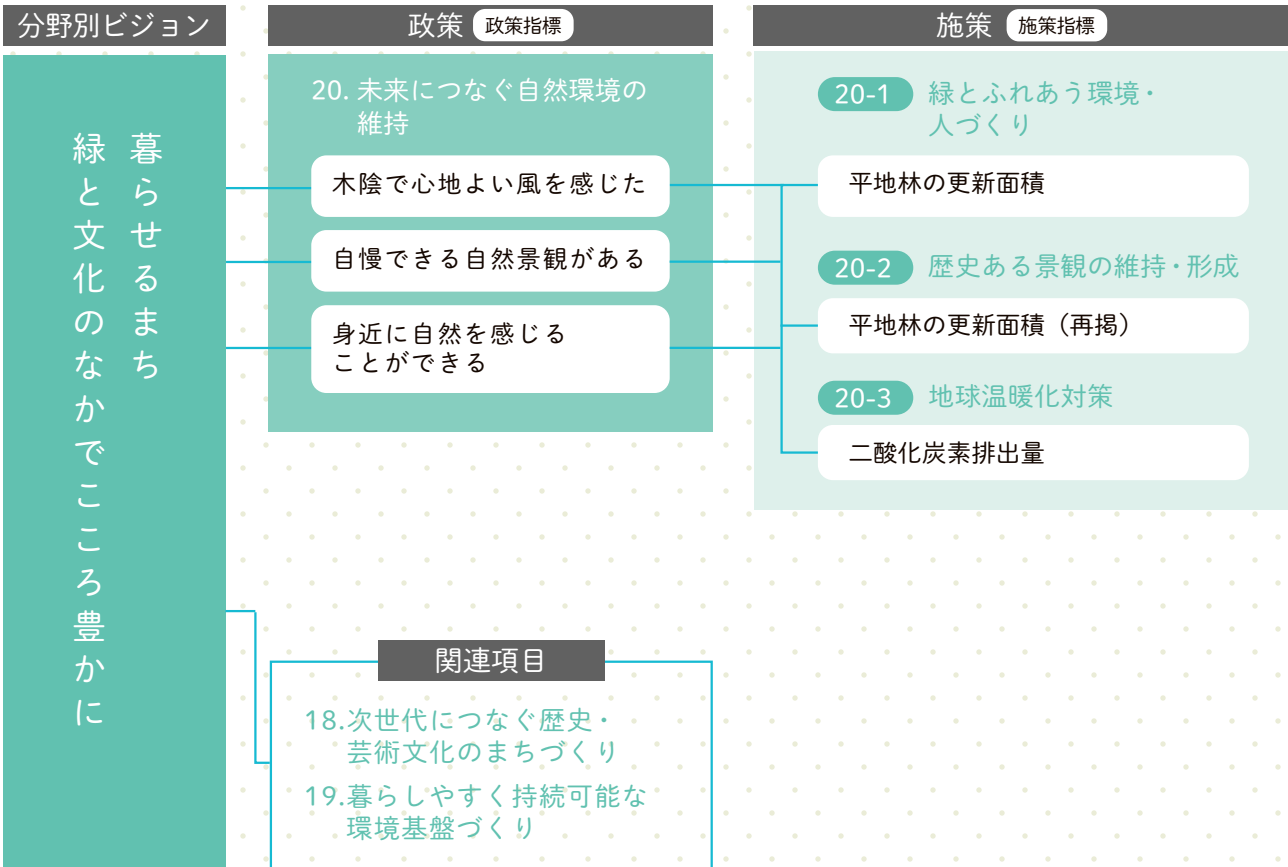
平地林や公園樹木を整備し、古来の里山文化の流れを維持しつつ、住民が緑にふれあえる環境を整えます。あわせて環境について考える学習機会を拡大し、ボランティア活動の担い手を確保します。

町の現状と課題

- ① 町には、平地林や三富新田等、特徴的な緑地・農地があり、良好な景観を形成しています。将来にわたって自然環境を維持していくために、国・県・住民・事業所等と連携を図る必要があります。
- ② 藤久保の平地林は、県の緑のトラスト保全第14号地に指定され、県との連携を強化しながら緑の保全・緑化の推進を図っています。
- ③ 緑のトラスト保全第14号地ではグリーンサポート隊の協力を得て随時、平地林の整備を実施しています。持続可能な活動を行うため、担い手として活動ができる人材の発掘が課題となっています。
- ④ 公園樹木には、緑が持つ豊かな潤い、自然にふれあう機会の提供等、人々の憩いや休息の場としての公園が担う大きな役割が再認識されています。しかしながら、開園当初から植えられていた樹木の老朽化が懸念されています。
- ⑤ 平地林等におけるナラ枯れ被害が拡大しており、倒木・落ち枝による事故の発生が危惧されています。ナラ枯れの要因のひとつとして樹木の老化が挙げられており、萌芽更新や植樹による平地林の若返り等の対策が急務となっています。また、伐採した樹木を有効活用するための方策も課題となっています。
- ⑥ 再生可能エネルギーの導入の促進及び温室効果ガスの削減を図ることを目的に太陽光発電システムや次世代自動車等の導入に対して補助を行ってきました。持続可能で環境にやさしいまちづくりを行うために一層の促進、普及が必要です。
- ⑦ 未来のまちづくりに向けて「みよしSDGs宣言」「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、地球規模の課題に対しても一人ひとりの課題として取り組んでいく必要があります。脱炭素社会の実現に向けて、住民・事業所・町がともに協力し、将来世代に配慮した考え方で地球環境と向きあうことが必要です。



みよしウェルビーイング実現に向けたロジックモデル



指標種別	項目	現状値 [令和4年度]	前期目標値 [令和9年度]
政策指標	木陰で心地よい風を感じた（住民意識調査）	52.6（偏差値）	54.3（偏差値）
	自慢できる自然景観がある（住民意識調査）	53.4（偏差値）	53.8（偏差値）
	身近に自然を感じることができる（住民意識調査）	55.0（偏差値）	55.9（偏差値）
施策指標	平地林の更新面積	1.43 ha	↗
	二酸化炭素排出量	325.499 kt-CO2 (令和2年度)	196.271 kt-CO2 (令和12年度)

I はじめに

II 基本構想

III 基本計画

IV 資料編

施策 20-1

「緑とふれあう環境・人づくり」

20-1-1 緑化の推進……………【環境課】

主に行政連絡区単位で行われている「まちかど花いっぱい運動」等の緑化活動を住民、事業所や団体等とともに推進し、緑あふれる景観づくりを進めます。

また、住宅敷地内緑化を進めるため苗木の配布を行い、緑を身近に感じられる環境づくりを進めます。

20-1-2 自然体験の充実……………【環境課】

次代を担う子どもたちに対し自然に親しむための体験学習をボランティア団体等と実施し、自然に対する興味や関心を高める自然体験の充実を図ります。

20-1-3 緑豊かな公園の充実……………【都市計画課】

緑に囲まれた令和の森公園は、せせらぎ水辺広場やアスレチック等の整備により賑わいを見せています。また、こぶしの里・宮本ふれあいの森や中ノ久保ふれあいの森についても、緑が持つ豊かな潤いのある環境のなかで、自然にふれあう機能を持続的に発揮するため、樹木等の保全や施設の適切な管理を通じて自然観察等、体験する環境学習の場づくりの充実を図ります。

施策 20-2

「歴史ある景観の維持・形成」

20-2-1 平地林の維持・整備……………【環境課】

武蔵野の面影を残す平地林を次代へ継承するため、国や県の補助事業等を活用し、萌芽更新等により平地林の維持・整備を推進します。

また、社会情勢により平地林の樹木の伐採等の管理サイクルに変化が生じ、樹木の高齢化・高木化が進んでいることから、面的な伐採更新による平地林の再生を図ります。

20-2-2 緑のトラスト保全整備事業の推進……………【環境課】

県の緑のトラスト保全第14号地に指定され一般公開されている藤久保の平地林を中心に、優れた自然環境を後世に残すため、保全地内の樹木管理や散策路等の維持管理をボランティア団体等と連携し継続します。

また、緑化推進のための寄附金を町内事業所、地域住民等に広く募り、トラスト保全地等の保全、管理等の推進を図ります。



20-2-3 緑地の活用と担い手の確保……………【環境課】

トラスト保全第14号地を中心として、緑地の活用や保全について子どもから大人まで参加できる学習プログラムをボランティア団体等と連携し実施します。また、緑地保全ボランティアの活動を広く周知することで、ボランティア活動の拡大と担い手の確保を図ります。

施策 20-3

「地球温暖化対策」

20-3-1 再生可能エネルギーの普及……………【環境課】

住宅用太陽光発電システムや蓄電池設備等、再生可能エネルギーの導入を促進し、その普及を図ります。

20-3-2 ゼロカーボンへの取組……………【環境課】

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出を抑制するため、次世代自動車の導入を促進しその普及を図ります。

また、ゼロカーボンシティの実現に向け、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）」に基づき住民、事業者等と次世代に向けた持続可能なまちづくりの施策を推進します。

20-3-3 次世代への環境学習機会の推進……………【環境課】

次世代を担う子どもたちに、地球のため、地域のために一人ひとりができることに取り組んでいくという考えを持ってもらえるよう、環境学習機会の推進を図ります。

IV

資料編

- 1.用語解説
- 2.SDGsの推進
- 3.策定に向けた住民参画の実施概要・策定経過
- 4.第5次総合計画の成果
- 5.統計からみる三芳町の現状

1.用語解説

あ	
あいサポート運動	多様な障がいの特性、障がいのある人が困っていること、障がいのある人への必要な配慮等を理解して、障がいのある人に対して手助けや配慮を実践する運動。そのことにより、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を一緒につくっていく運動のこと。
アクションプラン	目標を達成するための具体的なプロセスを示す行動計画のこと。
アグリ	農業関連のこと。アグリプロジェクトでは、環境保全型の農業の推進を図りながら、観光資源のブランド化を進め、農業遺産を活かした観光振興や地域づくりを推進する。
イノベーション	技術的な革新により、社会に新しい価値を生み出す取組。
ウェルビーイング (Well-being)	well(よい)とbeing(状態)からなる言葉で、「身体的・精神的・社会的に良好な状態」のことを意味する。1946年に世界保健機関(WHO)が設立された際に、「健康」を定義づける言葉として使われたのが始まり。
家読(うちどく)	家族ふれあい読書のこと。読書を通じてコミュニケーションを図り、家族の絆をつくること。
オープンイノベーション	革新や改革を促進するため、積極的に外部の技術やアイデア等を取り入れ、新たな発想を生み出すこと。
か	
ガーデンツーリズム	複数の庭園がテーマのもとに連携することで、より個性を際立たせ、それぞれの良さを発揮できるように磨き上げを図り、魅力的な体験や交流を創出するもの。ガーデンツーリズム登録制度(庭園間交流連携促進計画登録制度)は各地のガーデンツーリズム計画を積極的に支援するため、国土交通省が創設したもの。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、吸収源による除去量との間で均衡を達成すること。
関係人口	交流人口や定住人口でもない、地域と多様にかかわる人々のこと。
グローバル化	資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まることを意味する。
グローバルリーダー	グローバル人材のなかでも特に、国を超えて、異なる背景を持つ人々をリードし、国際的な戦略やビジョンを持って組織を導く能力を持つ人材のこと。
公共施設マネジメント 基本計画	公共施設及びインフラ施設の総合的で計画的な維持管理・運営を進めることを目的とした計画。令和3年(2021)から令和42年(2060)までの40年間を計画期間とする。
交流人口	その地域に訪れる人々のこと。その地域に住んでいる人(定住人口)に対する概念。
コロナ時代の移住先ランキング	朝日新聞出版刊「AERA 2020年8月10 - 17日合併増大号」の特集。
昆明・モンリオール生物多様性 枠組	生物多様性に関する世界目標のひとつ。2022年12月にモンリオール(カナダ)で開かれた生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された。

さ	
産官学金労言士(師)	産業界・官公庁・大学等・金融機関・労働団体・言論界・士業に加えて医療としての師を加えたもの。
ジェンダー	男性・女性であることに基づき定められた社会的属性や機会、女性と男性、女兒と男児の間における関係性、さらに女性間、男性間における相互関係を意味する。
6G	2030年をめどに導入される予定の第6世代移動通信システムのこと。
就労継続支援B型事業所	「障害者総合支援法」(旧「障害者自立支援法」)に基づく就労継続支援のための施設。
障害者差別解消法	すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年(2013)6月に制定された。
情報セキュリティインシデント	情報セキュリティに関する事故や攻撃のことを指す言葉。
人口置換水準	長期的な人口が維持される合計特殊出生率の水準。2.06～2.07とされる。
人口の将来展望	2022年住民基本台帳人口を基準人口とし、コーホート要因法を用いた合計特殊出生率向上と社会動態改善政策による推計。推計期間は、2022年から2060年。
スーパー・シティ	AI等の先端技術を生活全般に活かし、住民が参画し、住民目線で、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することをめざすもの。スーパー・シティプロジェクトでは、住民や事業所とともに、地域の特長を活かし、住民一人ひとりが日常を心豊かで安全・安心、快適に暮らせる「持続可能なまちづくり」を将来にわたって実現していく取組を推進する。
世界農業遺産	社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性等が相互に関連して一体となった、世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域(農林水産業システム)であり、国際連合食糧農業機関(FAO)により認定される。
た	
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自分のこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに創っていく社会のこと。
昼夜間人口比率	常住人口(夜間人口)100人あたりの昼間人口の割合で、100を超えると通勤・通学人口の流入超過、100を下回ると通勤・通学人口の流出超過を示している。
デジタル・シティズンシップ教育	若者が効果的なデジタル・シティズン(デジタルツールを用いて責任ある市民として社会に参加するための知識や能力を身に付けた人)になるために必要な能力を身に付けることを目的とした教育。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
デジタル田園都市国家構想	デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されず、すべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現すること。
デフスポーツ	聴覚障がいにより、ハンデをもつ選手が行うスポーツのこと。
東京2025デフリンピック	正式名称は「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025」。国際的な「ろう者のためのオリンピック」のことで、4年に一度、夏季大会と冬季大会がそれぞれ開催される。

な	
日本農業遺産	社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性等が相互に関連して一体となった、我が国において重要な伝統的農林水産業を営む地域(農林水産業システム)であり、農林水産大臣により認定される。
ニュースポーツ	1980年以降に考案・紹介された競技等の総称で、競いあうことより体を動かすこと自体を楽しむことに重きを置いたスポーツのこと。
認知能力	計算力や語学力といった学力テストなどで測れる能力のこと。
は	
パブリック・コメント	政策等の策定途中で、事前にその計画等の素案を住民に公表し、それに対して意見、課題、問題点、情報等をいただき、提出された意見等を考慮して政策等を決定していくとともに、寄せられた意見とそれに対する町の考え方を公表する制度をいう。
パラスポーツ	障がいのある人が行うスポーツのこと。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。
パリ協定	2015年の国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で採択、2016年に発効した気候変動問題に関する国際的な枠組みのこと。2020年以降の温室効果ガス削減に関する世界的な取り決めが示され、世界共通の「2度目標(努力目標1.5度以内)」が掲げられている。
非認知能力	コミュニケーション力や意欲、忍耐力など、数値での測定が難しい能力のこと。
ビブリオバトル	「書物」をあらわす「ビブリオ」と「戦う」をあらわす「バトル」を組み合わせた造語。「知的書評合戦」という冠がついており、本のすばらしさを書評で競う新しい本の楽しみ方。
5G	5Gとは、第5世代移動通信システムのことで、主な特徴は「高速大容量」、「多数同時接続」、「超低遅延」の3つが挙げられる。
フードドライブ	家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。
フードロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
プラネタリー・バウンダリー	ヨハン・ロックストロームが提唱した概念で、「地球の限界」と訳される。人が地球上で持続的に生存していくためには、越えてはならない地球環境の境界(バウンダリー)があるということを示した概念。
ブランディング	地域資源を活用した商品・サービスや地域そのものを、他の地域と区別するため、その価値やイメージを高めること。
フレイル	病気ではないけれど、年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態のこと。






ま	
みよしフォレストシティ構想	人々が安心して暮らし、ともに支えあい、生きがいと誇りをもち、輝くことのできる農と緑の田園都市の実現をめざした構想。緑のネットワークプロジェクト・アグリプロジェクト・スーパーシティプロジェクトの3本柱で構成されている。
みよし machi JAM	「JAM (ジャム)」とは、「ジャムセッション」の略語で、町の未来をテーマに、「気心知れた仲間たちと、本音に近い話をのんびり気楽に語りあう場所」をコンセプトとしている。
や	
ユニセフ	国連児童基金のことで、すべての子どもの命と権利を守るために活動する国連機関。最も支援の届きにくい子どもたちを最優先に、約190の国と地域で活動している。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
ら	
ライフステージ	人生の変化を節目で区切った、それぞれの段階(ステージ)のこと。
ランドマーク	地上の目印。その土地の目印や象徴になるような建造物。
ルーツ	起源、始祖、根源のこと。
レファレンスサービス	図書館司書が、図書館での調べもののサポートをすること。
ロジックモデル	施策が、目標とする成果を達成するにいたるまでの論理的な関係を体系図に図式化したもの。
わ	
ワークショップ	参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究集会等のこと。
わが街ポータルみよし	官民連携事業で実施され、住民・事業所・行政からのイベント情報、おすすめ情報、求人情報等が一同に集まったポータルサイト。
C	
CFCI	Child Friendly Cities Initiativeの略。子どもと最も身近な行政単位である市町村等で、子どもの権利条約を具現化する活動のこと。
D	
DX	デジタル(Digital)と変革を意味するトランスフォーメーション(Transformation)により作られた造語の略。デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化なども変革していくような取組を指す概念。
E	
Em-Net (エムネット)	国と地方自治体の間で緊急情報通信を行う情報ネットワークシステムのこと。行政専用ネットワーク(LGWAN)を利用して、首相官邸の危機管理センターと全国の都道府県・市区町村との間でメッセージを送受する。

G	
GIGAスクール構想	児童生徒1人につきパソコンやタブレット等の情報端末を1台配備し、ICT(情報通信技術)を取り入れた新たな教育を実現する構想。 「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All」の略で、「すべての児童生徒にグローバルで革新的な扉を」という意味が込められている。
I	
ICT	「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。
J	
J-ALERT	消防庁が管理・運用している全国瞬時警報システムの通称で、津波や地震など対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて国(消防庁)から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に伝達するシステム。
L	
LGBTQ+	Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、QueerやQuestioning(クエアやクエスチョニング)、そのほかに分類できない性別(+)の頭文字をとった言葉で、性の多様性を表す。
LWC指標	Liveable Well-Being City指標の略。客観指標と主観指標のデータをバランスよく活用し、住民の「暮らしやすさ」と「幸福感(ウェルビーイング)」を指標で数値化・可視化したもの。
N	
NPO	“Non-Profit Organization”の頭文字をとった言葉であり、「非営利組織」や「民間非営利団体」と記される。株式会社等「営利」を目的とする組織とは異なり、営利を目的としない組織のことを指す。
S	
SDGs	Sustainable Development Goals略。2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択された「持続可能な開発目標」で、2030年を期限とする世界共通の17の目標を設定している。
SNS	Social Networking Service(ソーシャルネットワーキングサービス)の略。インターネット上のコミュニティサイトのこと。
STEAM教育	科学(Science)・技術(Technology)・工学(Engineering)・芸術(Art)・数学(Mathematics)の頭文字を組み合わせた造語。この5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念のこと。

2.SDGsの推進

本計画においては、持続可能なまちづくりの実現に向けて、各政策において関連のあるSDGsのゴール(目標)を示し、その考え方をふまえた施策の推進を図ることとしています。政策とSDGsの対応表については、次のページに掲載しています。

SDGs 17のゴール	内容
目標1(貧困をなくそう)	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
目標2(飢餓をゼロに)	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
目標3(すべての人に健康と福祉を)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
目標4(質の高い教育をみんなに)	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標5(ジェンダー平等を実現しよう)	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
目標6(安全な水とトイレを世界中に)	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
目標7(エネルギーをみんなにそしてクリーンに)	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
目標8(働きがいも経済成長も)	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する
目標9(産業と技術革新の基盤をつくろう)	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
目標10(人や国の不平等をなくそう)	国内及び国家間の格差を是正する
目標11(住み続けられるまちづくりを)	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
目標12(つくる責任つかう責任)	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
目標13(気候変動に具体的な対策を)	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
目標14(海の豊かさを守ろう)	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
目標15(陸の豊かさも守ろう)	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
目標16(平和と公正をすべての人に)	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
目標17(パートナーシップで目標を達成しよう)	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

17のゴール 政策		目標1	目標2	目標3	目標4	目標5
						
みんなとつながる共生のまち						
政策1	共創のまちづくり					
政策2	共生のまちづくり				●	●
誰もが自分らしく生きるまち						
政策3	未来を切り拓く力の育成	●	●	●	●	
政策4	地域まるごと学びの創出	●		●	●	
政策5	芸術文化・スポーツのまちづくり			●	●	
健康で元気な笑顔があふれるまち						
政策6	安心して子育てできる環境づくり	●	●	●	●	●
政策7	健康長寿社会の実現	●	●	●	●	
政策8	人にやさしい福祉のまちづくり	●	●	●	●	
安心して便利に暮らせるまち						
政策9	持続可能で快適に暮らせるまちづくり					
政策10	安全で安心して暮らせるまちづくり	●		●	●	
政策11	人と行政が情報でつながる便利なまち					
政策12	地域の魅力が輝くまち					
政策13	安定的で持続可能な行財政運営	●				
政策14	暮らしを支える上下水道	●		●		
豊かで持続可能な産業があるまち						
政策15	活力あふれる商工業	●				
政策16	地域の特色を活かした農業の活性化		●			
政策17	訪れる人が笑顔になる観光振興の推進		●			
緑と文化のなかでこころ豊かに暮らせるまち						
政策18	次世代につなぐ歴史・芸術文化のまちづくり				●	
政策19	暮らしやすく持続可能な環境基盤づくり	●	●			
政策20	未来につなぐ自然環境の維持				●	

	目標6 安全な水とトイレ を世界中に	目標7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	目標8 働きがいも 経済成長も	目標9 産業と技術革新の 基盤をつくる	目標10 人や国の不平等 をなくそう	目標11 住み続けられる まちづくりを	目標12 つくる責任 つかう責任	目標13 気候変動に 関係する対策を	目標14 海の豊かさを 守ろう	目標15 陸の豊かさも 守ろう	目標16 平和と公正を すべての人に	目標17 パートナーシップで 目標を達成しよう
						●					●	●
			●		●						●	●
				●								
												●
						●					●	
				●	●	●						●
				●	●	●						●
			●	●		●	●			●		
			●			●	●					●
	●			●		●		●	●			
			●	●		●	●					
			●	●		●	●					●
			●			●	●					●
						●						●
		●					●		●	●		
	●	●					●	●		●		●

Ⅰ はじめに

Ⅱ 基本構想

Ⅲ 基本計画

Ⅳ 資料編

3.策定に向けた住民参画の実施概要・策定経過

◆本計画の策定にあたっては、住民、小・中学生、事業所へのアンケート調査、ワークショップ、まちづくり懇話会、地区懇談会、団体懇談会、総合計画審議会及びパブリック・コメントの実施を通し、住民参画を図りました。





まちづくりワークショップ

➡ 150ページ

対象：公募による町内在住・在勤等の方、町内活動団体の方
全4回連続のプログラムで開催（各回の参加人数：21人～27人）
まちの現状と課題、目指す方向性について等

令和4年度次世代リーダーミーティング

➡ 150ページ

対象：39歳以下の住民（公募）
将来像の実現に向けて必要な取組について（参加：12人）

オンラインツール「リクリッド」による意見募集

➡ 150ページ

まちの現状と課題、必要な取組について（延べ意見：293件）

(1) 策定経過

	年月日	内容
令和4年度	令和4年 6月18日・19日	まちづくり懇話会
	7月28日	第1回総合計画策定委員会(策定方針)
	8月8日	第2回総合計画策定委員会(策定方針修正)
	8月9日	第1回総合計画審議会(諮問)
	9月27日	第2回総合計画審議会(策定方針)
	10月8日	第1回まちづくりワークショップ
	10月22日	第2回まちづくりワークショップ
	11月5日	令和4年度次世代リーダーミーティング
	11月19日	第3回まちづくりワークショップ
	12月3日	第4回まちづくりワークショップ
	10月～12月	オンラインツール「リクリッド」による意見募集
	11月25日	第3回総合計画策定委員会(意識調査項目)
	11月1日～12月23日	小・中学生アンケート調査
	令和5年 1月9日～1月31日	住民意識調査
	1月30日～3月3日	事業所調査
	令和5年度	2月13日
2月20日		第4回総合計画策定委員会(基礎調査速報)
2月21日		第3回総合計画審議会(基礎調査速報・将来像検討)
3月22日・27日・29日・30日		施策にかかる庁内各課ヒアリング
4月6日・11日・14日		施策にかかる庁内各課ヒアリング
6月8日		全員協議会 総合計画進捗状況説明
6月16日		第5回総合計画策定委員会(基礎調査報告・基本構想骨子案)
6月17日・18日・24日・25日		まちづくり懇話会
7月3日	第4回総合計画審議会(基礎調査報告・基本構想骨子案)	
8月8日	施策検討部会(①緑・文化)	
8月10日	施策検討部会(①産業)	

	年月日	内容
令和5年度	8月14日	施策検討部会(①共生) 施策検討部会(①健康)
	8月18日	施策検討部会(②産業) 施策検討部会(①生きがい)
	8月21日	施策検討部会(②緑・文化) 施策検討部会(①行財政) 施策検討部会(②健康)
	8月23日	施策検討部会(②共生) 施策検討部会(①安心便利)
	9月6日	施策検討部会(②生きがい)
	9月21日	施策検討部会(③緑・文化) 施策検討部会(③産業)
	10月16日	第6回総合計画策定委員会(基本構想案・第5次総合計画進捗と指標の状況)
	10月17日	第5回総合計画審議会(基本構想案・基本計画体系図)
	10月19日	全員協議会 総合計画基本構想案説明
	11月5日	令和5年度次世代リーダーミーティング
	12月1日～ 令和6年1月10日	パブリック・コメント(基本構想案)
	1月30日	第6回総合計画審議会(基本計画案)
	1月31日	第1回団体懇談会
	2月8日	第2回団体懇談会 地区懇談会(中央公民館)
	2月10日	地区懇談会(竹間沢公民館) 地区懇談会(藤久保公民館)
	2月16日～2月26日	パブリック・コメント(基本計画案)
	2月19日	全員協議会 総合計画基本計画案説明
	2月22日	第7回総合計画策定委員会(基本計画案)
	2月26日	第7回総合計画審議会(答申)
	3月27日	令和6年第1回議会定例会議決

(2) 審議会委員名簿

役職	氏名	区分
会長	忽滑谷 美恵子	住民代表
副会長	西内 一夫	団体推薦(三芳町区長会)
委員	岩村 沢也	学識経験者(淑徳大学)
委員	仲野 忠男	団体推薦(社会教育委員)
委員	蕪木 忠政	団体推薦(民生委員・児童委員協議会)
委員(令和4年度)	池上 義典	団体推薦(社会福祉協議会)
委員(令和5年度)	伊藤 晋也	
委員	横山 八重子	団体推薦(協働のまちづくりネットワーク)
委員	村上 久美子	団体推薦(竹の子エコクラブ)
委員(令和4年度)	鈴木 秀幸	団体推薦(三芳町消防団)
委員(令和5年度)	小山 幸宏	
委員	島田 喜昭	団体推薦(三芳町体育協会)
委員	塩野 重光	団体推薦(三芳町商工会)
委員(令和4年度)	鈴木 浩	団体推薦(農業委員会)
委員(令和5年度)	長谷川 清行	
委員	矢島 繁太郎	団体推薦(三芳町老人クラブ連合会)
委員	増田 光一	団体推薦(芸術文化推進会議)
委員	飯塚 結花	住民代表

(3) 審議会諮問文

三芳政発第131号
令和4年7月28日

三芳町総合計画審議会会長 様

三芳町長 林 伊佐雄

三芳町第6次総合計画の策定について(諮問)

三芳町第6次総合計画の策定にあたり、三芳町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(4) 審議会答申文

令和6年2月26日

三芳町長 林 伊佐雄 様

三芳町総合計画審議会
会長 忽滑谷 美恵子

三芳町第6次総合計画(案)について(答申)

令和4年7月28日付け三芳政発第131号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議を行った結果、本計画を妥当であると認めたので、ここに答申します。

なお、本計画を広く住民に浸透させ、本計画の目指す将来像の実現に向け下記事項に十分留意し、目標の達成に対しては、社会の情勢を勘案しながら柔軟かつスピード感をもって、計画推進に努められるよう要望します。

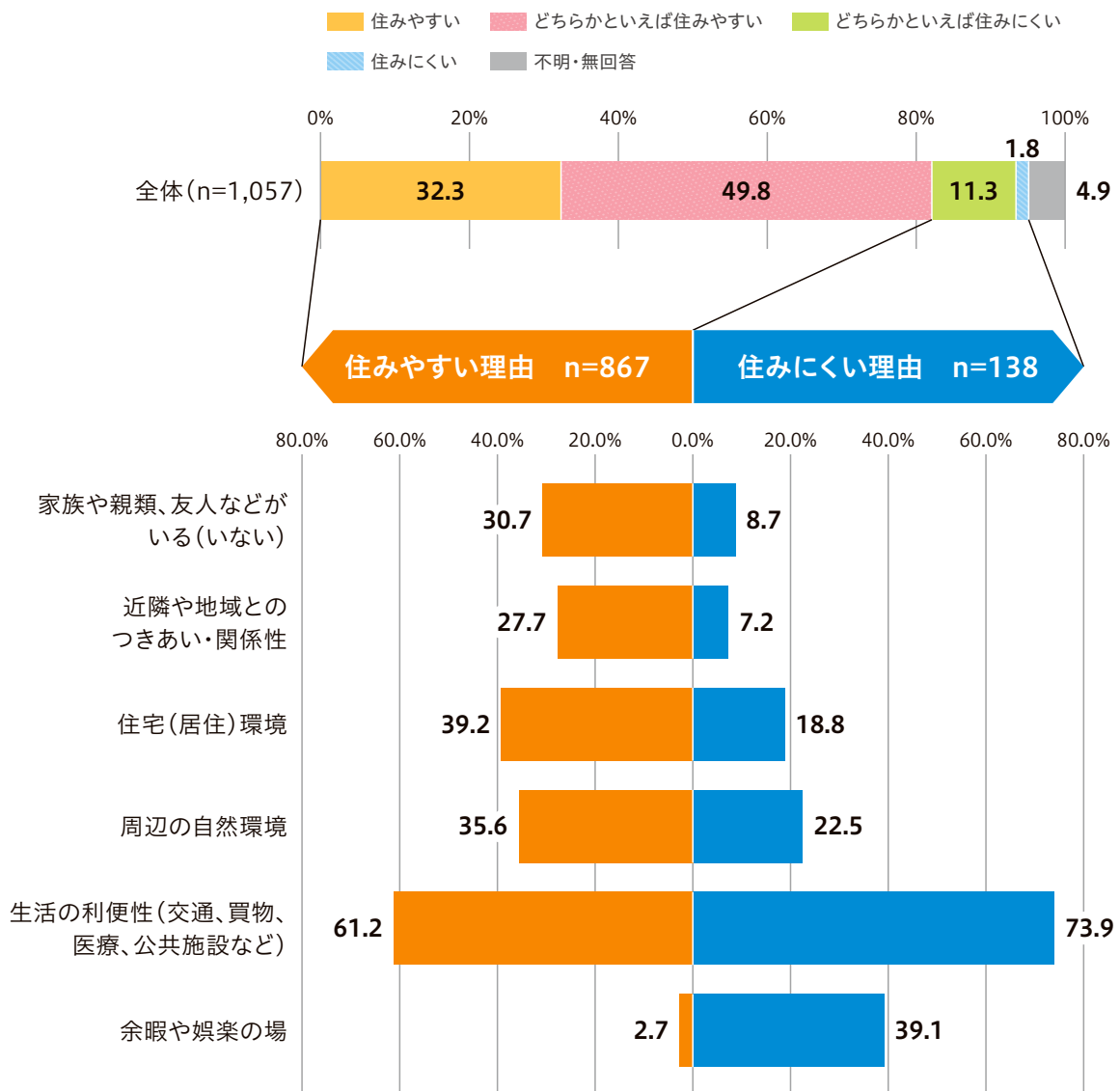
記

1. 三芳町が将来にわたって持続可能な発展が図られるよう、幸せ(ウェルビーイング)なまちづくりを推進すること。また、地域の課題解決のため、地域・事業所・教育機関等と連携した共創によるまちづくりに努めること。
2. 地球規模で環境問題が深刻化しており、令和4年(2022)の「三芳町ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、低炭素社会の実現に向けて強固な取組を推進すること。また、先人たちが育み伝えてきた緑や歴史・文化を次世代に受け継いでいけるよう、積極的な施策の推進に努めること。
3. こどもを取り巻く課題が多様化するなかで、地域全体でこどもを育む環境を構築し、魅力的で特色あるこども施策の推進に努めること。
4. 一人ひとりの特性を重視した健康づくりを推進し、生涯にわたり健やかで充実した暮らしが送れるように、地域全体で支える施策の推進に努めること。
5. 行財政基盤の強化を図り、効率的で質の高い行政運営をめざすとともに、限られた財源のなかで優先順位を明確にし、実効的な施策の推進に努めること。
6. 「令和6年能登半島地震」の発生により危機管理の重要性を再確認し、迅速な対応ができるよう、危機事案に対する取組を強化すること。
7. 施策の推進にあたっては、関係各課の連携を密にし、横断多岐な施策連携による効果的な実施に努めること。

(5) 住民意識調査の結果概要

まちの住みやすさについて

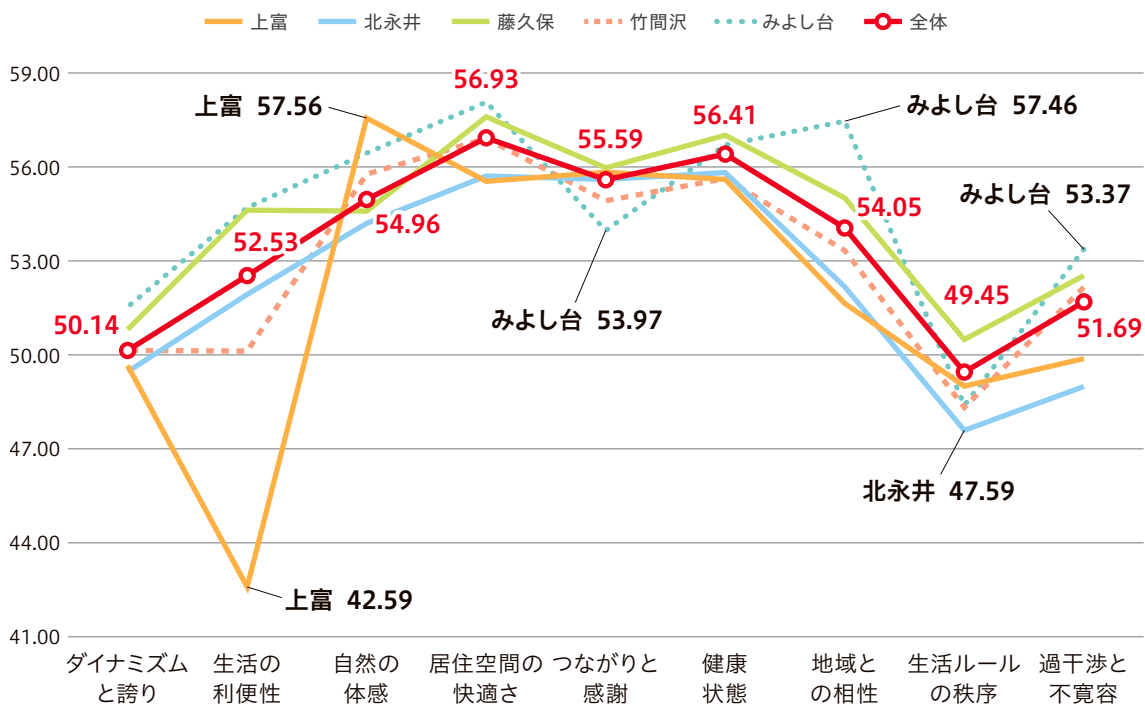
- ◆ まちの住みやすさについては、「住みやすい」が32.3%、「どちらかといえば住みやすい」が49.8%となっています。
- ◆ 住みやすい理由・住みにくい理由において、いずれも「生活の利便性」が最も高くなっており、住みやすいまちづくりに向けては生活の利便性を高めることが重要だと考えられます。
- ◆ 住みにくい理由において「余暇や娯楽の場」が39.1%と2番目に高く、住みやすい理由では低いことから、自分らしく興味のあることに取り組めるまちづくりが課題だと考えられます。



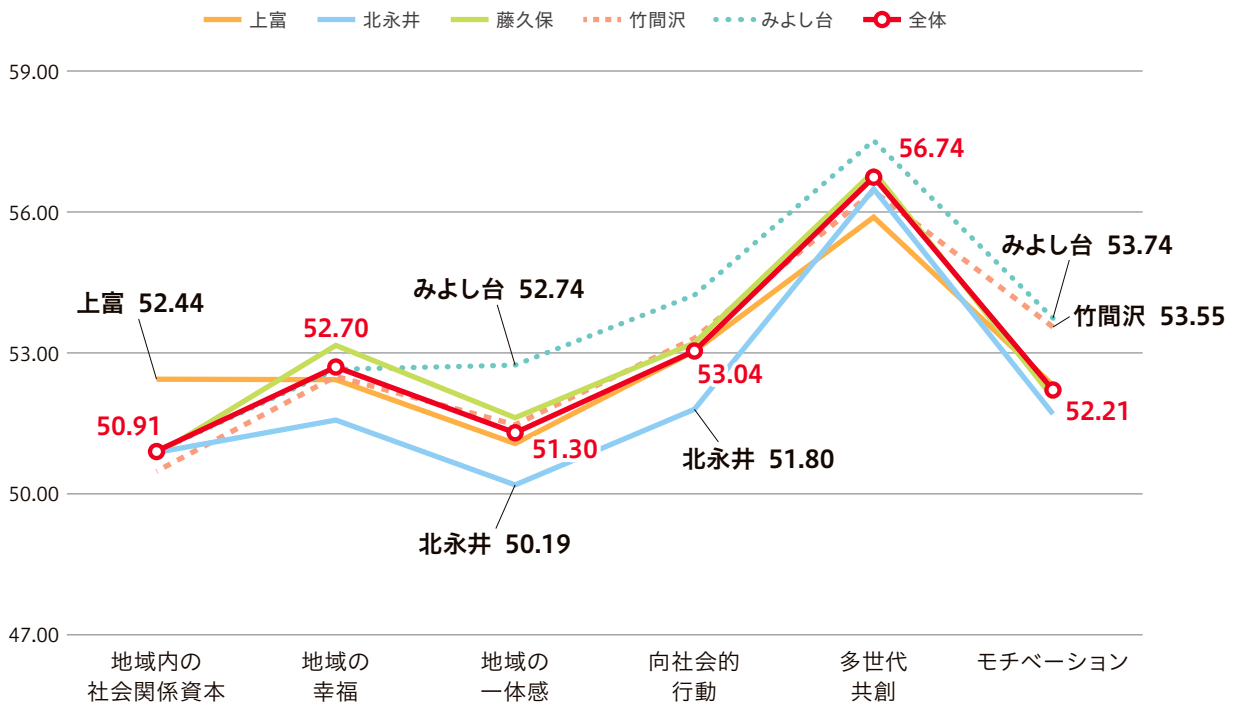
ウェルビーイングに関する分析について

- ◆住民意識調査では、ウェルビーイングにかかる現状を把握するため、LWC I (令和4年度版) 主観指標から設問項目を引用して調査を実施し、分析を行いました。
- ◆LWC I (令和4年度版) では、個人因子 (体感)、協調因子 (つながり)、センシユアシティ (行動) の3つの切り口から、それぞれ6~9の分野ごとの項目を設け、分析を行っています。
- ◆個人因子では、「居住空間の快適さ」「健康状態」が偏差値56を上回り高くなっている一方、「ダイナミズム (文化・芸術等) と誇り」「生活ルールの秩序」では偏差値50前後で他の項目より低くなっています。
- ◆協調因子では、「多世代共創」が偏差値56を上回り高くなっています。全項目が偏差値51前後からそれ以上と、全国平均を上回っています。
- ◆センシユアシティでは、「食文化が豊か」が偏差値60と高くなっている一方、「(文化・芸術的体験や娯楽等の) 機会がある」については偏差値が50を下回っています。
- ◆地区ごとの状況についても、グラフで示している項目を中心に差がみられます。

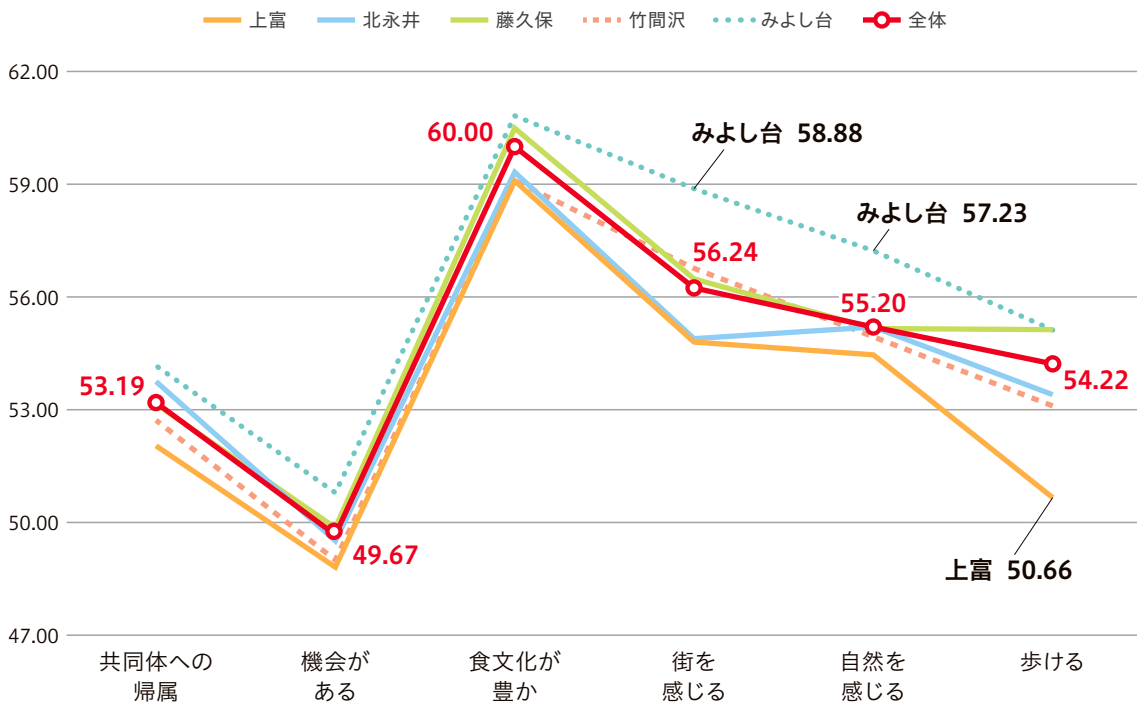
【個人因子】 全国偏差値・全体及び各地区の状況



【協調因子】 全国偏差値・全体及び各地区の状況

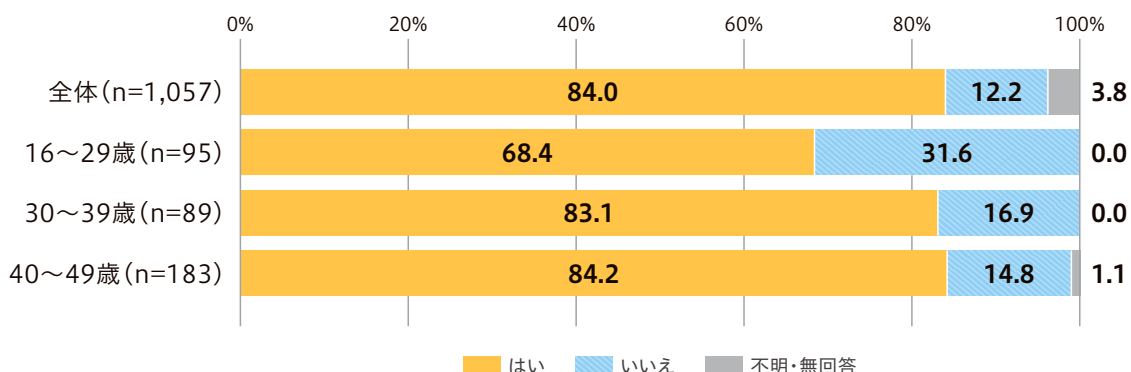


【センシュアシティ】 全国偏差値・全体及び各地区の状況



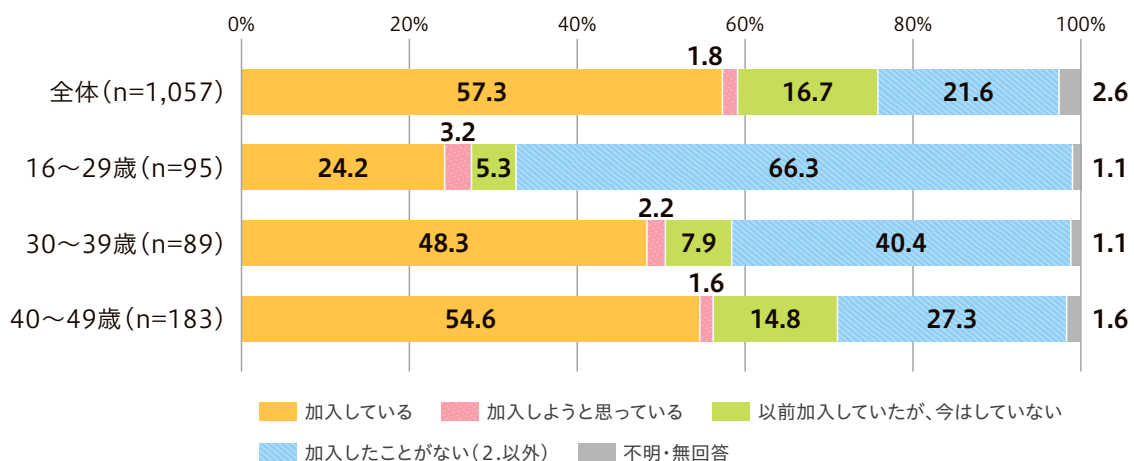
まちへの定住意向について

◆まちへの定住意向は全体では84.0%となっていますが、16～29歳ではやや低く、68.4%となっています。



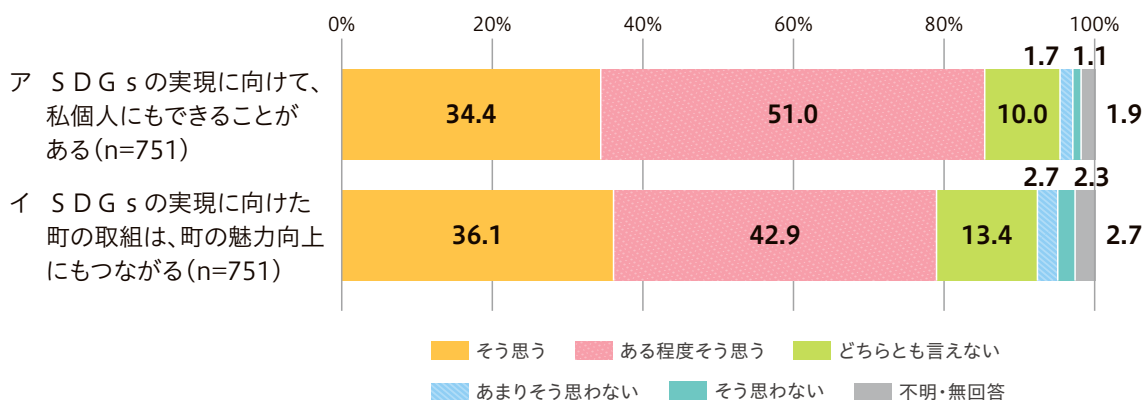
行政連絡区への加入状況について

◆行政連絡区への加入率については、全体では57.3%となっており、年代別にみると16～29歳で24.2%と低くなっています。



SDGsの実現に向けた取組に対する考えについて

◆SDGsの実現に向けた取組に対する考えについては、ア・イともに「そう思う」「ある程度そう思う」の合計が8割程度となっています。

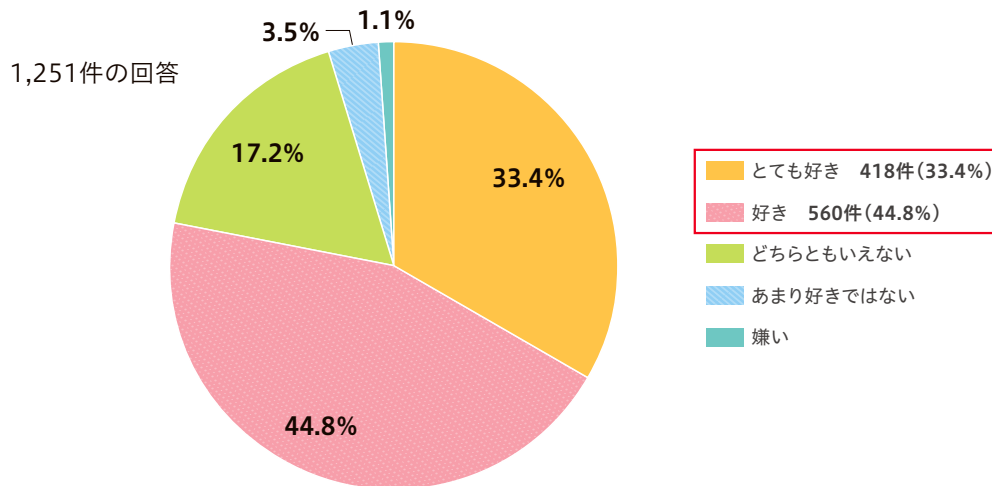


※SDGsを「よく知っている」「言葉は知っている」と答えた方のみ回答

(6) 小・中学生調査の結果概要

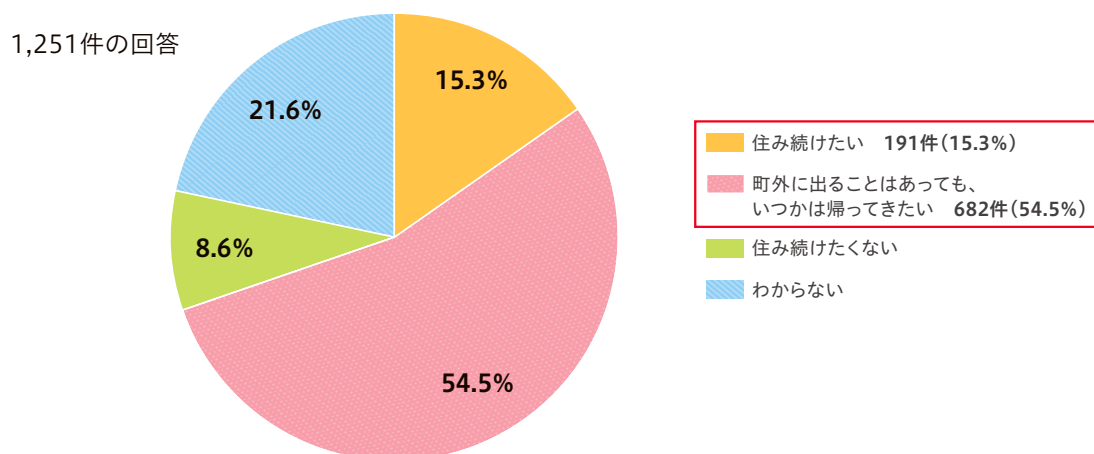
三芳町を好きな割合について

◆「とても好き」と「好き」の合計が78.2%と、8割弱を占めています。



大人になっても三芳町に住み続けたいと思うかについて

◆「住み続けたい」と「町外に出ることはあっても、いつかは帰ってきたい」の合計が69.8%と、7割弱を占めています。



「住み続けたい」主な理由

- 自然を大切にしているまちだから
- 友達がいるから
- 野菜やお芋など良いところがたくさんあるから
- 自然と便利さを両立しているから

「住み続けたくない」主な理由

- 交通が不便だから
- 遊べる場所（ショッピングモールや楽器屋）がないから
- 大きな公園が近くにないから

将来の三芳町についての理想のまちのイメージ

- ◆自然や農業、文化を活かし、暮らしやすいまちをめざすという意見が多く挙げられています。
- ◆主な回答は以下のとおりです。

- みんなが平和で楽しく笑顔で暮らせる環境
- 自然豊かで、SDGsに取り組む、心優しいまち
- あいさつができるまち
- ボール遊びができる公園があるまち
- 駅があるけれど、そこまで都会ではないまち
- 笑顔がいっぱいで、都会と田舎の間の空気がおいしいまち
- 緑の木々を残しつつ、発展した町
- 都会と田舎のバランスが取れた、住みやすいまち
- 田舎の風景に特化したまちなみのある、観光が楽しめるまち
- 農業遺産や車人形などの文化が守られ、環境保護に取り組む持続可能なまちづくりを進めるとともに、ロボットなどの先端技術を活用し、日本一環境に優しいまち
- 環境に優しく、畑がたくさんあり地産地消が行われているまち
- 公園やショッピングモールがあるまち

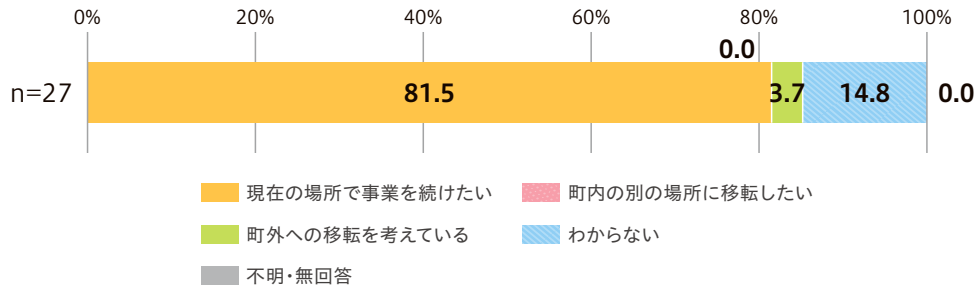
◆多く見られたキーワード

自然豊か・農業、バランス、近所づきあい、笑顔、SDGs・持続可能、文化、先端技術、平和、利便性

(7) 事業所調査の結果概要

今後も現在の場所で事業を続けたいと思うか

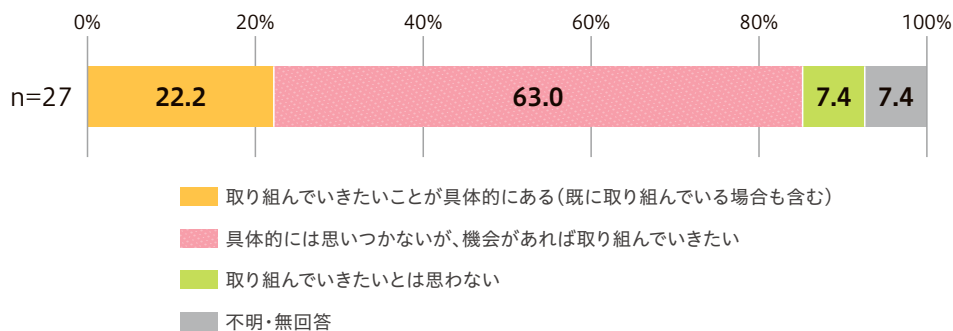
◆ 今後も現在の場所で事業を続けたいと思うかについては、「現在の場所で事業を続けたい」が81.5%となっています。



事業を続けたい理由	移転したい・わからないの理由
<ul style="list-style-type: none"> ● コストが低い ● 高速道路に近く利便性が高い ● 災害に強い 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業拡大をする場合町内の用地が不足している ● 駅から離れており、バスの本数が少ないなど不便 ● 助成金が不十分

町と協働で産業振興・地域づくり等に取り組んでいく意向

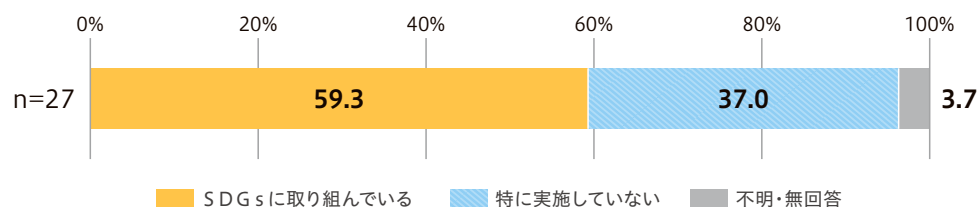
◆ 町と協働で産業振興・地域づくり等（例：みよしSDGs宣言、工場見学や講座の実施、見守りや自治会活動等への協力など）に取り組んでいく意向があるかについては、「具体的には思いつかないが、機会があれば取り組んでいきたい」が63.0%と最も多く、次いで「取り組んでいきたいことが具体的にある（すでに取り組んでいる場合も含む）」が22.2%となっています。



具体的取組の内容	
● 小・中学校での環境教育	● 地域の緑化保全活動への参加
● 農業遺産の継承に向けた取組への協力	● 地域のスポーツ活動への協力

SDGsの推進に取り組んでいるか

◆「SDGsに取り組んでいる」が59.3%と、「特に実施していない」の37.0%を上回っています。



主な取組内容	関連するゴール
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境教育を通じた持続可能な未来をはぐくむ人材づくり ● 地域の子どもたちを対象にしたスポーツ活動 	4. 質の高い教育をみんなに
<ul style="list-style-type: none"> ● 人権尊重 (LGBT、ジェンダー平等) 研修会の開催 ● 役職への積極的登用等、女性活躍の推進 	5. ジェンダー平等を実現しよう
<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電、エネルギーマネジメントの導入 ● 再生可能エネルギーの活用 	7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに
<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクル、サーキュラーエコノミーの推進 ● 減包装資材の取組 ● 廃棄物の適正処理による環境負荷の軽減 	12. つくる責任つかう責任
<ul style="list-style-type: none"> ● ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の技術開発と普及推進 ● エコアクション21の取組 	13. 気候変動に具体的な対策を
<ul style="list-style-type: none"> ● 脱プラスチックの一環として、すべてアルミ缶 (ペットボトル無し) の飲料自販機を導入 ● ペットボトルのリサイクル状況を社内に掲示 	14. 海の豊かさを守ろう
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の歴史文化が残る里山の保全・再生と環境負荷をかけない農業の推進 ● 地域の緑化保全活動への参加 	15. 陸の豊かさを守ろう
<ul style="list-style-type: none"> ● 行政、他企業、省庁、海外とのパートナーシップ強化 ● 「国連グローバル・コンパクト」への署名 	17. パートナーシップで目標を達成しよう

(8) まちづくりワークショップ・次世代リーダーミーティングの結果概要

◆参加者に関する概要は以下のとおりです。

	参加者の属性	参加者数・意見投稿数
まちづくりワークショップ	公募による町内在住・在勤等の方、町内活動団体の方	第1回 23名/第2回 27名/ 第3回 23名/第4回 21名
次世代リーダーミーティング	公募による39歳以下の町に関わる方	令和4年度 12名 令和5年度 16名
オンラインツール「リクリッド」による意見募集	どなたでも	293件

◆まちづくりワークショップ・次世代リーダーミーティング(令和4年度)・リクリッドによる意見募集では、まちのめざすべき幸せの方向性と、その実現に向けた取組について話し合いました。話し合いは政策分野別の6つのチームに分かれて行い、それぞれを分野別ビジョンとして本計画に反映しています。各分野における結果は以下のとおりです。

分野① 健康・福祉・子育て・食		
分類	まちのめざすべき幸せの方向性	その実現に向けた取組
食と農	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地が守られている ● 住民が有機野菜を地産地消する ● 給食で有機野菜が提供される 	<ul style="list-style-type: none"> ● 有機野菜の良さを広報する ● 貸農園等、農に触れる機会の創出 ● みよし野菜を使った給食を小・中学生以外も食べてみる機会をつくる
健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツをする機会がある ● 歩きたくなるまちである 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもや高齢者など、誰もが気軽に寄れる公園の整備
福祉	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスが充実している ● 高齢者がいきがいをもって暮らす ● 障がいの有無によるバリアがない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防医療の知識を深める場づくり ● 介護予防のための情報周知 ● 障がいをネガティブに捉えない教育 ● 色々な立場になって三芳について考えてみる機会をつくる
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育・教育の環境が整っている ● 自由に遊べる場所がある ● 地域で協力してみんな子育てする 	<ul style="list-style-type: none"> ● いわゆる小1の壁への対策 ● 高齢者と子どもがふれあう場づくり ● 多世代が交流するワークショップ ● 子と親のメンタル支援や親の働き場所の支援などを含めた幅広い支援 ● 子どもがのびのびと声を出して遊べる公園を増やす

分野② 居心地・伝統・みどり		
分類	まちのめざすべき幸せの方向性	その実現に向けた取組
みどりを守る	<ul style="list-style-type: none"> ●みどりを管理する方法が受け継がれている 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境教育に取り組む ●ごみを減らす ●現在ある雑木林の保全を進める ●雑木林への不法投棄の抑止
みどりを活用する	<ul style="list-style-type: none"> ●みどりを活かした開発 ●みどりを町の誇りとして世界に広げる 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の小・中学生が農業や環境に興味を持てるようなイベントを開催 ●雑木林における自然観察会の開催 ●寄せ植えやガーデニングなどの緑を活かしたコンテストを開催
伝統が継承される	<ul style="list-style-type: none"> ●盆踊りや花火、お囃子、車人形などの伝統が継承されている 	<ul style="list-style-type: none"> ●伝統を継承しつつ、新しい活用方法を検討する

分野③ つながり・交流・社会貢献		
分類	まちのめざすべき幸せの方向性	その実現に向けた取組
場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニケーションの場がある ●集まれる場所がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の空き教室の活用 ●拠点づくり
地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●困った人がいたら助けられる ●見守られる地域 ●他者のためのみならず、自分のために地域への貢献をする ●すれ違う時に会釈や挨拶をするまち 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民同士や住民と行政が他愛ない話をする仕掛けづくり ●同じ出身地から三芳に引っ越してきた人同士のコミュニティづくり ●避難訓練を通じた近所の交流
世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> ●活動団体等の縦割りを無くす ●若者を取り込む 	<ul style="list-style-type: none"> ●全世代が集まって交流する機会 ●eスポーツの大会を地域で開く
多文化交流	<ul style="list-style-type: none"> ●多文化交流が盛んなまち ●多文化交流で視野を広げられる 	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人の三芳住民の方を講師に出身国の料理を教えてもらう

分野④ 安全・安心・利便性・住環境・デジタル

分類	まちのめざすべき幸せの方向性	その実現に向けた取組
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害に強いまち ● 犯罪のないまち 	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家対策の推進 ● 災害時連携計画の見直し（近隣市町との連携充実） ● 自転車の交通ルールの啓発
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが安心して利用できる交通手段のあるまち 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の外出・移動支援 ● 公共交通の充実 ● スクールバスに日中は住民が乗れる ● 西武線沿線ともつなぐバスを走らせることで、生活圏を広げる
DX	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活がDX化されたまち ● 町の業務のDX化 	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタルによる申請の充実 ● 高齢者にも分かるDX講座の実施
町政運営 広報広聴	<ul style="list-style-type: none"> ● 信頼できる町政のあるまち 	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者にはデジタル、高齢者にはご意見箱と使い分けて多世代から意見を聞く ● 選挙の際に候補者の人となり分かる動画を配信する

分野⑤ 仕事・産業・経済

分類	まちのめざすべき幸せの方向性	その実現に向けた取組
農業	<ul style="list-style-type: none"> ● 循環する農とみどりが維持される ● 付加価値あるブランドの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平地林の利活用 ● 休耕地の利活用（そば、菜の花） ● 6次産業化の推進 ● 規格外野菜の流通促進
観光	<ul style="list-style-type: none"> ● 交流が盛んで賑わうまち 	<ul style="list-style-type: none"> ● ゆったり過ごせる場を増やす ● インターを活用して、人の流れが町に入る仕組みをつくる
産業・就労	<ul style="list-style-type: none"> ● 働き方の多様性を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 働いている人が三芳に住める環境をつくる ● 企業を呼んで雇用を創出する ● 起業サポート（起業家の集いの場、コワーキングスペース、情報の集約）

分野⑥ いきがい・やりがい・教育・自分らしさ

分類	まちのめざすべき幸せの方向性	その実現に向けた取組
自分らしさ・ いきがい・ やりがい	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己決定権が尊重される ● 身近に居場所がある 	<ul style="list-style-type: none"> ● ジェンダー、性別、年齢に関係なく活躍できる地域づくり ● サークル活動 ● 若年層に対するいきがい、やりがいを醸成する仕組みづくり ● コンサートやイベントを活発にする ● 誰もが気軽に茶道ができる、交流できる
教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設や学ぶ環境といった教育拠点が町内に偏らず立地する ● ストレスのない学校づくり ● デジタルを活用した格差のない多様な学び 	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタルを活用した不登校支援、個別最適な教育の推進 ● デジタル活用とアナログの適切な使い分け・併用 ● 図書館以外で自習できる場づくり

◆次世代リーダーミーティング(令和5年度)では、検討途中の計画案をふまえて、重点的に取り組むべきこと等に対する意見について話し合いました。挙げられた意見をふまえ、本計画における重点プロジェクトを検討しました。

具体的な意見の内容	本計画の重点プロジェクトとの対応
<ul style="list-style-type: none"> ● 自然を活かした学習や体験ができる取組や場所 ● 公共交通の利便性を高める取組 ● 時代に合った広報を展開し、三芳町の知名度を高める 	重点1 「みよしフォレストシティ構想」プロジェクト
<ul style="list-style-type: none"> ● 産後の母子保健・子育て支援の充実 ● 幼児期の教育・保育にかかる経済的負担の軽減 ● 子育て中の保護者が参加しやすい生涯学習等のイベント(託児スペースの確保等) ● 保護者と子どもがともに幸せを感じられるまちづくり 	重点2 子どもの幸せプロジェクト
<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル技術を活用した健康増進の取組を進める ● 地域における見守りを充実させる 	重点3 誰一人取り残さない元気応援プロジェクト
<ul style="list-style-type: none"> ● 持続的な財政運営に向けて、企業誘致を進める 	重点4 行財政基盤強化プロジェクト

(9) 団体懇談会・地区懇談会の結果概要

◆参加者に関する概要は以下のとおりです。

種別	開催日	開催場所	参加者数
団体懇談会	令和6年1月31日	藤久保公民館	23名
	令和6年2月8日	三芳町役場	15名
地区懇談会	令和6年2月8日	中央公民館	9名
	令和6年2月10日	竹間沢公民館	9名
	令和6年2月10日	藤久保公民館	11名

◆団体懇談会・地区懇談会においては、第6次総合計画の素案をもとに策定に対するご意見を伺うとともに、まちづくりに関する提案等について懇談を図りました。懇談会において挙げられた主な意見は下記のとおりです。

種別	分類	主な意見・提案等	
団体懇談会	基本構想	●(仮称)地域活性化発信交流拠点の計画について	
	基本計画 (分野別 ビジョン)	みんなとつながる共生のまち	●地域コミュニティやボランティアの活性化について ●男女共同参画について ●共創のまちづくりについて ●多文化共生について
		誰もが自分らしく生きるまち	●スポーツ振興について ●子どもの居場所について ●青少年育成活動の推進について
		健康で元気な笑顔があふれるまち	●高齢者のフレイル予防について
		安心して便利に暮らせるまち	●公共交通について ●地域性をふまえた災害対策について ●都市計画道路について
		豊かで持続可能な産業があるまち	●観光施策について ●農業遺産のプロモーションについて
		緑と文化のなかでこころ豊かに暮らせるまち	●緑の保全について
地区懇談会	基本計画 (分野別 ビジョン)	みんなとつながる共生のまち	●多文化共生について
		誰もが自分らしく生きるまち	●学校の統廃合について
		健康で元気な笑顔があふれるまち	●高齢者の買物について
		安心して便利に暮らせるまち	●円滑な道路交通の確保について ●空家対策、空家の利活用について ●移住・定住の促進について ●公共交通や新しい交通システムの検討について ●公共施設のマネジメントについて

4.第5次総合計画の成果

第5次総合計画では、急速に進む少子高齢化と人口減少等、時代の変化に対応するなかで、「未来につなぐ ひと まち みどり 誇れる町」を将来像に見据えたまちづくりを進めてきました。まちづくりを支える「ひと」、いきいきと輝き暮らせる「まち」、自然と都市機能が調和したまちの特性として「みどり」、これらの特性・資源を未来にプライドを持って伝えていくという意味が込められています。

同時に策定した人口ビジョンにおいては、計画策定時の推計人口約37,000人に対して目標人口を38,500人として掲げました。令和5年(2023)1月現在で37,738人となっています。

第5次総合計画におけるまちづくりの基本理念には、「協働のまちづくり」「持続可能なまちづくり」「特性・資源を活かすまちづくり」の3つを掲げ、それを実現するための目標等を示して推進してきました。

基本理念「協働のまちづくり」

財政制約を背景に公助の拡大が難しくなるなか、住民ニーズの多様化・高度化に即応する自助・共助の拡大を図るべく、町政への住民参画の機会を広げ、協働による施策を推進しました。しかしながら、地域活動を担う人材の高齢化や新型コロナウイルス感染症の流行といった社会的要因により、コミュニティの形成に必要な地域活動の停滞を余儀なくされました。こうした状況をふまえて、誰もが元気に自分らしく生き、デジタルを活用しながら安心して便利に暮らす社会の実現が求められています。

基本目標 I 「みんなで未来を拓くまち」について

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の流行により、みよしまつり・体育祭等が中止になり、公民館等の利用が制限されるなど、地域活動に大きな影響が生じました。また、地域活動の担い手の高齢化や意識の変化により、行政連絡区等加入率の低下もみられました。こうしたなかでも地域のつながりを確保するため、2020年東京大会と関連した住民参加事業の実施、コミュニティ補助制度の新設等に取り組みました。
- ▶ ホストタウンとの交流や、三芳町パートナーシップ宣誓制度の制定、また男女共同参画の分野ではヒューマンフェスタをオンラインで開催するなど、多様性を大切にする施策を前進させてきました。特に2020年東京大会を契機として取り組んだ国際親善・スポーツの分野では、聖火リレーの会場となったことと連携した意識啓発や、ホストタウン(オランダ王国・マレーシア)との交流、ホームページの多言語化対応やパラスポーツ等の体験会の開催等、さまざまな事業を実施してきました。
- ▶ 教育分野では、デジタル技術を活用し個別最適な学びを実現するGIGAスクール構想の実現が図られ、1人1台のタブレット及び電子黒板が導入されました。また、多機関・地域との連携による教育の推進に向けて、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)や教育センターの設置を進めるとともに、三芳町家庭教育宣言～生命輝く 元気みよっ子～を掲げました。
- ▶ 芸術文化分野では、芸術文化推進基本計画を策定し、芸術文化を活用して、いきいきとした魅力あふれるまちづくりをめざす方向性を示しました。

基本理念「持続可能なまちづくり」

国内の財政制約や人口減少社会に対応して、行財政運営においては、事業の効率化を図り、経常収支比率の低減や基金の積み立て等、適正な財政運営を行いました。また、世界規模での新型コロナウイルス感染症拡大においては、予防接種の促進や感染者支援、各種感染対策等、さまざまな発生予防、重症化予防に注力しました。一方で、新型コロナウイルス感染症は、地域経済にも影響を与えました。今後、持続可能な町を運営していくためには、継続的な地域産業の振興や企業誘致・留置等、地域を活性化するまちづくりの推進を図る必要があります。

基本目標II「安全安心で幸せに暮らせるまち」について

- ▶ 福祉分野においては、地域における課題が多様化するなか、地区社会福祉協議会の設置やふれあいセンターの事業実施、また子ども・子育て分野では子どもの貧困対策推進計画の策定、高齢者福祉分野では生活支援コーディネーターの配置等、支えあいの輪を広げ共生を推進するための取組が進められてきました。
- ▶ 町の「西の玄関口」となるスマートICのフル化や3つの土地区画整理事業、令和の森公園等の整備が進められてきました。今後は、スマートICの更なる活用や、藤久保地域拠点施設の整備、工業系区画整理事業等、引き続き都市整備に取り組んでいくことが求められます。
- ▶ 公共交通に関しては、デマンド交通やMaasについての実証実験、民間バス事業者の新路線の運行等、新たな交通体系のあり方の検討に向けた取組が行われてきました。これらの動きを、地域公共交通計画の策定を通して将来像として具現化し、持続可能なあり方を示すことが求められます。
- ▶ 行財政運営においては、行政改革による事業の効率化を図り、経常収支比率の改善・財政調整基金の安定化へとつなげました。また、人事評価制度を導入し、人事管理の適正化を図りました。
- ▶ 広報広聴分野においては、官民が一体となって町に関する情報共有を行う「わが街ポータルみよし」の開設や、コミュニティビジョンの設置に取り組みました。

基本理念「特性・資源を活かすまちづくり」

自然災害の激甚化等、環境対策への危機感が高まるなか、ゼロカーボン宣言を行い、「みよしフォレストシティ構想」による町の特性や資源を活かし、町の緑と文化を守る施策を進めました。そのなかで、国土交通省のガーデンツーリズム登録や、日本農業遺産・世界農業遺産に認定され、小さいながらも個性的なまちづくりを推進しました。今後もこうした町の特性や資源、歴史・文化を未来に守り伝えていくため、環境保全や文化のなかでこころ豊かに暮らせる取組が求められています。

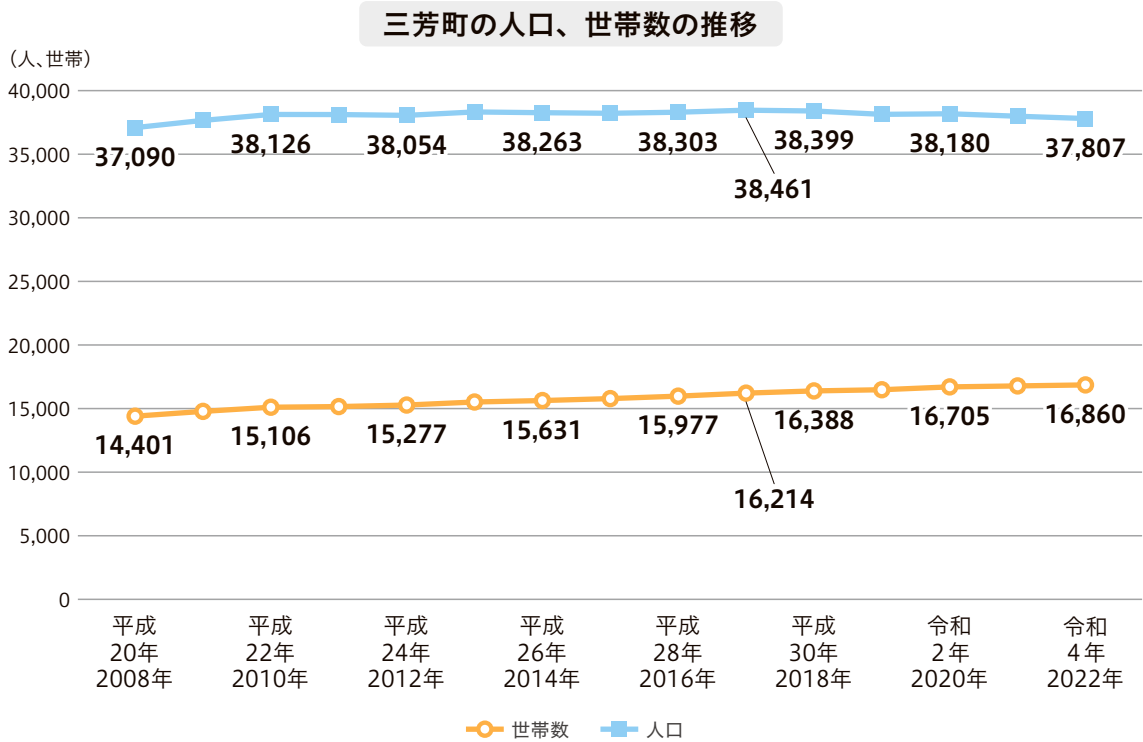
基本目標Ⅲ「緑と活力にあふれた魅力あるまち」について

- ▶ 緑を守り活かすまちづくりに向けて、「守る」取組としてはケヤキ並木の植樹やみどりあふれるまちづくり推進事業、ゼロカーボンシティ宣言等に取り組んできました。また、「活かす」取組としては、国土交通省のガーデンツーリズム登録制度に認定されたオープンフォレスト・オープンファーム・オープンガーデンによる緑と触れ合う機会づくりに取り組みました。
- ▶ 農業分野においては、武蔵野の落ち葉堆肥農法が日本農業遺産に認定され、さらに世界農業遺産にも認定されました。
- ▶ 産業振興分野においては、立地を活かした企業誘致の促進に取り組み、新たな商業拠点の創出に向けた(仮称)三芳バザール賑わい公園構想を策定し、基本計画の策定に向けた検討等を行いました。

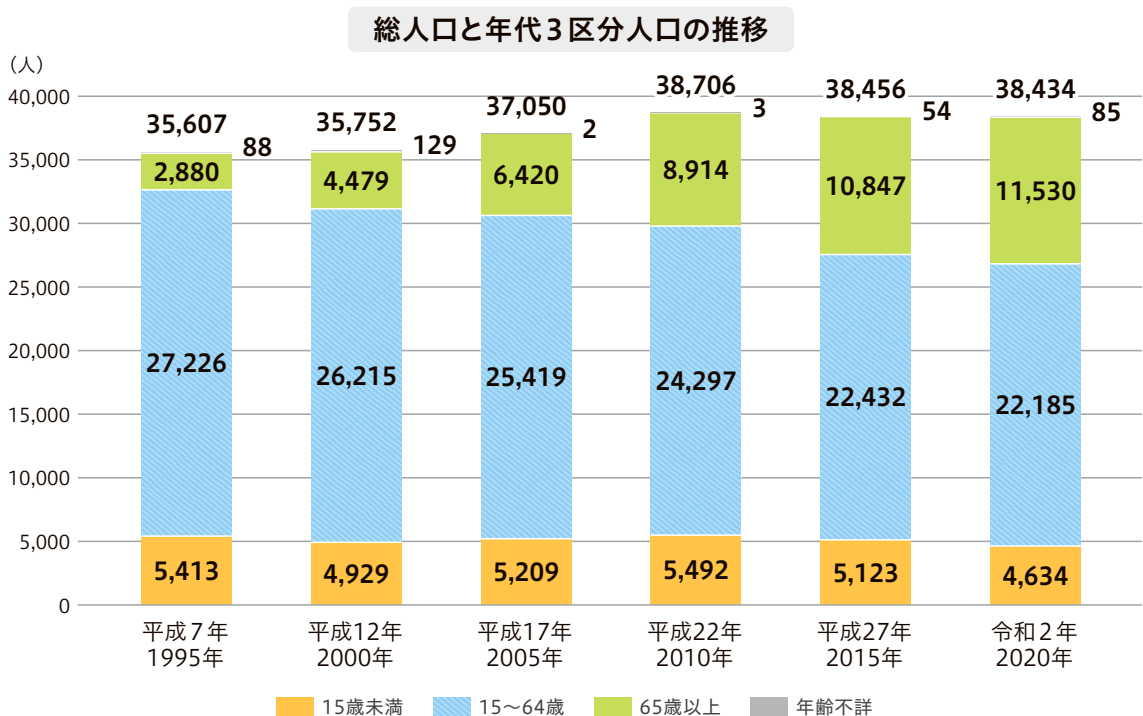
5.統計からみる三芳町の現状

(1) 人口の推移と構成

◆平成29年(2017)を境に人口が減少に転じ、令和4年(2022)には37,807人となっています。

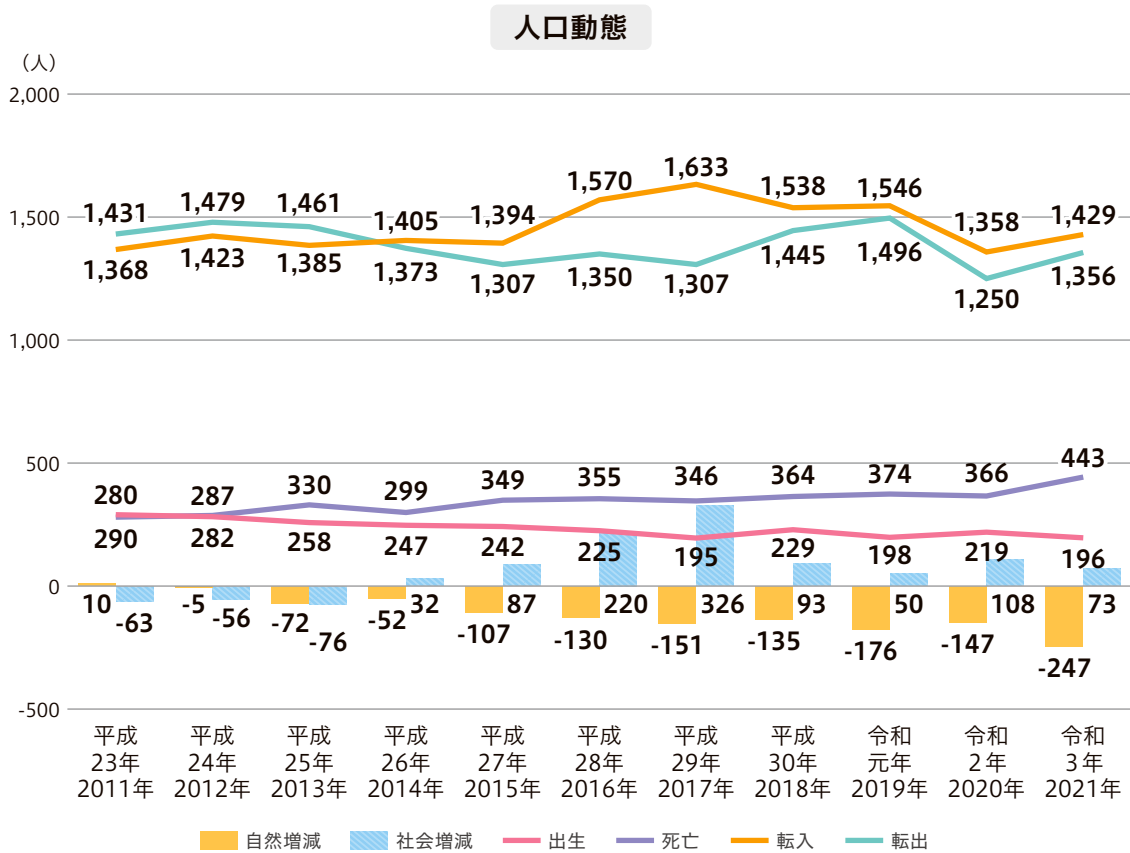


◆65歳以上人口が増加する一方、15歳未満・15～64歳未満人口は減少しています。

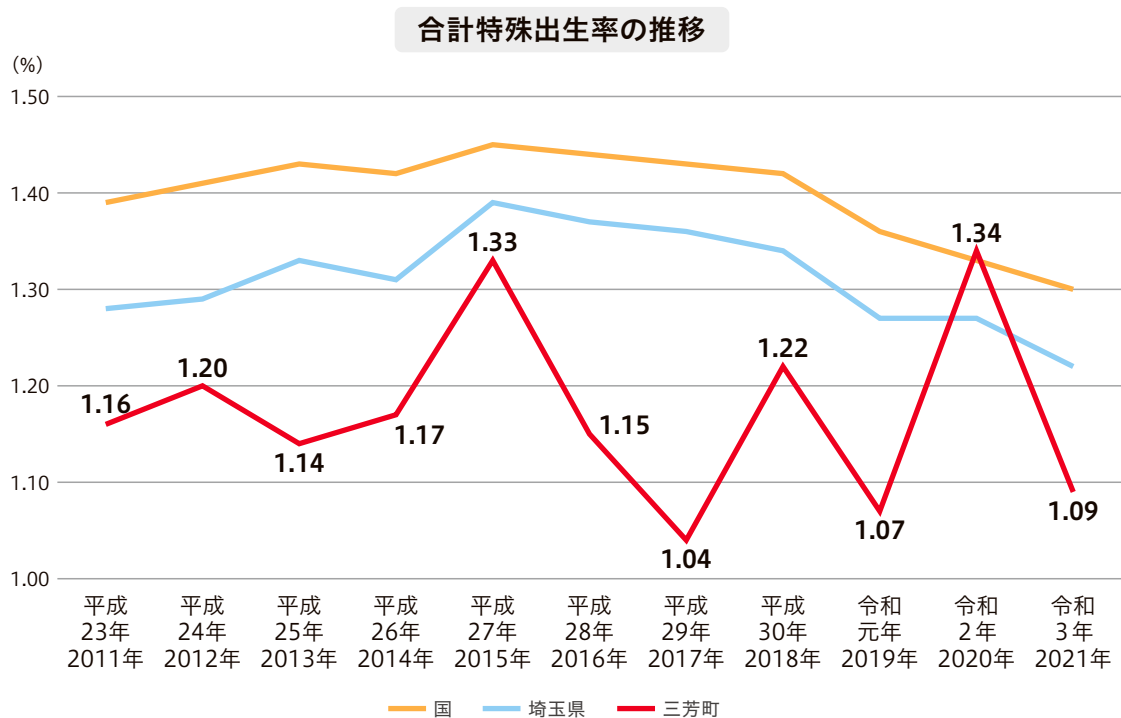


(2) 人口動態

- ◆ 出生の減少及び死亡の増加により、自然減が大きくなっています。
- ◆ 平成26年(2014)以降、8年連続で社会増となっています。

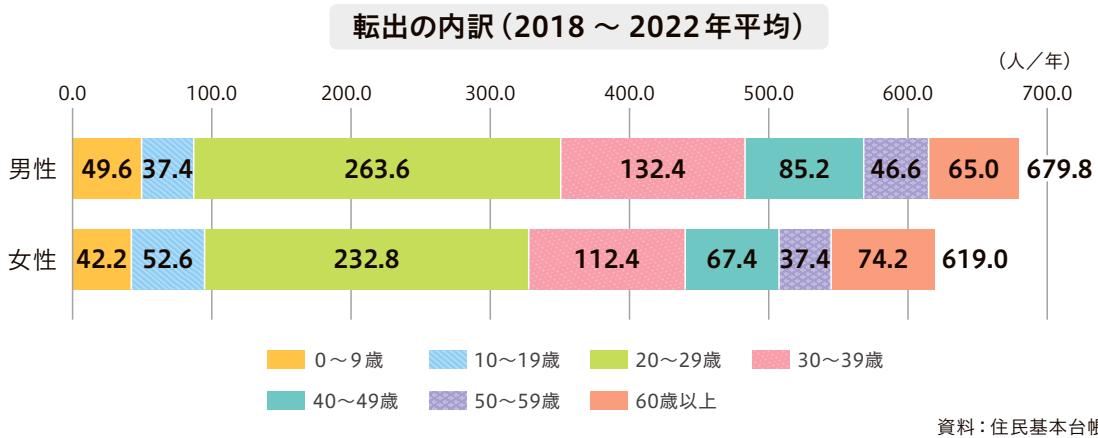
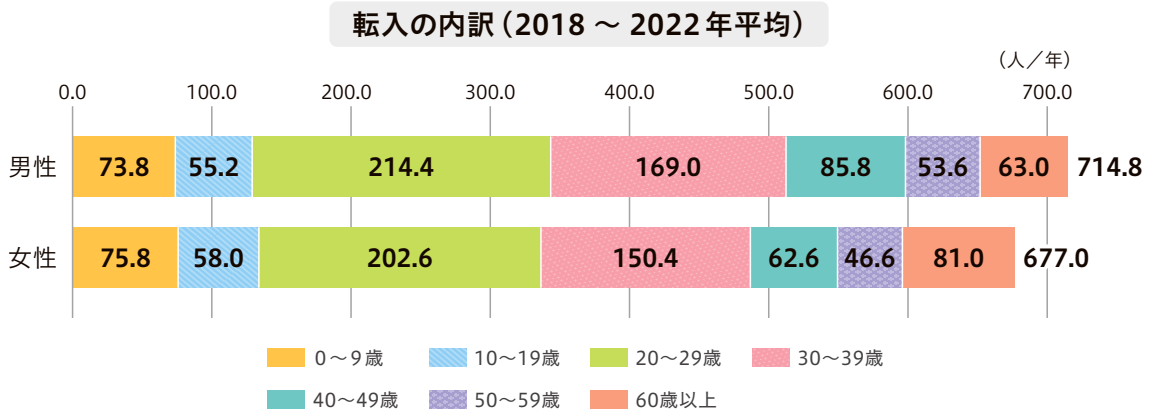


- ◆ 合計特殊出生率は国及び県を下回っている年が多く、概ね1.20程度で推移しています。



◆ 転入・転出は男女とも20～29歳・30～39歳が多くなっています。

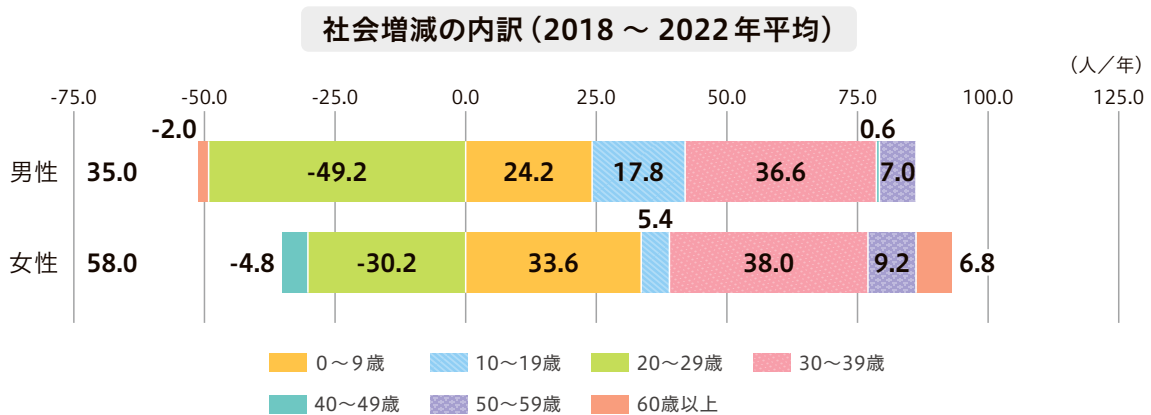
◆ 転出について、10～19歳で女性が男性を上回っています。



◆ 男女ともに20～29歳で社会減が大きくなっています。

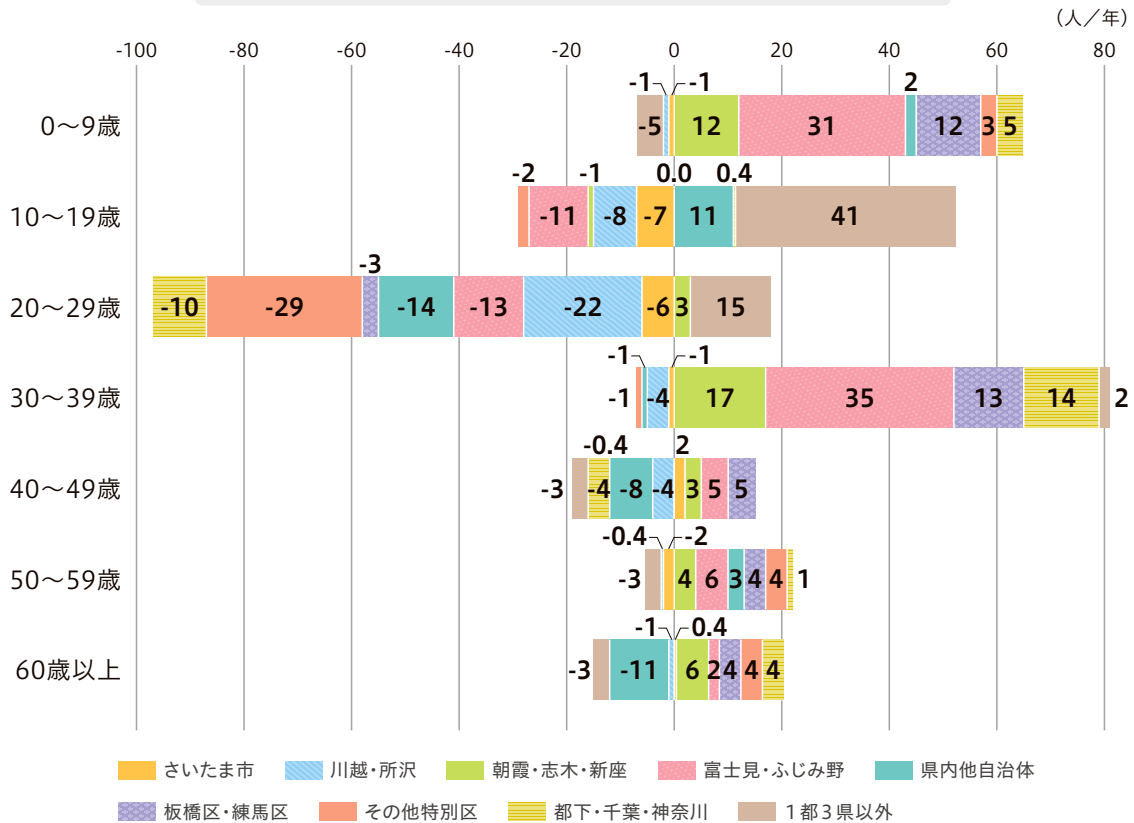
◆ 男女ともに0～9歳、30～39歳では社会増が大きくなっています。

◆ 10～19歳は男女ともに社会増となっていますが、男性での増が女性に比べ大きくなっています。



- ◆ 0～9歳と30～39歳においては、「富士見・ふじみ野」で社会増が大きく、「朝霞・志木・新座」「板橋区・練馬区」についても一定の社会増がみられます。
- ◆ 20～29歳では、「(板橋区・練馬区を除く)その他特別区」「川越・所沢」で社会減が大きくなっています。
- ◆ 10～19歳では「1都3県以外」で社会増が大きくなっています。

社会増減の内訳(年代・地区別)(2018～2022年平均)



年代別	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
さいたま市	-1.2	-6.8	-6.4	-0.8	2.0	-2.4	0.4	-15.2
川越・所沢	-1.0	-8.4	-22.2	-4.0	-4.2	-0.4	-1.0	-41.2
朝霞・志木・新座	11.8	-0.8	3.0	17.0	3.4	4.4	5.8	44.6
富士見・ふじみ野	31.0	-11.0	-13.4	35.2	4.6	5.8	2.0	54.2
県内他自治体	2.2	11.0	-14.0	-1.2	-7.6	3.0	-11.0	-17.6
板橋区・練馬区	11.8	0.0	-2.6	13.2	4.6	4.0	3.6	34.6
その他特別区	3.4	-1.8	-29.2	-0.6	-0.4	3.8	4.0	-20.8
都下・千葉・神奈川	4.6	0.4	-10.0	13.8	-3.6	1.0	3.8	10.0
1都3県以外	-4.8	40.6	15.4	2.0	-3.0	-3.0	-2.8	44.0

※5か年のうちすべての年で転入・転出がそれぞれ5人以上となった自治体を集計

資料：住民基本台帳人口移動報告

地区別人口の将来展望

人口ビジョンにおける地区別人口の将来展望は下記のとおりです。

		令和4年 (2022)	令和6年 (2024)	令和9年 (2027)	令和13年 (2031)
地区別人口構成	上富地区	3,106人	3,070人	2,998人	2,893人
	0～14歳比率	7.8%	7.6%	7.7%	8.3%
	15～64歳比率	60.4%	59.7%	58.5%	56.2%
	65歳以上比率	31.7%	32.6%	33.8%	35.5%
	北永井地区	6,469人	6,478人	6,376人	6,173人
	0～14歳比率	10.7%	9.8%	9.1%	8.7%
	15～64歳比率	56.8%	58.2%	58.7%	58.3%
	65歳以上比率	32.4%	32.1%	32.2%	33.0%
	藤久保地区	22,279人	22,537人	22,543人	22,338人
	0～14歳比率	13.1%	13.0%	12.4%	11.4%
	15～64歳比率	60.1%	59.7%	59.2%	58.4%
	65歳以上比率	26.9%	27.3%	28.4%	30.3%
	竹間沢地区	4,088人	4,488人	4,573人	4,543人
	0～14歳比率	10.8%	13.4%	13.7%	12.8%
	15～64歳比率	65.7%	64.4%	63.7%	62.5%
	65歳以上比率	23.5%	22.2%	22.6%	24.6%
	みよし台地区	1,865人	1,849人	1,810人	1,737人
	0～14歳比率	7.0%	7.1%	7.5%	8.3%
	15～64歳比率	50.5%	50.5%	50.1%	49.1%
	65歳以上比率	42.7%	42.4%	42.4%	42.5%

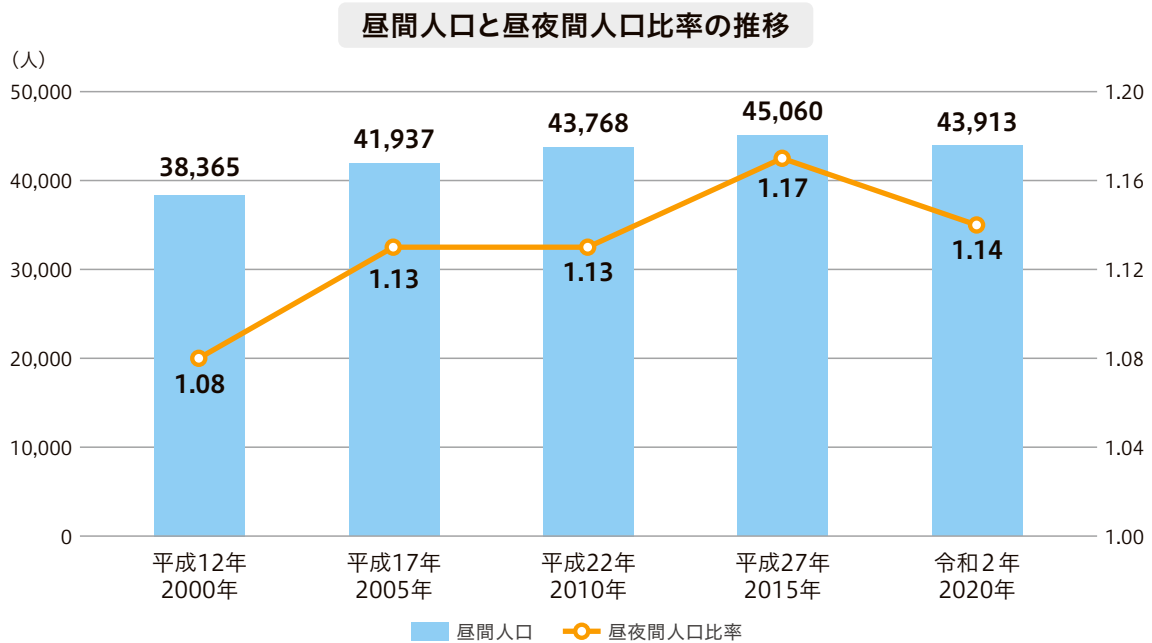
※各地区の将来人口については現在(令和2年(2020))の人口を基に、地区ごとに分けて算出しているため、各地区の合計と町全体の人口は一致しません。

※『三芳町人口ビジョン(改訂版)』における将来展望

三芳町の人口は、国勢調査をベースとした国立社会保障・人口問題研究所の推計(令和元年6月版)によると、令和2年(2020)以降、一貫して減少し、令和42年(2060)には約20,000人になる見込みです。これに出生率向上と社会動態改善推計を反映し、令和42年(2060)の将来推計を31,885人と算出しています。

(3) 就業人口・通勤通学の流動

- ◆ 昼間人口は平成27年(2015)に比べ令和2年でやや減少し、43,913人となっています。
- ◆ 昼夜間人口比率は平成17年(2005)以降1.1を上回っており、近隣自治体と比べて高くなっています。



	三芳町	さいたま市	川崎市	所沢市	朝霞市	志木市
昼夜間 人口比率 (近隣)	1.14	0.93	0.97	0.87	0.83	0.80
		新座市	富士見市	ふじみ野市	板橋区	練馬区
		0.88	0.75	0.83	0.90	0.80

※前ページに掲載した自治体について掲載

- ◆ 通勤先について、町内、三芳町以外の県内がいずれも3割台半ば、東京都が2割台半ばとなっています。

常住地が三芳町の人(15歳以上)の通勤先

県内	町内	富士見市	所沢市	ふじみ野市	川崎市	新座市	さいたま市
12,431	6,462	1,025	732	718	666	523	406
71.1%	36.9%	5.9%	4.2%	4.1%	3.8%	3.0%	2.3%
東京都	特別区部	千代田区	新宿区	豊島区	板橋区	埼玉・ 東京以外	合計 (不詳含)
4,306	3,929	489	437	434	415	227	17,494
24.6%	22.5%	2.8%	2.5%	2.5%	2.4%	1.3%	

資料：国勢調査

◆通学先について、町内は15.7%となっており、また、川越市・坂戸市で通勤先と比較して比率が高くなっています。

常住地が三芳町の人(15歳以上)の通学先							
県内	町内	川越市	さいたま市	坂戸市	新座市	所沢市	朝霞市
1,245	273	244	99	92	75	71	68
71.6%	15.7%	14.0%	5.7%	5.3%	4.3%	4.1%	3.9%
県内		東京都	特別区部	豊島区	新宿区	埼玉・東京以外	合計(不詳含)
志木市	富士見市						
58	44	402	326	45	42	33	1,738
3.3%	2.5%	23.1%	18.8%	2.6%	2.4%	1.9%	

◆通勤元について、町内・富士見市・ふじみ野市・川越市・所沢市の合計で67.6%となっています。

三芳町で従業する人(15歳以上)の常住地							
県内	町内	富士見市	ふじみ野市	川越市	所沢市	新座市	さいたま市
21,370	6,462	3,381	2,514	2,190	1,753	761	682
88.7%	26.8%	14.0%	10.4%	9.1%	7.3%	3.2%	2.8%
県内				東京都	特別区部	埼玉・東京以外	合計(不詳含)
狭山市	志木市	朝霞市	入間市				
619	569	509	281	1,592	800	281	24,095
2.6%	2.4%	2.1%	1.2%	6.6%	3.3%	1.2%	

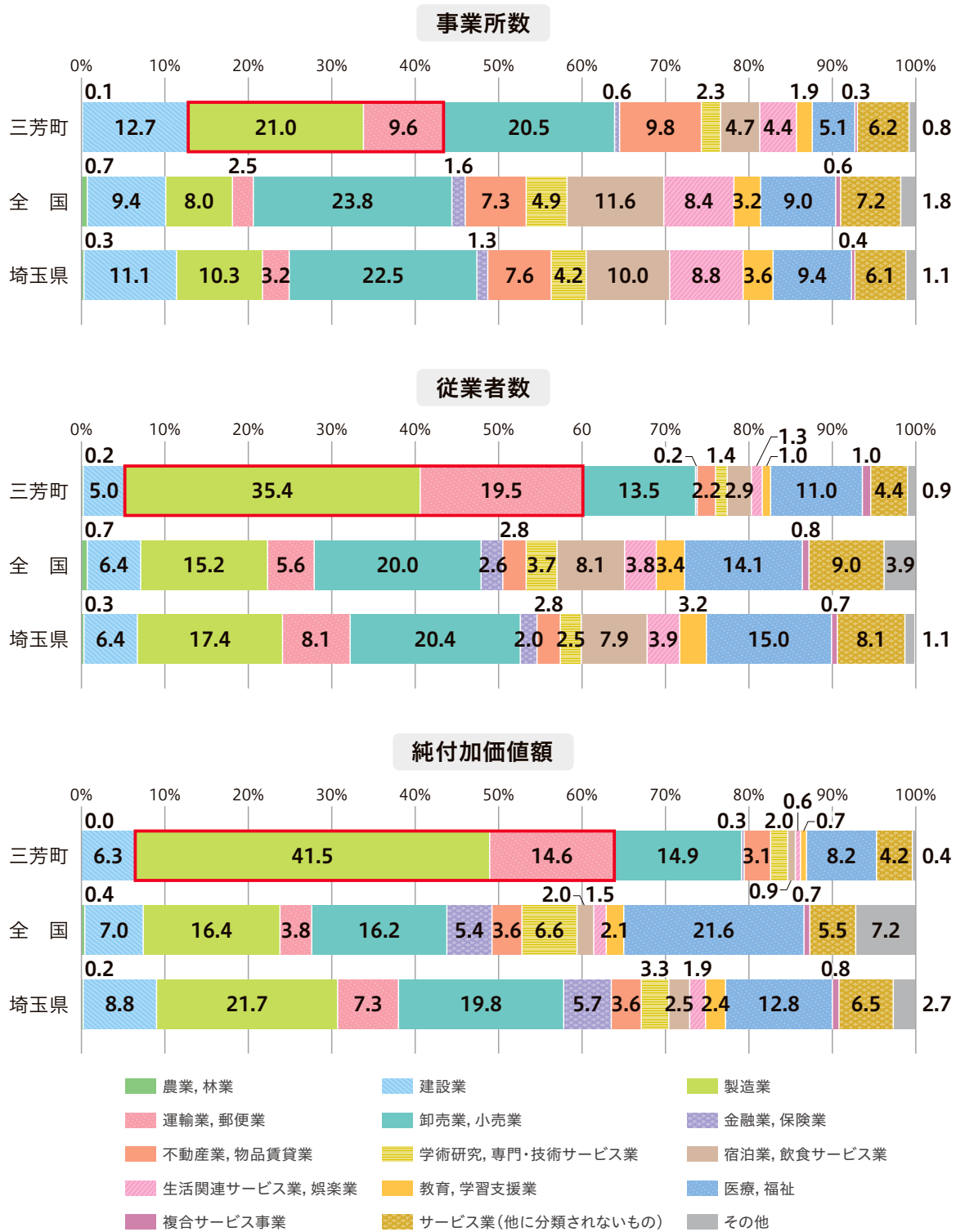
◆通学元について、町内が約4割、三芳町以外の県内が3割台半ばとなっています。

三芳町で通学する人(15歳以上)の常住地							
県内	町内	富士見市	さいたま市	川越市	東京都	埼玉・東京以外	合計(不詳含)
510	273	37	32	21	62	44	694
73.5%	39.3%	5.3%	4.6%	3.0%	8.9%	6.3%	

資料：国勢調査

(4) 産業

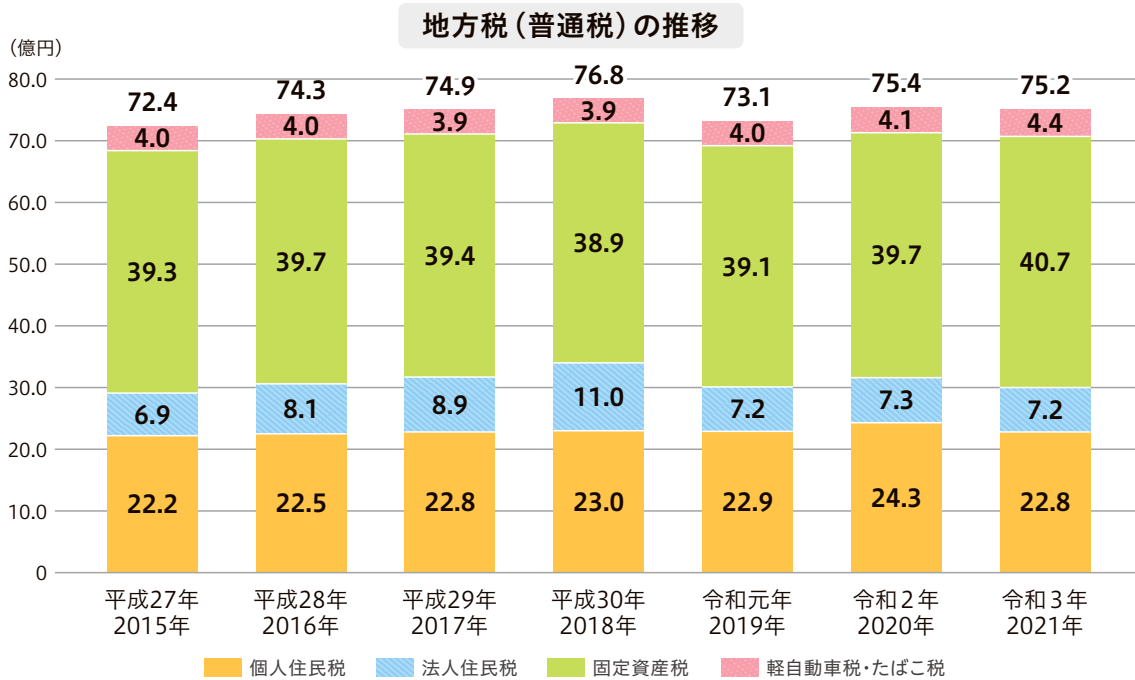
◆産業分類別の事業所数・従業者数・純付加価値額のいずれにおいても、町では「製造業」「運輸業、郵便業」の割合が全国・埼玉県と比較して高くなっています。



資料：経済センサス

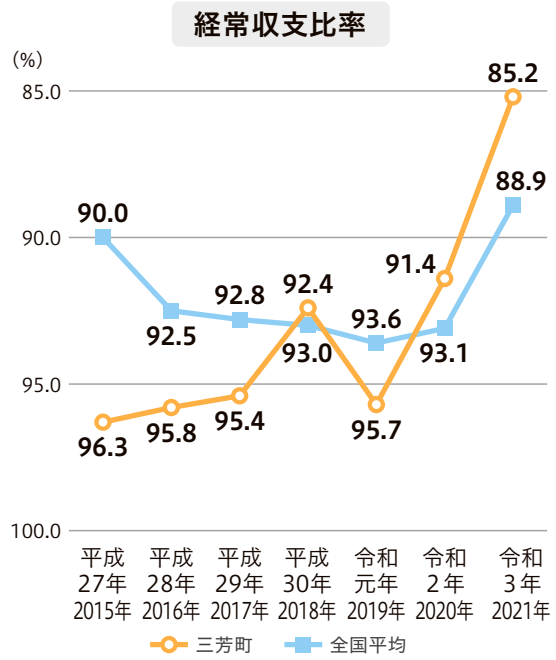
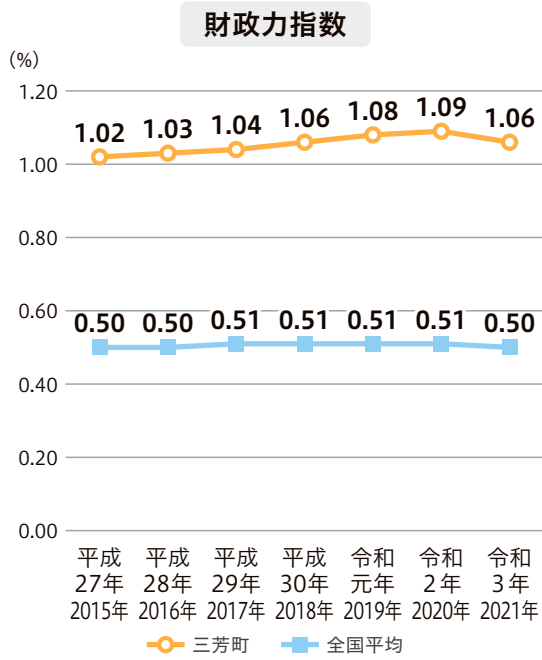
(5) 町財政

- ◆ 地方税(普通税)の合計は、平成30年(2018)まで増加傾向にありましたが、令和元年(2019)に前年比-3.7億円の落ち込みがありました。
- ◆ 内訳をみると、個人住民税、固定資産税、軽自動車税・たばこ税は横ばいに近い形で推移していますが、法人住民税については令和元年(2019)における落ち込みがみられます。



資料：市町村決算カード

◆財政関連指標について、財政力指数は全国平均より良好な数値で推移しており、経常収支比率は令和2年(2020)以降全国平均より良好な数値となっています。



資料：市町村決算カード

財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。 財政規模に対する収入であり、高いほど財源に余裕があるといえる。
経常収支比率	普通交付税等のように用途が特定されていない経常一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。低いほど財政の自由度が高いといえる。

三芳町第6次総合計画

発 行 令和6年(2024)4月

発行者 埼玉県三芳町

住 所 〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番1

電 話 049-258-0019(代表)

F A X 049-274-1055

U R L <https://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/>

Planning & Designed / (株) ジャパンインターナショナル総合研究所



三芳町